平成２３年第１１回（１２月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問順位	議席番号	質問者	質　　問　　事　　項	頁
1	12	三堀　善業	1. ＡＥＤについて 2. 災害について 3. 世代間交流施設について	2
2	11	宮下　敏夫	1. 職員の人材育成と人事評価制度について 2. 学校給食調理業務の民間委託について	16
3	9	成瀬 恵津子	1. 交通弱者の足の確保にデマンド方式の導入について 2. 役場窓口に「耳マーク」表示板の設置	30
4	5	中谷　道文	1. 荒神山公園の諸施設の充実強化と整備について 2. 町の観光事業への取り組み強化について 3. 鳥獣害対策について	42
5	10	中村　守夫	1. 平出地区道路及び歩道の改修と設置について 2. 平出保育園の移転新築と町内保育園の調整について 3. 人口増に向けての住宅建設について 4. 空き家・休耕地の再利用について	57
6	3	根橋　俊夫	1. 後期高齢者を対象とした、人間ドック受診費用助成、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成など長寿・健康増進事業の取り組 みについて 2. 相次ぐ事故に対する原因と責任および今後の対応について	69
7	4	堀内　武男	1. 辰野町道路整備計画構想について 2. 原発事故に伴う放射線量管理対応について 3. 公園の管理について	88

【2日目】

質問順位	議席番号	質問者	質　　問　　事　　項	頁
8	6	熊谷　久司	1. 県道与地辰野の整備について 2. 下辰野商店街の駐車場について 3. 辰野町の人口減少歯止め策について	105
9	13	宇治　徳庚	1. 森林税が町に寄与した実績と課題について 2. ＡＥＤの公共施設への配備実態と屋外での利用方法について	119
10	1	永原　良子	1. 学校給食の一部民間委託について 2. 学校給食用食材の放射能安全対策について	130
11	2	岩田　　清	1. 税および公共料金の滞納について 2. キャリア教育について	145

平成23年第11回辰野町議会定例会会議録（７日目）

１．開会場所　　辰野町議事堂

２．開催日時　　平成23年12月８日　午前10時

３．議員総数　　14名

４．出席議員数　13名

１番	永原良子	２番	岩田　清
３番	根橋俊夫	４番	堀内武男
５番	中谷道文	６番	熊谷久司
７番	船木善司（欠席）	８番	篠平良平
９番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

５．地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎克彦	副町長	林龍太郎
教育長	古村仁士	代表監査委員	小野眞一
総務課長	小沢辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬元広
住民税務課長	松井夕起子	保健福祉課長	野沢秀秋
産業振興課長	中村良治	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	林　康彦
教育次長	向山　光	病院事務長	荻原憲夫
消防署長	赤羽　守		
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	宮原修二	事務局長	百瀬辰夫

６．地方自治法第123条第１項の規定による書記

議会事務局長	飯澤　誠
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

７．地方自治法第123条第２項の規定による署名議員

議席　第２番	岩田　清
議席　第３番	根橋俊夫

８．会議の顛末

○局　長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議　長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第11回定例会第７日目の会議は成立いたしました。ここで船木善司議員、宮原正尚福寿苑事務長が病気のため欠席届が出ておりますので、報告します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。５日正午までに通告のありました、一般質問通告者11人全員に対して一般質問を許可してまいります。質問、答弁を含めて一人50分以内とし進行してまいります。また町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	１番	議席12番	三　堀　善　業　議員
質問順位	２番	議席11番	宮　下　敏　夫　議員
質問順位	３番	議席９番	成　瀬　恵津子　議員
質問順位	４番	議席５番	中　谷　道　文　議員
質問順位	５番	議席10番	中　村　守　夫　議員
質問順位	６番	議席３番	根　橋　俊　夫　議員
質問順位	７番	議席４番	堀　内　武　男　議員
質問順位	８番	議席６番	熊　谷　久　司　議員
質問順位	９番	議席13番	宇　治　徳　庚　議員
質問順位	10番	議席１番	永　原　良　子　議員
質問順位	11番	議席２番	岩　田　　清　議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位１番、議席12番、三堀善業議員。

【質問順位１番、議席12番、三堀　善業　議員】

○三堀（12番）

おはようございます。質問順位今回は１番ということで、私この１番から４番までには今まで入ったことありませんので大変早い番号いただいて、気分良くしているところでございます。よろしくお願いいたします。今回は通告してあります３点ほどの質問行ってまいります。まず最初にＡＥＤについてでございますけれども、

このＡＥＤというものは非常に性能の良い大変多くの方々を救っている器械だというふうに理解しております。今日までＡＥＤによってどれほど多くの人命が救われ、一命を取り留めただけでなくて社会復帰を果たしている、そうした例は数多くあります。辰野町においてもかなりの人が救われ、ＡＥＤによって幸運な人生をその後送っている方もおられます。大変有効な機能をもった医療機器だと感じております。けれどもこのＡＥＤというものは、確かに性能は良いんですけれども救急隊員あるいは救急救命士、消防署員というような方々にとっては常に扱っておりますし訓練も受けてるし、また人に指導もしてる。そういうようなことを考えますと対応が精度を高くして敏速にできるという。しかし、一般の者に対してはそう簡単にはいかない面があろうかと思います。一度講習を受けたとか、やってるのを見たとかっていう程度ではなかなか容易に使いこなせるものではないというふうに考えます。実際の現場でもって目の前に意識不明の人がいるとか、心肺停止だとか、その上、血でも流しているというようなことになりますと、救急車への通報くらいはまあすぐやれるでしょうけれども、同時に進行して周囲の者を指示し、心臓マッサージをしたり協力させてＡＥＤを使うということは、なかなか簡単ではなかろうと考えます。そしてＡＥＤの設置その場所が分からないとか、あるいは知っていても遠い所にある、とっさの時には近くにあってもそれが目に入らないそんなこともあります。なかなか筋書きどおりにはいかないのが現状だと思います。質問いたします。辰野町に設置されているＡＥＤの一覧表というものはあるでしょうか。それからまた配置されてる図面、配置図って言いますかそうしたものがあるかどうか。それから２点目は不備な地域、あるいは場所というものはまだあるというふうに聞いておりますけれども例えば運動施設だとか、公園だとかっていうような所についての設置がどうかと、この２点をお伺いいたします。

○町　長

皆様おはようございます。本日から12月議会一般質問第１日目でございます。傍聴の皆様も大勢お越しいただきまして町政に日頃からご協力と関心を寄せていただき心から感謝申し上げます。それでは質問順位第１番、三堀善業議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。まずＡＥＤということで、その設置ということでございます。現在辰野町では53事業所で60台の設置が現在確認されております。なお、現状では届け出の義務がないためにこれ以上ある施設も、あるいは個人的な

団体的に使う所などで会社、事業所ほかである可能性もあります。不備な所ということでございますけれども、不備ということは設置してあっても不適当であって非常に設置が不備であるという意味なのか、あるいはまた未設置の所を不備と称されているかよく分からないところでございますが、いずれにしましても現在のところは確認をされていない状況であります。設置されている所、もう少しこうした方が良いだろうというような要望箇所、あるいはまた明らかな所は当然これは直さなければなりません。できるだけ使いやすい所、大勢の目に付く所、できるだけ運動施設であるならばその運動施設に近い所。未設置ということになってまいりますと現在まだそういった所に対して、ここはという所は確認されておりませんが今後状況に応じて進めてみていきたいと、こんなふうにも考えてるところでございます。設置不備に関しましてはやはり、その屋内よりも屋外が適当と思われる場所があります。屋内の場合やはり鍵が掛かってて入れない。運動場、外であるのでというような場合もあります。屋外に置けば屋内でも使えるというようなことで両方を兼ねるには屋外が適当であろう。しかし風雨にさらされたり、あるいはイタズラほかもあってはならない。そうかっていちいち施錠しているんはキイを探すのに大変なこともあります。ということでガラスの透明なガラス等が設置されておりまして、置き場所いろんな置く場所のケースがあるわけですが、いざと言う場合はそのガラスを壊って取り出していただくという方法も考えられているところであります。消防署長の方からもう少し詳しくご説明申し上げますが、いずれにしましても今議員がご指摘のとおりＡＥＤは体外式心室除細動器という形であります。心臓が止まって完全に停止ということではなくて、除細動が起きるというようなことも相当あるわけでありまして、簡単に言いますと細動ですから細かいけいれんが心臓に起きてしまう。したがって普通の心臓のポンプの働きをしなくなる、この状態の電気が確認されますと、電気で人間の身体も動いているということになってまいりますのでそれを元に戻すということで普通のパルスと言いますか、電子信号、電気信号に戻すとこういうことが目的であります。そういうことで除細動器でまず設置いたしますとご存知のとおり、まず器械が判断をします。それでダメな場合はダメ。除細動可能性ありと、若干のそういったけいれん的な細動の信号出ていると、この場合は適合という形の中でいちいち言葉で指示をしてくれますので、そのとおりやってスイッチを押していただいて大きな電圧と言いますか、電圧自体はそんなに高くない

んですけれども電流も大きく出ますので、できるだけその器械あるいはまたその本人、設置本人、設置って言いますか装着した本人に触らないようにというような形の中でスイッチが入ると、こういうことになってきております。非常に有効であるということでありますので、お願いを申し上げたいとこんなふうに思っております。以上であります。消防署長からお答えします。

○消防署長

質問にお答えしたいと思います。設置状況につきましては、さきほど町長言いましたように、消防署で把握しているものについては53施設60台でございます。また一覧表、配置図等につきましてはホームページの中の辰野町のホームページの中の、上伊那安心安全マップで見ることができるかと思います。それから不備な場所はないかというご質問でございますが、確かに体育館等、また運動施設、屋外のマレットゴルフ場については設置数は少ないわけでございます。しかしその近くの付随した施設には多くを設置してあるところでございます。これにつきましては非常に高価なために建物内に置かれているということでございます。それの対応につきましてはさきほど町長が言われたように、ガラス等を破壊しながら使用していくという施設がいくつかあります。以上でございます。

○三堀（12番）

53施設60台という数字はそれが多いか少ないかちょっとよく分かりませんけれども、いずれにしてもさきほど町長も言われました不備の場所がどういうところを言っているのかということですけれども、町内バランス良くどこの施設にも近い所に、そこになくても近い所にあるというようなことが必要かという意味で、手薄の地域はないかということを考えたわけです。ほぼ消防署長の説明でもありましたように大体配備されてるというようなお答えでしたので、よろしいかというふうに考えます。特に今話も出ましたように高齢者が集まる場所、マレットゴルフ場でありますとかゲートボール場などは必要ではないかと思います。しかし設置が難しい場所もあろうかと思います。ガラスを割ってって言ってもそういう建物がなければできませんし、そんなようなことを考えますと緊急ボタンというようなものの設置がどの程度にされているか、そしてまた「何かの時にはここへ連絡しろ」というような貼り紙でもしておくとか、何かそんなような手立てもあろうかと思います。またこの問題につきましては大体、人が集まる所、あるいはスポーツの大会とかそんな

ような時が割合多い、そういうこと考えますとスポーツ大会など年齢に関係なく必要な時があろうかと思います。サッカーのシーズンが終わりました。そのシーズンオフを飾る松本山雅のＪ２昇格、大変元気をいただけるニュースだったというふうに私は感じております。ところがその山雅の選手の一人で主要選手ですけれども有名な松田直樹、この人が心筋梗塞で倒れてしまった。私は、心筋梗塞じゃなかったかな？私はもうあれだけの人ですから直ぐ復帰するであろう、というふうに見ておりましたけれども死亡してしまいました。このことをみますと若いとか、運動しているとかいう問題ではない。そしてその運動施設にはＡＥＤは設置されていなかったというふうに聞いております。あれば助かったか、なかったからいけなかったか、それはちょっとよく分かりませんけれども、いずれにしてもあとからそれを聞かされると「いやー、残念だったな」という気持ちにはなります。事故やそうしたことは年齢、あるいは場所を選ばないわけです。そこでお聞きいたしますけれども、この運動施設て言いますか運動の大会なんかの場合には、非常にいくつか重なる場合がありますので荒神山の競技場でやっている場合、あるいは丸山球場でほかの大会があるとか、少年野球がどうだとかっていうことになりますと一度にいろいろと重なってくる。そのような所へのＡＥＤ貸し出しはやっておられるのか、やっているとすれば、それが足りているのかどうか、集中した時の問題も考えますとちょっとそのへんを気になりますので、お伺いいたします。

○町　長

今ご指摘のように優秀な選手でありました、松本山雅の松田直樹選手「ＡＥＤがあれば」というふうな声も確かに聞こえてきております。非常におしいことをしたなと残念でなりません。また人命を救助するに対しましては非常に有効であるということでありまして、現在ＡＥＤですがＰＡＤという形の中で一般の皆さん、住民も皆さんも我々も使えるものということでこういうものもありまして、同じ器械でありますからそういったことは一般人による除細動ということでＰＡＤと言うそうでありますが、現在この６年間で３件辰野町でも、もう使用されております。なお消防救急隊等での除細動も24件、既に使用済みということでありまして確率的には非常に思った以上に使われているなということであります。それぞれ効果が出ている筈であります。それで全部設置ができない場合に、あるいは置く場所がない場合に使用する団体が複数入ってしまうような時も利用する運動場などもあるわけであ

ります。そういうことで現在は荒神山のパークホテルでこのＡＥＤの貸し出しを認めております。またこれを周知徹底させなきゃいけないと思いますが、そのような貸し出しのできる所、それが近いか遠いかは別問題といたしましてとりあえずはそのことはできるように現在はなっております。ほかの施設も貸し出しその他につきましても結構高価な物ですから数揃えることもこれから進めてまいりますが、適宜、融通し合うというようなことの中で更にこの普及を、貸し出しの普及も含めて進めていきたいとこんなふうにも思っているところでございます。また緊急ボタンなどはどのようにすべきなのかまた検討いたしますけれども、表示、物はなくても表示、「これから何メートル先」あるいは「角の所」あるいは「裏側にあります」こんなような表示なども非常持ち出しと同じよなふうな、一つのラベルのようなものも考えていかなきゃならないと、ご指摘でありますので検討をさせていただきます。ほか消防署長の方からあれば貸し出しの件につきましてもお答えをいたします。

○消防署長

町では貸し出し用のＡＥＤはありません。今、町長の言われたようにパークホテルにはございますが、ほかについてはありません。上伊那でも貸し出し用のＡＥＤは扱っている所はございません。それですが屋外等で実施する行事等につきましては平成21年度に区対象に配布しましたＡＥＤを借用して、携帯していただくっということを考えていっていただきたいと考えております。以上です。

○三堀（12番）

その今の消防署長の21年度に区へ、17区あるわけですけれども全部かどうか分かりませんが、いずれにしても区へ貸し出したっていうのは、設置されてるっていうのはこれ非常に今後有効な貸し出しの対応には有効な手段であろうというふうに考えます。是非そのへんはそのＡＥＤが機能するようにお願いしたいと思います。次にその使用状況についてちょっと町長の方からも触れられてありますけれども、いわゆる救急隊員だとか救命士あるいはドクターというような立場の人は、かなり精度の高い的確な扱いができると思います。そういった一般の人による私はその一般の人によるものの成果と言いますか、どのような実績になっているかこれをちょっと伺いたいんですけれども。専門家がやるものではなくて一般の方々がそのＡＥＤを使ってどうだったということの結果の数字等ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○町　長

お答えを申し上げます。さきほど言いましたようにＰＡＤの方式、すなわち一般の皆さんによるＡＥＤの使用はこの５、６年間で３件ということであります。結果その他は消防署長からお答えを申し上げます。それで一番これ大事なことはメンテナンスが一応大事でありまして、設置したらズーッと永遠に良いわけでありませんでして、やはり電池で動きますので電池の交換などを適宜すること。したがいましてこれはうっかりしてましても、結構高価なものだっていうことでキチッとしたメーカーは適宜その点検を通知してれたり交換にお金も掛かりますが来てくれたり、それからまたパッドと言いまして胸に貼り付けるもの、これノリで付きますので例えば訓練なんかに使ってしまえば、１回毎に粘着性は落ちるわけでありますので適宜交換しなきゃならない。特に子どものパッドと大人のパッドは違いますので、あるいはまた未使用のままズーッと放置するとその粘着も弱まるということですから、子どものものも主体に、大人の方も一緒に併せてこのメンテをしていきたいとこんなふうに現在考えてるとこであります。結局ＡＥＤは自動体外式除細動器というのが正式名であります。効果ほかにつきまして署長からお答えします。

○消防署長

質問の一般人による除細動でございますが３件実施しまして、１名が蘇生してるところでございます。参考に救急隊による除細動につきましては、ここ６年間24件でございます。その内、６件が蘇生をし３名が社会復帰をしている状況でございます。以上です。

○三堀（12番）

24件で６件、３名が社会復帰、なかなか難しことだと思いますけれどもこの数字をできるだけ上げていきたいといふうに考えます。それでは次の質問に移ります。今後こうしたことについてＡＥＤが、あるいは町長の言われたＰＡＤですか、これをできるだけ的確に、敏速に、スムーズな取扱いができるように一般の人でもできるように、今後その取り組みについて是非多くの人が経験し講習を受けることが一番であろうとは思いますけれども、そのことについて今後、何か方針がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○町　長

お答えを申し上げます。このことはやはりその場に至って説明書を読んでやって

いくということではちょっと少し遅れを取ってしまう可能性があります。それで、もちろん慣れてもう一度アナウンスをスイッチを押せば器械の方でしてくれますので「はい、パットを貼ってください」「次はこうしてください」「離れてください」「はい、スイッチを入れてください」て全部指示がありますのでその通りやれば良いわけでありますが、やはり理論的に頭入れたり、習うより慣れろということですから回数やはり現物を使って、そして講習をし、それから実地訓練をすることが一番大事だろうとこんなふうに思います。頭で分かってもいざという時は人命に関わることですし、その方がもし倒れていれば、もう慌ててしまって何もできないというふうなことも多くみられるわけであります。したがいまして本年これに対します講習に関しましては56回開催し、そして既に 1,453 名の住民の皆さんが受講を現在しているところであります。このことを更にまた回数を増やしたり、区毎でやったり、あるいはまたそうなりますと一定の皆さん方、区の役員を中心とした、あるいはというような形にもなって常会長とかなってっていきますので、もう少し今後は一般の皆さん方もこういった組織でなくて集まれるような機会など、防災訓練では当然やってますし、また見てもいただいております。まず文書読むんでなくてまずは人のやる所見ること、次は自分で実際にスイッチを押してみること。訓練ですから模型の人形なども用意してありますし、大体人体と同じような形でこう接着できるようなビニールの胸も出てくるようになってますので、その点をお願い申し上げたいと思います。署長の方からお答えいたします。

○消防署長

講習の回数、それから人員については今、町長の言われたとおりでございます。消防署も覚えていただくために要望があれば昼夜を問わず、土日、祭日、職員を派遣し講習会を開いているところでございます。また1回のみならず2回、3回と覚えてもらう必要があるかと思います。実施する際には勇気を持った行動を望むということでございます。以上でございます。

○三堀（12番）

そのとおりだと思います。回を重ねて、今、町長の方からも言われましたように大変な数の人も経験しているわけですけれども、なお更に今後、区にそれを設置されているということになりますと区を多く使って、区会、区長だけでなくて区会議員大変な数になろうかと思います。それでまた役員は代わってきますので多くの人

が経験できる回を重ねることが肝心じゃないかと思います。この質問の方はこれで終わります。

次に災害についてでございますけれども、辰野町に予想される災害というのはおそらく地震、地震による山津波、あるいは水害、火災、落雷、落雷によっての停電ですか、主なものはそこらへんだろうと思います。今回いろいろの大きな地震をこうずっと見ますと長野県内にも栄村の大変な被害を受けた地震がありました。今、辰野町で行われている、まあこれ辰野町だけではないでしょうけれども総合防災訓練、これは各区の自主防災組織を立ち上げと同時にそれに併せて行われているというのが大体実態だろうと思います。いずれにしても一つのストーリーがあって、それに添った訓練だというふうに感じます。災害が起きるとよく「想定外」ということを言いますけれども「想定外」というのが災害だというふうに考えます。そこでお聞きしたいと思います。今後複数の、これちょっと4点ほどありますけれども皆関連しておりますので、一緒にお伺いいたします。今後複数の災害が重なるような設定での訓練、あるいは広範囲に大規模な災害が及ぶということの想定を考えますと、辰野町1町村だけでなくて町だけでなくて、少なくとも北部3町村の合同の訓練というような形のものも、それをいろいろの場面で展開していく必要もあろうかということ。それからまた、全く知らされていないような状態、これ災害というのは知らされてくるものでありませんので、知らされていない訓練、しかもそれが緊急警報装置、情報を得るのはそのくらいしかないというような中での訓練だとか、あるいは更に悪条件を組み合わせてそうした状況作っての訓練というような、
ちょっと意地の悪いような言い方になりますけれども、そうした考え方での今後、取り組みというものはどのようにお考えになっているかお聞きいたします。

○町　長

次の質問、災害についてであります。今回の東日本の経験した大災害ほか、多々自然災害もあるわけでありまして、人災もあるわけですが「想定」という言葉はもう人間が使うべきでない、即ち「想定外」という意味です。しかしそのとおりでありますので、想定外という形で受け止めるわけになかなかいきませんので、どうするかっていうとやっぱり予測することは大事であります。今議員のおっしゃりましたようにいろんな自然災害等が考えられますが、ご指摘の落雷、洪水、地震等はそのとおりであります。これにかてて加えまして辰野町の場合は台風も当然入ってま

いります。風、風害ということです。これにまつわりまして最近異常気象が地球各地で起こっておりまして、竜巻というのも海場ばっかりでなくて陸地でも、日本は少なかったんですがアメリカあたりは非常に多いんですけれども、竜巻街道ができるぐらいですが、日本でも多々起きているということであります。即ち上昇気流が激しく起こりますと、上昇気流っていうのは空中でまず段々起こってくるんですが、地熱なども加わって段々激しくなります。一気に上り詰めて成層圏あたりにまで達しますと急に水分を含んでいると冷やされて氷になる、簡単に申し上げますと。氷もできますが、もちろん落っても来ますし、また上で氷雲などもできてくるわけですがそれらが摩擦しあって電気も帯びる、電気帯びたのがさきほどご指摘のとおり落雷になってくる。同時に上昇気流と同時に上でもってもの凄い気流が上がってく、スピードが上がってまいりますと下降気流が平行して急にその氷で冷やされますので起きてくる。その下降気流がやはり回転を段々始めまして、地上まで達すると竜巻というふうな形になりやすい、こういうことだそうであります。したがいましてこういった山の中山間であってもいつどこでも起きても不思議でない。一つの例は小さなものとしては運動会などで運動場で、これは夏あたりが多いんですけれどもつむじ風等が起きてますが、あれも一つの竜巻の現象、小さいですからそのまま直ぐ潰れちゃいますけれども、しかし最近では冬でも竜巻も起こるということであります。したがいまして今議員の言われたことに対しまして、今度は更に風、要するに風害、いろんな意味で台風も竜巻も全て含めまして総括的にこれを想定外と言わず考えていかなきゃならないということであります。したがいまして訓練も１つ地震だけでなくて地震自体も複合的に起こる場合もあります。プレートのやはりエネルギーの発散、それが連動して東海地震、あるいは南海地震、あるいは東南海、ひいては直下型の断層のズレぐらいまでも及んでくる可能性もあります。それに複合いたしましてそれぞれの、また災害もできると、起きてくるということが予測されますのでこれに対して更にもう少し訓練を複合的な考えで進めなければならないと、こんなふうにも思います。更にはまた人災という形の中で放射能の問題もありますし、あるいはまた知らないところに非常に危険物が置いてある可能性もあります。そういったことも合わせまして訓練、考えられることを組み込んだ考え方で進めていきたいとこんなふうにも考えてるところであります。署長の方からあればお答えをいたします。

○総務課長

防災訓練の関係が出てまいりましたので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。いろんなケースを想定した訓練ということでありますけれども、現在もですね今年も新町の会場をメイン会場でやらせていただきましてけれども、この想定もですね大雨洪水警報とそれから地震の東海沖地震の関係の震度6弱という想定の中でそういう被害を予想をしまして、訓練をさせていただいているところであります。いろんなケースもあるかと思いますけれども、一度1つの会場で短時間でやるには難しいということもございますので、もしやるとすればですね図上訓練と言いますか、ロールプレイング訓練と言いますけれども、そういういくつかのケースを想定をしたものを机上でもってやる訓練がございますので、そんなようなものをこれから取り組んでまいりたい、そんなふうに考えております。それから2番目のご質問で北部3町村の合同訓練のお話が出ましたけれども、議員ご指摘のとおりですね今年の大震災広範囲になり応援の態勢もスムーズにいかない部分もあったということの中で、県でもですねその今取り組み方の検討を行っておりまして、今方向が出たところであります。広範囲な災害に対しましてはですね、長野県の市町村の災害時の総合応援協定というものを作りまして、今までもあったわけですけれどもこれを見直すことによって各ブロック単位でもって行動をするという、そういう広域単位の行動のシステムを作りました。上伊那でいきますと伊那が代表市町村ということで上伊那の中で災害起きた場合には伊那市が音頭を取って、そして指示を出す。よその長野県の中でどこか前回のこの前の松本の地震の時のような場合にはですね先遣隊を伊那市が直ぐ行って、現場に行ってどこの指示を得るわけでもなく上伊那の広域の中でその応援態勢を組むと。物資の応援であったり資材の応援であったり人的な応援もそこで判断をしてやるという、そういう協定を結びましてそういう流れの中で、そして今度県単位になりますと全国の方にその枠を広げていくという態勢を作りました。ですのでこれに基づいた訓練もこれから必要になってこようかな、そんなふうに思っているところであります。まだあったかもしれませんが、今そんなことで報告をさせていただきます。

○三堀（12番）

いろいろとお話をお聞きしました。また県の方でも動きがあるということ、これを考えますとやはりこの東日本大震災、大変大きな教訓を残してくれたというふう

に感じます。どうかその教訓をこれから活かして万全な態勢を、それでも起きるのが災害ですので、なお、努力をしていかにゃならん。それからもう一つ、勉強会をという話がありました。私今回の東日本大震災の各太平洋に面した沿岸部の市町村のいろいろの例を聞いてみますと、常にこういうことを話をしてたとか、こういう言い伝えを聞いてたとか、それに対する、それっきりやってたわけじゃないんですけれども時々そうしたことがあった部落が、いざという時にその時に活きたという例があります。そうしたこと考えますと、やはりただ今の実際の訓練というのは大変だと思います。ですから勉強会だけでもそれをやはり重ねてくということが大事じゃないかというふうに感じました。それでは次に、質問いたします。大規模災害、広範囲にわたるような災害が起きた時には、当然その地域だけでもって終息させることもできませんし、また手に負えないことはたくさんあります。その時に自衛隊の要請をして来てもらうというようなことはよくあります。どこでもありました。辰野でもありました。ですからそのことを考えますと大きな災害が起きますと、ケガ人でありますとか、あるいはいろいろの施設が機能しなくなって病院へ運び込まれるとか、病人がいるとかいろいろの条件が重なると思います。その時に辰野病院新しくできますけれども、全部手に負えるものではないというふうに考えます。そうするとその患者を緊急を要する場合にはどこかへ搬送しにゃならん。その手段として自衛隊が来ていれば、ヘリで輸送するというようなことも考えられます。その時に合わせるわけではないですけれども、辰野病院が今、順調に新築されております。２階部分が大体、型枠が組んでコンクリが打たれて、まだその上に３階が乗るわけです。いつもあそこを通る時に威容という感じを受けます。変な意味の異様じゃなくて周囲を圧して、なおその姿が立派だという意味の威容という意味ですけれども、せっかく30億という金を投じて、辰野町としては最大規模の事業だと思います。そのことを考えますと、いざという時には職員の駐車場を整理してそこをヘリポート代わりにするとか。ただあそこには電車が通りますのでその架線、あれはヘリにとっては一番嫌われるところですけれども、そうでなければじゃあ丸山球場だとかいうようなことも考えられます。そうしたことの連携プレーの中でもって対処をしていくという、そのあたりの考え方は今現在どのようなことをお持ちでしょうか、もしあればお聞きしたいと思います。

○町　長

さきほどの災害の種類ほかの中で、派生的に起こるものをちょっと付け加えておきます。派生的には火災が今度は起きてまいりますし、同時に土石流も生じてくるいろんな複合的になれば余計そうであると。同時に今、図上訓練のことなどもロールプレイングって言うんだそうですが、ありますけれども避難場所が災害の種類によって変わるということなんです。ズーッと同じ、ある地区はどんな災害でも例えばこの公民館なら公民館、耐震構造だから大丈夫で良い場合もありますし、しますけれども、たまたま川の河畔に近い所にある場合は地震その他、良くても洪水の時はダメだということで避難場所も変えなきゃいけない、ということでこの図上訓練もとても大事なことであるとこんなふうに思います。したがいまして、このまずできるだけそういった所に住民の皆さんも参画していただいたり、あるいはまとまったものをよく読んでいただいたりして自分がまず避難の主役である、避難の主役は公共でもない、隣の人でもない、まず自分であると。したがっていろんな災害を想定してイメージをしていただくということです。洪水がドンドンと川へ流れているのに自分がイメージして何かの時にそっちの川の方へ行く人はないと思いますが、場所が変わるということも想定しながら、地震の場合はこっち、洪水の場合はこっち風の場合はこっちだと、いろんなことを考えておいていただくことが非常に大事だと思います。同時にまた公助、互助、共助いうことがあります。まずは自助、自分で自分を助けること、そして共助という言葉もありますがともに、隣組の人、互助とも言いますが助け合う。そしてある一定の時間掛かりますが公共から行っていろんなノウハウで救助していくと、こんなことが関連されますのでお願い申し上げたいと思います。それで今お話のヘリポートのことでございますけれども、辰野病院を造る時に建設委員会、検討委員会、あるいはまた運営委員会等でそのことも検討いたしましたが、辰野町の場合はヘリポートを病院内に造る、あるいは病院の屋上に造る、あるいは病院の常時設置的に駐車場を置くということになりますと一定の規定がございまして、多分あれ30度の角だと思いますが、その地点から30度で円形を書いて周囲へズーッと線を引きまして、その30度に広がっていく中に遠くなればズーッと高くなるわけですが草木、電信、あるいは建物、一切そういった障害物があってはいけないと、こういう規定がありますのでとても難しいことです。もちろん周囲はズーッと 500 メートル以内とか何か規定があります。それで辰野の場合

はそういうヘリポートが必要な場合は、現在新築している病院に関しましてはまず丸山球場というふうに指定をさせていただいております。そこですと今のことは全部満足できる場所であります。同時に辰野町全体では現在ヘリポート、緊急の時の場合は荒神山の陸上競技場、こういうふうに位置付けてそれぞれ今の規定が満足される所を指定してあります。しかし今ご指摘の場合は、ヘリコプターと言いましてもいろんなものがございまして救助、自衛隊いろんなヘリコプターありますし消防のヘリもあります。しかし今のご指摘の場合はドクターヘリのことを言われてるかと思います。ドクターヘリは現在長野県では佐久総合とそれからもう1台ということで信州大学の医学部に入りました。これは非常に小型のヘリコプターでありまして4、5メートル真っ角があれば簡単に下りて来れる、しかし前もって規定するとさきほどの規定が全部適用いたしますが、緊急災害時に対しましてはそういった空間があれば指定すればどこへでも下りてくると、いうふうなことを言っております。例えば河川の堤防あたりでも今のような満足できるような4、5メートルぐらいの真っ角あるいは円ぐらいに取れれば、そこへも下りて来てくれるということもありますので、それらを絡みながら、しかし指定するのは今言ったとおりに屋上だとかそういうことでなくて、病院の中でもう最初からそこだって規定するととても大変なことになって、今の規定を満足するのに大変なことになりますから丸山球場ということで、新病院の方はそのように指定していきたいとこんなふうに考えております。以上です。

○議　長

質問時間があと2分ぐらいですのでまとめるようにお願いをいたします。

○三堀（12番）

今、町長の方からドクターヘリの話も出ましたけれども、私はそこまで考えてはおりませんでした。緊急の場合のそうしたことがいろいろの面で可能かなといことで専門的な知識もありませんのでお聞きしたわけです。是非、有機的な機能が果たせますように、今後の辰野病院の運営もお願いしたいと思います。3月11日の東日本の大震災、9箇月経ちましたけれども大変長い9箇月でした。たったの9箇月ですけれども内容がもの凄くボリュームの大きい、いろいろの問題のあった9箇月だと思います。そのことの悲惨な試練をこれからまた現地の人たちは寒さとの戦いもあります。そうしたこと考えますと辰野町の取り組みがもっと厳しい条件下であっ

ても良いという気がいたしますので、さきほどから申し上げてるように机上の学習も怠らず、また実地があればなお結構、どうか安全の手を緩めないようにお願いしたいと思います。世代間交流施設の質問も用意してありましたけれども時間がありませんので、今回はこれで終わりにいたします。

○議　長

進行いたします。質問順位２番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位２番、議席11番、宮下　敏夫　議員】

○宮下（11番）

それではあらかじめ通告してあります質問項目に添って質問していきます。まずはじめに職員の人材育成と人事評価制度についてであります。長野県阿部知事は2012年度から５年間を対象とした行政財政改革方針として新たな骨子案を示し、行政改革は職員組織の質向上を最重要視するとしております。県民主権の実現には地方分権とともに県民と思いを共有し、実行していく職員が必要だと強調され「お役所仕事という言葉をなくしたい」と強い意欲を示されております。辰野町においても第四次辰野町総合計画に基づき辰野町人材育成基本方針が示され、どのような人材を求め、どう育てていくかを明確にし職員が目指すべき方向性を示し、組織の活性化と職員の意識改革を図ることが示されております。そこで質問します。１として人材育成についてです。私たちの住みよいまちづくりのためには町民と町職員がお互いに目的を共有し、一緒になって考え解決することが大切と考えます。近年の行財政改革により辰野町でも人件費の抑制、職員数の削減が進む中、今後の町政運営において中長期的な職員の人材育成は喫緊の課題と考えます。この限られた人材の中で辰野町が目指す、求められる職員像とは何であるかお伺いします。

○町　長

それでは次に質問順位第２番の宮下敏夫議員の質問にお答えを申し上げてまいります。最初は町職員に対しまして人材育成と人事評価制度等につきましての問題であります。第１番の質問に関しましては求められる職員像ということであります。大枠をお話申し上げますと、いつも朝礼、あるいはほかで私が申し上げてますのは「一つの専門だけができる人間だけでは困る、全てオールマイティにこの役場はなって欲しい」と、それで一つのことだけやってそれだけ全部できれば良いんでなくて、もちろんオールマイティになるためには、大きなオールマイティになるため

には必要でありまして、それにはまず専門の所と自分の先に与えられたこと、まずそれをズーッと富士山の頂点のように高く伸ばすこと、同時にほかの方へも裾を張ってってくれということであります。今度の専門が職場変換で代わればその頂点がまた左へ、あるいは右へズレるわけでありますが、またそこでも高く伸ばして裾を高いほど専門が高いほど裾の長さも長くなる、ということで言っております。それで具体的に申し上げますと、今町が進めてます協働のまちづくりが進めることのできる職員、それから地方分権を進めることができる職員、それから行政改革を進めることのできる職員、このように具体像を出しております。町として求められる職員像はそういうことであります。

○宮下（11番）

今、町長の方から基本方針である3つの方策を上げられましたけれども、これからは多様化する行政ニーズに対応しながら、費用対効果や効率性をも考えた行政運営が求められております。職員の意識を改革し職員一人ひとりの能力を引き出し、辰野町が目指すべき職員像の今言われた3つの実現のために、どのような取り組みを行っているのかお伺いします。

○町　長

それでは概要を申し上げまして、あと担当課長の方から詳細につきましてお答えを申し上げていきたいと思います。まず、こういったことは言うだけではダメでありますので、実際に行っていくということで特に若いって言いますか新入職員などに関しましてはメンター、メンター制度、要するに助言制度ということで助言者を必ず最近は付けるようにいたしております。その課毎にです。課毎の中で助言者を付けてそして指導をし、あるいはまた相談に応ずる、またやる気であるかどうか、態度が良いかどうかそのへんのチェックも入ります。その上で担当課長の方が課長補佐、あるいは係長とともにその人たちを指導していくとこういう形であります。そして各研修をして能力開発をしなければなりません。さきほど言ったように能力があっても発揮できないんではまずいと。富士山の頂点を高く高く持っていくにはやはり能力開発をしていただく。これには自己啓発、そしてまた職場内の研修、職場外でも研修をしていただきます。ほかの自治体との交流、派遣、交換なども現在も今までも行っております。即ち能力開発と同時に自分のモチベーションを少し上げていただくような方向性で指導をいたしております。また人事制度といたしまし

ては具体的には組織目標を各課毎に行って、その中のあなたはこういうことを目標としてやっていると、細分化して下ろしていくような方向を取っています。また業績評価もいたしまして、ただやらせるだけではいけませんので「良かった、悪かった」自分でも判断し、また周りも判断するこのような方向を取っております。能力評価につきましても職務遂行能力につきまして能力基準に一応基準がありますから照らし合わせて、その評価をいたしているところであります。また人材を育成する職場環境づくりも大事でありまして、その人ばかやらせるということでなくて、全体の環境もそのように持ち込まなければなりません。したがいましてコミュニケーションの活性化、職場内。コミュニケーションって言って私語をドンドンしゃべれとこういうことではなくて、コミュニケーション大事な連絡をしなくてはならないということであります。そしてまた働きやすい環境づくりということもありましてメンタルヘルスも行っております。精神的なこともとても大事なことであります。それからまた自己申告も3年以上の在勤者、在籍者に対しましては人事異動に対しましても一応希望を受け付けております。ただ希望どおり全部行くかっていいますといろんな制約があります。同じ部署へ同じような年代が年齢の人が固まっちゃったり、あるいは女性だけになったり、男性だけになってしまうと、これもまずいことでありますからそのへんは適宜、希望ばっかいかない場合もあります。中には結婚されて二人とも町にいる場合もありますので、いろんな希望やってったら夫婦ともに同じ課になってしまった。これもまずいことですから、やりますが、できるだけそういったことをクリアできる中では希望も入れて更にやる気とモチベーションを上げて習得訓練をしていただくと、こういうふうな方向を取ってるところであります。課長の方からお答えを申し上げます。

○総務課長

私の方から少し細かい部分で現状を申し上げたいと思います。その具体的な方策といたしまして能力開発とそれから人事制度の確立、そして職場環境づくりといったことに力を入れてきているわけでありますが、その能力開発の中で研修でございますけれども自己啓発の研修に助成を出しておりまして、上限は1万円ということでございますけれども、昨年度は20名ほどそちらの方で申請をいただきました。金額でいきますと14万 8,000 円というような金額でございます。そして職場外研修といたしまして県のですね、長野県の市町村職員研修センター、県の自治振興組合が

主催をしていただいてる講座でございますが、こちらを中心にですね研修に派遣をしてございます。そちらがですね22年度の実績で申し上げますと、30講座に延べでいきますと68名が参加をさせていただきました。今年につきましては現在までのところで21講座、これは幹部研修等もございましてその出席者が70名ということであります。そして全体研修といたしまして現在その人事評価制度の確立に向けての研修会をやっておりまして、この12月の末にも3日間研修を入れておりますけれども、人事評価研修ということでこちらは全職員対象ですので、そんな研修も取り入れをさせていただいてございます。それから現在ですね、その人事評価制度の中では一次評価、そして二次評価を実施しておりまして、面談もですね年間を通しますと3回面談をしてまだ給料ですとか手当に反映をさせる処遇の反映までは到達をしておりませんけれども、職員の資質向上にはこの2年間で相当そういうものが蓄積されているんではないか、これから先に目指すものは、公平公正なそういう人事評価と、処遇に反映できる人事評価ということになろうかと思います。現状は以上でございます。

○宮下（11番）

只今、お聞きしますと21年度実績よりはこの講座出席者も多くなっておりますし年々充実された講座を受けていると理解しておりますが、職員も今現在、国の政策がコロコロと変わる中、毎日の職務が大変かと思います。その中でこういう講座に出て頑張っていただいているということは非常に評価したいと思っております。いずれにしても、町民の要望に応えるような職員を育てていただきたいと思います。次に、さきほど町長より自己申告制度の導入についてお話がありましたけれども、職員は自分の能力を活かせる部署、及び自分の能力の限界を知り精神的に負担となる部署など自覚しているものと思われます。人事評価制度導入をされれば更にその思いは強いと考えます。町は職員の能力と得意分野への配置転換により職員の能力を発揮させることは成果が大きいと考えます。今まで3年以上そこの席にいたものについては自己申告制度があると聞いておりますが、その年数に関係なくこの自己申告制度を取り入れる考えはあるかどうか、お伺いします。

○副町長

今、3年で自主的に配置を希望することができるという話です。議員さんのご指摘のとおり自分の持っている能力って言うんですかね、そういったことをこの人事

制度の中で自分を見直すということをしていくわけでありますけれども、その中で職員の個性、能力をやはり掴んで適材適所で人事配置をそういったことの中の資料として、この人事制度っていうのは大変貴重なものになると、流れの中では考えておりますので3年、というわけじゃなくて自分の中でやはり開発能力とか政策をとか、そういった自分の仕事の中で夢みたいな、そういったものをやはり行政として理事者としては受け入れる形の中で、この配置についても考えていきたいというふうに考えております。

○宮下（11番）

今、職員もいろいろの制度が変わる中で一所懸命頑張っていますけれども、調べたところによると、なかなかその精神的にまいっている職員も結構いるようにも、表に出ないけれどもそういう職員もいるようにも聞いておりますので、そこらへんも昇進だけを望む職員ばかりではないと思いますので、その職員の希望等も取り入れていただけるようなこの制度を更に拡大していただければ、ありがたいと思います。次にこの各種人材育成の教育等は正職員を主体に行っているものと思います。そこで町には臨時職員、あるいは嘱託職員も一般職員と同じような業務、あるいは役場窓口等にもそういう職員が配置されているかと思います。そうした職員に対しての教育はどのようにしているか、その点をお伺いしたいと思います。

○総務課長

お答えをいたします。現在、嘱託職員制度というものはございませんので身分的には臨時職員ということになりますけれども、臨時職員はですね基本的には緊急避難的に採用している職員でございまして、長期ということで想定を最初からしているわけではございません。そんな中で職場内の研修といたしましては全体研修等、マナーの全体のですね全体研修等には参加をしていただきますけれども、それ以外の研修は各職場にて対応させていただいているのが現実であります。具体的には病院の職員は病院、保育園に勤務する者にとっては保育園の教育委員会の方。それから学校の特に給食の関係の現業に携わるものについては学校の方で。それで各課で関係するものについては各職場でというような、そういう中での研修が主体となっております。以上でございます。

○宮下（11番）

この町職員の人員削減及び中堅職員の空洞化が進んでいる中で、臨時嘱託職員の

業務内容は各部署において欠かすことのできない存在であり、町民からしては正職員と同等の対応を求めております。これからもこうした嘱託、あるいは臨時職員の従事業務の対応、接遇等においてもしっかりとした教育を行って町民の期待に応えられるよう指導をお願いしたいと思います。次に23年度に新たに導入された取り組みがあるかどうか、お伺いします。

○町　長

さきほど総体概要の中で申し上げたとおりでありますので、細部にあたりまして課長の方からお答えいたします。

○総務課長

今年取り入れた新しいものにつきましては、さきほど町長申し上げましたようにメンター制度ということで、今年新規採用職員大勢いたわけでありますけれども、その助言者制度を設けまして、１人、歳があまり離れない中でこれは個人的なプライベートなことから、仕事に至るまで相談に乗れる態勢を取りました。それによっていろんな評価も今されているところでありますけれども、これからも続けてく価値がある、そういう評価が出ているところでありまして３月までにまた来年に向けての取り組み方を検討をしていきたいと、そんなふうに思うところであります。それから人事評価の関係におきましてはですね、今までのものを更に公平公正になるような能力評価のシートの研究を設計部会を開催をいたしまして、現在まで来年のですね人事評価の確立に向けての準備を今年はしているところでありまして、年々そういう中での知識も意識も高まってきている中で、そういう完成に近いそういう評価シート等ができあがりつつあるというのが23年度でございます。以上でございます。

○宮下（11番）

今、23年度は初めて取り入れた新入職員の新規採用職員へのメンター制度、これ非常に大事なことだと思いますので、今後も継続していくことを要望します。次に人事制度について質問します。人事制度の実施は職員の仕事に取り組む意識やその能力を高めるものとして、人材を育成するための重要な課題であると考えます。質問します。辰野町での人事制度の実施状況、今まで試行的に昨年まではやっていたと聞いておりますが今後の見通しについて今、来年度を目標にとお聞きしましたが具体的に今後どうするのか。また、実施にあたっての法的根拠はあるのかどうか、

町独自でやるのか、そういう一方的な根拠に基づいて行っているのか等についてお伺いします。

○副町長

若干、人事評価制度についてお話させていただきますけれども、町には行政を進める上では総合計画というのがございますけれど、その総合計画等、自分の日々のやっている仕事ですけれども、その目標とその計画とがどういうふうに結び付いているかっていうのが、今までの3年間、その前の以前も考えますと、なかなか計画あって確かに評価もしますけれども、それと自分の日々の仕事とがなかなか結び付いていないんではないかということを言われてまいりました。この3年の中でやはり課の目標って言いますか、課の目標があって皆で課でコミュニケーションを取って話し合いをして課の目標、それと総合計画どういうふうに結び付いているんだ、そういった設定をして、更に課の目標に対して自分が今年1年間何をしていくかっていう目標を設定すると。そういうことの中で目標を設定して、更にまたチェックをかけると、そういったサイクル、簡単に言えばＰＤＣＡっていうサイクルがありますけれどもプランを立てて実施してチェックをかけて、更にまた行動に移してくとこういうサイクルを回っているわけでありますけど、なかなか意識の中で職員の意識の中で、なかなかそういった総合計画とその日々のやりとりがなかなか結び付いていなかっただろうというふうに思います。そういった中でこの人事評価制度っていうのは大変良い方法であるな、手段であるというふうに考えるわけでありますけれども、事業の自分が1年間の事業がここまで達成した、達成すればっていうことになれば、そのとこまで事業が進めてどんな効果が出てきたか、そういったことをやはりチェックするそういった意識をやっぱり変えてく必要があるんだっていうふうに考えてるわけです。なかなかこの具体的には3年間やってまいりましたけれども、まだまだ不十分な点があると思います。だから現在を見直すという部分から更には課題を解決能力をやはり養っていかなきゃいけない。あるいは政策形成能力を高めてく、今後はそういった部分のやはり研修をやはり政策を進める中でそういったことをやはり今後のこの人事評価制度の中では取り入れてく必要があるんだろうっていうふうに考えています。一応3年間のことにつきましてはまた総務課長の方から細かく説明させていただきます。

○総務課長

私の方から少し法的な根拠につきまして説明をさせていただきたいと思います。平成17年度の人事院勧告で勤務評定の結果を給与処遇に反映するように求める勧告が出されました。それを受けて国の方では国家公務員の国家公務員法のですね一部を改正する法律が通ったわけでありますが、継続して地方公務員にも及ぶかなというとことでございましたけれども、地方公務員法はですね18年の時に勤務評定の結果を給与処遇面に反映させる条文が明記をされたわけでありますけれども、もう少し具体的に国家公務員法と同じような改正が出るのかなと思いましたが、法律案としてですね一応上程はされておりますが、継続のままでここ来ているわけでございまして、まだ具体的な部分での能力本意の任用制度ですとか、それから新たな人事評価による分限だとか、給与への反映とかそんなところについてはですね、まだ具体的には法律化されていないのが現状でございまして、ですけれども大きな流れの中で町でも期末手当、勤勉手当の支給に関する規則等に手直しを入れておりましてそれに基づいてこの制度を今、構築を進めているところであります。３年間21年度は目標管理シートの指導をいただく中でその実施をし、そして目標管理、それから能力評価シート22年度はそちらの方を個々に、個別に添削もコンサルから受ける中でそういう意識も意識付けもしてまいりました。そして試行的に面談も取り入れて、今年度は更にそれを充実させて実質的に処遇に反映できるような、そういう公平公正な制度化するために再度そういう評価シートの見直しを行い、面談につきましても期首面談、中間面談、そして期末面談ということで、それを公正に評価をし、それを処遇に反映した時に頑張った者が公正に報われる、そういう制度に結びつけていきたいということで現在進めておるところでございます。名称には試行ということで処遇に反映されていないということと、組合とのまだ交渉がキチンとなってないということで試行という表現を使っておりますけれども、実質人材育成という面におきましては十分な成果が出ていると認識をしているところでございます。一応そんな状況でございます。よろしくお願いします。

○宮下（11番）

現在実施されている他の自治体の調査では、一部ではこの人事評価制度についての教育等は町独自の研修により行っているということで「それがやっぱし一人歩きしていて職員間の人間関係が悪くなった」などの意見も多く聞かれます。辰野町は

外部コンサルの支援を受け研修を行っているが、そのコンサルの実績、社名は別にして各自治体等での実績というものが多くあるコンサルの会社であるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町　長

コンサルにつきましては課長の方からお答えいたします。辰野町も民間感覚を導入いたしまして、一所懸命やった、力を出した、努力した者が報われるような給与体系に少しでも変えていきたい。平成25年から導入できるように頑張っていきたいと思います。ただし、今話がありましたように、地方公務員まで国も県もみんなそうですが、スト権が公務員はありません。その替わり人事院で給料の、ある一定を決められております。その中でありますので大きくは動けないと思いますが、今そういうふうな世の動きにも丁度なってきてるところでありますので、相乗って私どもの感覚と同様に今言いましたようにやる気を起こさせる方向の中で、やったものは報われる。このことについて進めたいと思いますが、なおコンサル等もそのようなことを進めているわけであります。やっぱりモチベーションに対しましては、やはり張り合いということが必ず裏付けであるようであります。課長の方からお答えいたします。

○総務課長

この件につきましては21年度に導入をさせていただいたわけでありますが、これもですね最初は職員のですね手作りの中で、ということでスタートをしたところでありましたけれども、途中からですねやはり公正公平にやるには第三者の専門的な知識を入れていただく中でやらないと無理ということで、急遽12月から初年度につきましては入れさせていただいた経過がございます。このコンサルタント会社でございますが、日本経営協会と申しましてこれは全国の自治体で非常に使われている協会でございます。いくつかそういうコンサルタント業を、そういう人事評価のですねコンサルタントをやってる所あるかと思いますが、各先進的な自治体が取り入れた協会でありますので、こちらの方を頼りにうちの方は進めている状況でございます。

○宮下（11番）

コンサル導入ということはお金も大変かかることかと思いますけれども、この人材育成ということに対してはそのお金以上に町の財産になると思いますので、これ

からもしっかりと人材育成に力を入れていただきたいと思います。そこでこの人事評価制度の実績に基づく評価に基づく処遇への反映について質問します。人材の育成は頑張った人が賃金、昇格など報われるものでないと何の成果も得られません。ただ高い費用と時間を費やし研修を行ったとの自己満足に終わることが懸念されます。この人事評価制度が職場に活力と行政運営に寄与させるには、評価に基づく処遇への反映は不可欠であり、公正公明な取扱いが必要と考えます。お尋ねします。この評価に基づく処遇への反映をどのように進めていくのかお伺いします。

○町　長

さきほども触れさせていただきましたけれども、平成25年の勤勉手当、昇級に反映させるように条件整備を現在行ってるところでありますし、まずは課長、課長補佐から導入し、そして次に係長、最後に係員、段階的に処遇への反映を行うつもりであります。ほかあれば課長ほかからお答えいたします。

○宮下（11番）

今の計画どおりにしっかりと進めていただきたいと思います。以上で人材育成と人事評価制度についての質問は終わります。

次に学校給食調理業務の民間委託についてであります。町は国が進めてきた三位一体の改革により補助金の削減、地方交付金の見直し、税源移譲に伴う交付税、補助金の大幅削減の実施により極めて厳しい財政状況に直面させられ、健全財政維持の必要性が求められ、学校給食のあり方について町の第四次行財政改革大綱で見直しが求められ、町が学校関係者、ＰＴＡ、栄養士、調理員などで作る学校給食業務検討委員会に諮問され、委員会は平成17年６月22日から平成19年８月７日までの間、各種調査、町内学校施設視察など14回の審議、検討がなされ、平成20年３月28日に答申が出されております。そこで学校給食業務検討委員会答申について質問します。答申内容は平成17年６月22日、第１回の委員会から今日まで数々の調査やＰＴＡの方々の意見を聞き当委員会として議論を重ね、次のとおり結論を出すに至った。いずれの場合も現調理員の配置転換等を行わなければならず、町全体で考えた場合、削減効果は直ぐに期待できるものでないが長期的な展望で考慮したい、として、1.調理業務の民営、委託。2.調理員の臨時職員化。以上両論を併記し答申する、としております。お尋ねします。町はこの答申を受けて民間委託決定まで約２年半を経過しているが、その間の経緯をお尋ねします。

○町　長

それでは次の質問にお答えを申し上げます。第四次行財政改革大綱を進めるにあたりまして改革の行革のコード 110 番というところで、小中学校の給食業務の集中化、及び民間委託等への見直しということで検討をいただいたものであります。ご指摘のとおり小沢晃一委員長の下、10人の委員、のちに11名になりました。その中にＰＴＡの皆さんも入っていただいて大変15回にわたる委員会を行い、また現地調査などもあちらこちらと行っていただいて視察をしていただいたところであります。諏訪市、駒ヶ根市、原村、茅野市、富士見町、箕輪町、岡谷市等へ実施をいただいたところであります。それで今議員の申されましたとおりの答申を得ております。したがいまして辰野町も早速そのことに重くその答申を受け止めて行うわけでありますが、職員の皆さんのあとの処遇の問題がございます。したがいまして定年で辞めていかれる方も中にはこの間もありますし、また要するに正規職員がたくさんいればほかへの方も、ほかへ異動することも考えなきゃならない。そういうことでありますから、まず職員の問題等でこれが実施しやすい段階に準備をしてきたとこういうことであります。これに対しましては子細に対しましては教育委員会の方でお答えを申し上げます。

○教育長

町長お答えのとおりでありますけれども、特に答申以後のことについて少しお話をさせていただきたいと思います。さきほどのとおり、答申は両論併記でありましたので、調理業務の民間委託と調理員の臨時職員化と、この２つの答申をいただきました。答申を受けて調理員につきましては順次、臨時職員化を進めてまいりました。答申からずっとそのことを続けてきたわけであります。民間委託につきましては臨時職員化の進展に合わせまして、どの時点から行うのが良いかを検討課題としてまいりました。今年度になりまして、かつての検討委員会をした請け負ってくださった委員さんたちからもですね「答申を出したのにその後いったいどうなっているのか」というようなことで問い合わせがあり、お叱りを受けたりなんかしているところで、答申については私どもも尊重していかなければならないだろうというふうに考えておりますので、ここで時期が熟したな、というふうに考えまして教育委員会において答申の取扱いについて４回にわたり協議を重ねてまいりました。またこの間、教育委員会として先進地の視察をしたり、試食をしたり、あるいは栄養士

から説明を受けたりしながら実施をしてきたわけでありますが、協議の結果ですね、民間委託を進めることでやっていくことが良いだろうという結論になったので、ここで民間委託についてやろうというふうに教育委員会として考えているところであります。

○宮下（11番）

今2年間の経過をお聞きしましたが、私としてはこの答申が出たあと途中で町民に「今こういう経過であるよ」ということを逐次でなくても、まあ半年に1回ぐらい報告していれば理解がもっと深まったものではないかと考えております。ここで24年4月よりの中学校給食業務一部民間委託実施の方針が示されたわけですけれども、この短期間に調理員の処遇、ＰＴＡとの調整、給食調理業務委託業者選考委員会の設置及び、その要領の作成とか、また委託先等の実施計画、あるいはいろいろの内容の検討等さまざまな作業が必要であります。お尋ねします。辰野中学校給食調理業務民間委託実施に向けて関係者の理解は得られているでしょうか。まず最近のいろいろ新聞で見ますと、理解が得られていないように考えられます。そこで提案します。学校給食は教育の一環であり、生きる力を育む健康教育として位置付けられ、バランスの取れた栄養豊かな食事を提供することにより成長期にある子どもたちの心身の健全な発達、健康維持、保持、増進と体位の向上を図るという重要な取り組みと考えております。私は既に調理業務の民営委託、調理員の臨時職員化についての答申は当然尊重すべきと考えます。しかし、現時点ではＰＴＡ、保護者などの理解が得られていないように思われます。今後ＰＴＡ、及びそれぞれの関係機関との議論を深め理解を得た中で24年度4月からでなく、24年度中、または25年度からでも時間的に少し延びても理解を得る努力をされて実施をすべきと考えます。町の見解をお伺いします。

○町　長

この案件は子どもたちの学校給食の質を一切落とさず、むしろ向上させて、そして初期の目的を達成する、このことであります。したがいまして相当の時間とまた労力を費やしていただいて検討委員会から答申が出たものであります。しかし考えてみますにＰＴＡの皆さん方は毎年役員が代わるということであります。しかし、この説明に関しましては小中学校一緒に全部説明をしてきましたので、今の中学１、２、3年生の保護者の皆さん等は既に前の3年前の状態で聞き及び納得してい

る筈であります。しかし新たにＰＴＡになられた方、ＰＴＡって言いますか保護者になられた方は小学校１、２、３年生が新ただろうと思います。然るに、こういったことは有効でありますが、毎年じゃあ白紙に戻して１から検討するかというそういうことではありません。ありませんが、今議員ご指摘のありますように、もう少し説明をしてご理解いただいた方が、スムーズにもっていきやすいだろうというふうに思いまして、しばらく説明会をするように教育委員会の方へ私の方から指示をいたしました。以上であります。

○教育長

説明会につきまして只今いろいろな方面へ説明をしているところであります。臨時職員の処遇ということにつきましては、臨時職員、あるいは正規の職員も含めましてですね、どのようにしていくかを前も話をしてあります。そして町の職員組合や教職員組合にも説明を進めているところであります。また今ご指摘のですね、ＰＴＡにつきましては説明をしているところでありますけれども、11月の28日の説明、そしてまた昨日の説明会におきましても、私どももＰＴＡの皆様が承諾をしてくれているとは思っておりません。これからまた説明をしながら合意のできるところで進めてまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。合意ができないのに強引に実施するということはやりたくない、いうふうに思っております。以上です。

○宮下（11番）

私はこの20年３月28日に出された答申というものは非常に重い意味を持っていると思いますので、この答申は尊重すべきと思います。是非この答申を尊重した中で説明会等の中においても理解をしてもらえるよう、町も努力していただきたいと思います。中にはもし委託に出したりしたら、出した場合にはプロポーザル方式はどうだとか、夕べもそういう奥さんから資料をどっさり持ってきて私の所に提案をされた人もおります。やむを得ない場合にはこういうことはどうですかとか、提案して資料をたくさん貰ってありますんで、また町の方にも提示したいと思いますけれども、いろいろの方法があると思いますので一応そういうことで、この答申を全く無視するということになると、町でこれ今までいろいろの面で諮問かけて答申を諮られたことにも影響してくるかと思います。だからこの答申というものは重要に受け止め、それが前に進むような努力をしていただきたいと思います。今回中学校の

委託ということで出ておりますけれども、諮問には中学とかそういうことは載っておりませんので、小学校、保育園はどうするのかその点について、ちょっとお聞きします。

○教育長

今、仰せのとおり答申にはどこの学校をやれということは書いてございません。したがって、ただしそのですね経済効果が大きいのは大規模校であるという調査結果が出ておりますので、大規模校をやりたいというふうに考えております。それでただですね、業務委託か請負か、いわゆる偽装請負にならないような方向でやらなければなりませんが調理員が1名だけの所は、これは無理してやると偽装請負になりやすい、なる可能性があるということですので調理員1名の所は無理だというふうに考えております。それから大規模校の方が経済効果があるということでございますので大規模校を検討しているわけでありますが、私どもの考えとしては中学をやってみたところで上手くいくかどうか、まずそれをみた上でその次の段階を考えていきたいと思っておりますので、現段階ではどこの学校をやるとかやらないとかいうこと、あるいは保育園をやるかやらないかということについては、まだ考えておりません。

○宮下（11番）

ただこの「給食、調理業務はこういうもんだよ」と口頭で言ってもなかなか理解されないと思いますので、学校給食の流れ全体の中でこの部分だけが調理業務だよ、というようなものを何か図式をして理解してもらえるような工夫が必要かと思います。一般的に中味がまだよく理解されていないということが大きな問題ではないかと思います。学校給食の中で材料の仕入れは誰が、どこがするだとか、栄養士がどこまでやるんだとか、例えば調理業務は皿洗いから調理だけだとか、そういう部分をしっかりしてそれで責任は栄養士との関係はどうするのかだとか、そういうことまで細かく説明すれば必ず理解は私はされるものと思います。ここに資料がありますけれども、このなかなか委託事業の業務開始までには基本方針を出してこれはある所の学校ですけれども、23年6月に基本方針を作成して、そのあと各関係への説明、協議、報告が23年6月から8月、それから23年9月に事業者選定委員会設置、それから9月に事業者公募、11月に事業者選定、それで12月に関係条例、規則、諸手続調整、予算調整、24年1月に業者との契約締結、23年に人事異動発令、24年4

月に民間委託による給食調理業務開始というように、結構この時間をかけてやっておりますので、今回の件は今から４月というのは本当に私が考えても無理なことだと思いますので、さきほど言われたように時間をかけて円満解決でやっていただくよう要望して、私の今日の質問は終わります。

○議　長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始　　11時　42分

再開時間　　11時　50分

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位３番、議席９番、成瀬恵津子議員。

【質問順位３番、議席９番、成瀬　恵津子　議員】

○成瀬（９番）

それでは通告にしたがいまして２項目について質問いたします。交通弱者の足の確保にデマンド方式の導入について、質問いたします。辰野町では現在路線バスが廃止されてから町全体を包括する交通機関はありません。そのため交通弱者の方々の足の確保は辰野町にとって今や必須の課題となっております。「１日も早く足の確保に向け対策を考えて欲しい」との要望が強まる中、町では地域公共交通会議が開かれました。知識ある方々28人のメンバーで構成され、来年６月末までに成案を出すという計画のようですが是非、交通弱者の方々が納得のいく大変利用しやすく多くの方々が喜んで利用してくださるような交通機関を考えていただきたいと強く願っております。平成21年12月議会の一般質問で、私は「辰野町のような７谷ある地形にはデマンド方式にしていくべき」と提案しました。その時の町長の答弁では「７谷ある辰野町の地形ではいろいろな問題があり、なかなかやりにくい環境にある」また「コンピューター予約で全部システムに入れるのに相当多額の初期投資がかかる」と言われ、「本当に足の困る方、足がなくて困る方に対してはタクシー券をフル活用していただくのが良いのではないか」とのことでした。確かにそのとおりでありますが、しかしタクシー券をいただけない方々の足の確保が重要であります。そこで何点か質問させていただきます。これから実施される地域交通公共事業に対しては国の補助事業であります、地域公共交通確保維持改善事業として運営費用の２分の１が国から補助金が出るようでありますが、公共交通事業を実施するの

に条件がとても良くなってきております。辰野町地域公共交通会議で今後検討していくわけでありますが、会議の会長としての町長の今後の考えをお聞きいたします。

○町　長

それでは休憩に引き続きまして質問順位第３番、成瀬恵津子議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思います。公共交通ということでございますけれども、前はこのような車社会になる前というもは、辰野町にもできるだけバス会社等が入っていただきまして公共交通、足ということを大事に確保してくれてた時期がありました。しかし今申し上げましたように車社会になりまして、便利でありますから自分の思い立った時間に思うようにあちらこちら停まらず、直接目的地まで達するということで車社会が導入されました。したがいまして勢い、公共バス、あるいは町の今現在、飯沼線と川島線やってるわけですが、そのバスへも乗る皆さんの人数が減ってしまったということで町の方は区と相談しながら、あえて頑張ってやっておりますけれどもその２つは。ほかの方はやっぱりバス業者でありましたために結局、廃線になってしまったと、こういうのが大きなことであります。かてて加えて今は高齢社会が進みまして、今まで自分で運転した方も運転しなくなる時期も出てくる。そういう時の足ということであります。特に障がいをお持ちな方、その他は一応緊急避難的には前から始めましたタクシー券、今ご指摘のとおりでありますが有効活用、民生委員の皆さんと相談しながら配布をさせていただいているところでありますが、今、更にまた進んでまいりまして今ご指摘のように国の方の補助金もあるのでっていうことですが、これが実はね、こういうことで乗ってまいりますと大変なことになるということも前もって申し上げておきます。大変なことになることもあるということですね。国はこういうふうに辰野ばかりでなくて日本中が今そういう状況なんです。それで「やってる所ももっとやれ」あるいは「細かい所までやれ」あるいは「もう少しそれは有料をもう少し無料に近づけるようにタダ同然にしろ」というような要望があるに応えて今から２年前にこういったことを各自治体に末端自治体にやるように一つの研究費用を付けました。しかし昨年、だから３年前ですね、だから昨年からこれ切ってきちゃったんですね。だからそれに乗った所は大変なことになったんです。大変なことっていうのは出費が自分の自治体で持つようになってしまう。最初「こうだな」って予定立てる。国は「良いよ」って最初は付けるがそのうちに切っちゃう。今回もその可能性もなきにしもあらずです。したがい

まして付いたから安心して乗っかってると梯子掛けても、悪い話ですが、一つの例として梯子掛けて登らせられてあと梯子取られちゃう、ということだって十分これは想定外っていう言葉を使わずにですね予想されますので、それも含みながら我々は地方自治体の末端行政を執行してかなきゃならない、非常に大事な憂き目にあるわけでありますが、しかし事実上は何か良い方法があればしたいということで私ども考えております。デマンドも良いでしょうし、あるいはまた路線バスも良いでしょうし、どの程度やれば良いのか、町の財政はどのくらいなのか、どういうふうにできるかと今現在そういったことに対しまして辰野町の地域公共交通会議をもうスタートさせまして、検討をしております。そんな中でデマンドのデメリット、メリット等が出ておりますのでまた担当課長から詳しくお答え申し上げますが、そんなようなことを分析しながら果たしてどこまでができるのか、どのようなことができるのか、前にもお話しましたがおっとり刀、やれることからやれとこういう線もありますけれども、公正公平も加味しなきゃならず、議員ご指摘のように前私が申し上げましたとおり非常にこの谷あいの所が多くてそこから路線、まあ国道まであるいは県道まで出るのが大変なんだと、県道がズーッと入っている谷もありますけれども、とにかく広い所へ出るのが大変なんだと。「そこまで出て来てくれれば町で例えば運ぶのはどうか」って、「いや、それは困る」といろんなことが出てきております。「そんじゃあ広い道まで出るまでのお手伝いで良いのか」って言ったら「いや、それもまた困る、そんな所へ置きっぱなしにされたら大変なことだ」ということになってまいりますので、いろいろとあの手この手を考えてるとこでありますが、課長の方からもう少し詳しく説明をしたいと思います。一応そういう方向で今進めております。

○まちづくり政策課長

町長が申した中でですね、デマンド方式のですねメリット、デメリットについてちょっと触れたいと思います。デマンド方式のですね、まずメリットとしましてはですねドア・ツー・ドアへの輸送が可能ということで、高齢者にとっては安心なシステムだと思います。それから行き先ですとか需要が散在している地域にですね対応しやすい仕組み、これも1つメリットだと思います。それから大きな点でもう1つあるのがですねバスみたいな大きなものを買うとなると初期投資が大きいわけでありますけれども、デマンドですと小型乗用車程度、あるいはワゴンタイプで済み

ますのでそういった面でいきますと、初期投資は少なくて済むというようなメリットあります。逆にですねデメリットにつきましてはですね、乗車人数については最大で9人だということで需要が多かった場合についてはですね、少しきついかなという面であります。それから多くの事例ではですね利用に際して事前登録を必要としておりますので、そのへんのところで最初にちょっとかかる経費があるかなと。それから予約が当然必要となってまいりますので、高齢者の方にとってはですね面倒な点があるのかどうか、そのへんについてもですね検討していかなければいけないだろうと思います。それから同乗者のですね行き先がですね、何人か乗ればですねそれぞれ方向が若干異なってまいりますので、運行の時間がですねかかるというようなデメリットがあるかなというふうに考えてます。いずれにしましてもですね地域公共交通会議の中でですねそういったことも検討材料としてですね、何らかのですね方策は考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○成瀬（9番）

今、課長の方からメリット、デメリットの話がありましたが、私もその実施している所へ行きましたらこういうような問題がスタートする時に起きたということでありますが、一つひとつ本当に解決して実施しているようであります。この平成21年の12月議会で私がこのデマンド方式の要望したあと、この質問を聞いていた何人かの町民の方から「デマンド方式の要望を出していたが、これはどういうものか」ということを聞かれました。デマンド方式のことに対しまして説明したところ、この本当にこのデマンド方式に対して大変、町民の方たちから好評でした。最近ではよくテレビや新聞等でもデマンド方式が成功している地域が取り上げられております。また実施している地域に直接私もお話をお聞きする中で、さきほどのメリットの方の話でありますが「この自宅の戸口から戸口で乗り降りできる、ある程度の所まで歩いていかなくてもご自宅の戸口から戸口で乗り降りでき、また本当にそれによって外出が本当に楽になった、楽しくなった」という利用者の喜びの声もお聞きいたしました。高齢者、弱者にとってこの戸口から戸口で低料金で乗り降りできるこのデマンド方式が本当に利用者にとってありがたいようであります。町は地域公共交通会議にコンサルタントを入れて進めていく考えのようでありますが、私は本当にさきほどから言っておりますが、いろいろな方の意見や実施している所にお聞きする中で、この7谷ある、町長は「7谷が辰野町の7谷が問題だ」っていうこと

を言われておりますが、この７谷ある辰野の地形には乗車定員が９人から10人ぐらいの車の台数を２、３台で戸口から戸口へのデマンド方式で方面毎に運行するやり方が本当に辰野町のこの地形にとって良い方法ではないかと思いますが、このことに関しての町長の考えをお聞きいたします。

○町　長

ここで議論、議論て議論ではないですね。一般質問答えていてもなかなか始まらない部分がありまして、いずれにしましてもこれで今、会議を進めておりますのでその会議の中で意識調査をさせていただきます、住民の皆さんの。それを待ってどういう方法が良いのか、あるいはさきほどの言葉じゃないですが、両論併記で路線とデマンドを併合するか、しかしそんなにたくさんのバスを買うわけにもいきませんけれども、どのようにするか検討していきたいと思いますが課長の方から良い考えがあればまたお答えいたします。

○成瀬（９番）

是非、会議の中でいろいろ検討してもらえたらと思いますが、地域交通を実施、実施することはおそらく間違いないと思いますけど、町民の皆様の強い要望でありますので、この実施するとしましたらこの運営に関しましては町がやってくような形になるんでしょうか。または町以外の運営をお願いしていくような形になっていくのか、その点をお聞きいたします。

○町　長

これは町がやるのか業者がやるのか、誰かがまた請負でやるのか、指定管理者でも作るのか、このことにつきましては、まず方式が決まらないと何も決まらないわけでありまして、現時点では大変失礼ですがお答えしようがありません。もう少し会議を進めてやれるようになれば、もちろん財政も含めてです。財政も含めて考えてやれるようになれば、どこでやるのかっていうことが自ずからハッキリしてくるものとこんなように思います。

○成瀬（９番）

是非、この一番やりやすい方式で長続きできる方式でやっていってけるのが一番良いんではないかと思いますので、そのような検討をよろしくお願いいたします。町内の高齢者、また障がい者の方々の中でタクシー券の対象、障がい者の方はタクシー券いただいておりますが、高齢者の方々の中でタクシー券の対象から外れてお

り、やむを得ず80歳、90歳の高齢の歳を過ぎても車を運転している方もおります、実際に。その方たちは通院や買い物に行ってる方々でおります。こういう昼間若い方たちがいないのでやむを得ず、この高齢の方たちが運転しているようでありますが、ご家族の皆さんはとても心配しているようです。本当に無事故で運転していただきたいと常に思っているわけでありますが、本当にこの地域交通が実施された場合こういうこうした方々の中でこういう声が聞かれます。「もしこの地域交通が実施された場合は免許証は返納して、こういう地域交通を利用したい」って言っている方がおります。やむを得ず運転しているわけでありますので。こういう方たちが免許証を、「しかし今の現在は返納するとどこかへ出かけるにも出かけられなくなってしまう」って言われておりますが、今後この公共交通機関がスタートした場合、こちらを利用するので免許証は返納するという方に対しては利用料金を無料にするとか、または割引にするというような特典の検討も是非やっていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町　長

高齢の方が運転されるということは一般論的には危ないというふうに言われますけれども、一概にやむを得ず運転している場合ばっかりじゃないと思います。やむを得ずやっている方もあるでしょう。もう一つは本人が気が付かなんでしてる方もあるでしょう。もう一つは機能低下がなくて運転している人もあるでしょう。この３つに分けられると思います。そういった皆さん方に対する問題は今度は交通安全推進協議会の方で検討していかなきゃならん問題ではあります。しかし本当にやむを得ずという形で免許を返納した、じゃ今度は公共交通機関の何らかが始まった、でそれに転嫁する、それに対しまして利用料を無料か安くせよというこういうふうな考え方に対して町長はどう思うかっていうことですが、今そこまでは考えておりません。ていうことはまずそのやるか、やらないか、どういうものができるのか、そのへんの段階でありますので、やらないって言うよりも次の段階の話だろうとこういうふうに思います。以上であります。ここで軽々に申し上げるわけにいかないとこういうことです。

○成瀬（９番）

やるとしたらの場合で今お聞きしましたので、もしやるようになりましたらこのことに対して検討をお願いいたします。今の段階で検討できないと思いますけど、

やるようになりましたらこのことで検討をお願いいたします。本当にこの地域公共交通に関しましては高齢者、交通弱者の皆様は一日千秋の思いで公共交通機関のスタートを待ち望んでおられます。本当に私の地域の高齢者の方たちも「いつスタートする」って頻繁に聞かれることがありまして「もう少し待ってください」って言っておりますが、是非皆様本当に望んでおられます。是非多くの皆さんが喜んで利用できるような利用しやすいような検討を今後、要望いたします。以上でこの質問は終わります。

次に2項目目でありますが、役場の窓口に「耳マーク」表示の設置について要望いたします。「耳マーク」はあまり聞き慣れない言葉ではありますが、聴覚障がい中途失聴者の方々の支援対策として耳マークがあります。この耳マークというのはこういうマークでありまして実際にこういうマークで用意させていただきましたが、この耳マークは聴覚障がい者の存在をアピールするため、また誤解されたり病院などで後回しにされたり、危険な目に遭わないために「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで考案されたものであります。社団法人、全日本難聴者中途失聴者団体連合会の制定のシンボルマークでもあります。このマークは聴覚障がい者の方が自発的に使用するものではありますが、全国的に10年近く前から耳マークの設置が進められているようであります。最近では病院や金融機関の全支店へ耳マークを設置しているところもあり、耳マークの設置により来られた方々が安心して物事が進むとお聞きいたしました。私の所へ以前から公共の場所の窓口に、この耳マークを設置して欲しいとの要望が来ております。それでは質問に入ります。辰野町では現在、聴覚障がい者は何人ぐらいおられますでしょうか。

○保健福祉課長

町内の聴覚障がい者の皆さんでございますけれども、私どもの方、身体障がい者手帳の方で人数の方把握をさせていただいております。現在64名の方が手帳をご持参になっていらっしゃいます。その内、ろうあの方が6人、それから聴覚障がいの1級から6級までの方が58名、合計64名でございます。

○成瀬（9番）

この手帳を交付された方だけでも64名っていうことでありますので、この手帳を交付されてない方も含めればもっと本当にたくさん辰野町にはいると思います。本当にそういう方たちの声を是非反映してもらえたらと思います。次の質問をいたし

ますが、現在この聴覚障がい者の方が役場に来庁された時、窓口に来られた場合どのような対応を各課はされているのかお聞きいたします。

○町　長

各課ですから各課長が答えりゃ良いと思うんですけど、ちょっと時間の関係上、まとめてお話申し上げます。そういう方が来られた場合には比較的一対一という形になりますので、あまり困ったことはないようです。ジェスチャー、あるいはまた正式な手話を例えば習得したとしましても、今度は相手方の皆さん方が手話が分からない。手話を習得してないって方もあります。そういう場合には筆談が結構有効でありましてそんなようなことをしながら、今まではあまり困った例がないということでありますし、まだ中には一緒に付き添いの方が付いて来られる方もあるようでありまして、それは普通、用を時間かけずに終わっているようであります。いずれにしましてもそんなことでありますが、こういったマークを付けるという話でございますけれども、付けても悪いことじゃありませんし考えてはみますけれども、銀行さんあたりはそういう方があると、そういったマーク表示をしてなくて逆に銀行員の方からこういうカードをお見せして、どういう用事ですかって指を指すようになってるとかですね、それに対して一対一でジェスチャーを含めたり、筆談やったり手話のできる方に関しては手話の習得している人があれば対応するということで必ずしも手話、望ましいんですけど万能ではない。マークにつきましてもまたいろんな課長の方の見解もありますのでお話を申し上げたいと思いますが、現在の対応につきましてもう少し、総務課長もう少しまとめて、保健福祉課の方でもう少し答えていきたいとこんなように思います。

○総務課長

総務課の方の施設管理の方の立場から申し上げたいと思います。この耳マークについてはですね、まだ投書とかですねそういう要望を町へ寄せられたというケースはございませんでございまして、総務課の立場としましてはですねカウンターに例えば耳マークの大きなのを貼った場合にはですね、今度は健常者の皆さん来られた時に、そのスペースは遠慮されるんじゃないかなっていうようなことも懸念をされるわけであります。利用される方がですねそういうマークを認識をしてそしてそのマークの所に来た方が来やすいよというような、そういうご要望をですねハッキリと私ども把握できればそのマークを付けることはやぶさかではないと思っておりま

す。担当課とまた現場のですね窓口を持っている課と協議をさせていただきながら検討をさせていただきたいと思います。

○保健福祉課長

聴覚障がい者の方、特に住民税務課、それから保健福祉課の窓口、こちらの方にお見えになることが非常に機会が多いかなというふうに思います。職員の方もですね大体聴覚障がい者の方は把握をしております。来た段階でこの方は聴覚障がいの方で筆談だとかいろんな方法が取れるような態勢を取っておりますし、そのような対応をしているわけでございます。一番良いのはですね特に聴覚障がいの方はやっぱり日常生活の中で大変不便をされているっていうふうに思います。手話だとか読話って言いまして、よく話し手の唇だとか舌だとか、それから顔の表情などから読み取るっていうそういう読話、それから筆談、ジェスチャーっていうようなことを来た人に合わせた中では対応していくっていうことが、一番聴覚の障がい持った方に対する意思の疎通が図れるんじゃないかなっていうことで、そんなような態勢はしております。現在ですね特に手話についてはちょっと窓口担当の者がおりませんが大体手話が習得されて来られる方は、ろうあの方が大体3人から4人くらいかなっていうふうに思います。やはり総合窓口も私どもの方の課でもですね、それやはり分かっておりますので、なから筆談等で殆ど窓口での対応はスムーズにいっているんではないかなっていうふうに思って、今手続きをさせていただいております。一応そんな形でやはり障がい者の方の気持ちを汲むような形で窓口対応を務めてはおりますし、今後もそんな形でいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○住民税務課長

それでは総合窓口を扱っております住民税務課の方での対応でご説明させていただきます。大体住民の中では特別、若干お耳が聞こえないという方以外には筆談とかそういうことで、常にここ数年の間では3名ほどが住民税務課の中では把握しております。その方たちはさきほど町長も申し上げましたけれども、ジェスチャーとかそれから筆談ですね、そういう形で対応をさせていただきます。また最初にご本人さまの方から紙に私は耳が聞こえませんからっていうような、そんなような提示もあるケースもございます。そういった中で、ここ数年の中ではご本人が窓口にお見えになって必要な手続きができなかったとか、そういったようなケースは今のと

ころはございません。以上です。

○成瀬（９番）

町の方へは「本当に困った」っていうようなことを寄せられていないって、今さきほど言われておりましたが、こちらへは「本当に何とか耳マークが付いてこの障がい者っていうことを意思表示できるような対応できないか」っていう要望は寄せられております。本当に筆談でやってるっていう今答弁でありましたが、ここに来られる方は例えばこの障がい者の方が一人で来られて、全員の方が筆談できる方でしょうか。筆談でできない場合もありますでしょうか。筆談で意思疎通が本当にはかれているか、その点をお聞きいたします。

○保健福祉課長

筆談で殆ど対応はできていると思います。中には付き添いの方が付いて来られて手続きもされる方もいらっしゃいますので、概ねその中で対応はできているというふうには思っております。

○成瀬（９番）

じゃあ殆どの方がその障がい者の方とともに、付き添いの方は必ず来られるようですか。来られておりますか。

○住民税務課長

さきほども申し上げましたけれども、記憶にある限りでは約３名ほどなんですけれどもその方たちはご自分でおいでになる、または付き添いがみえる方もいますけれどもご自分でみえて用事が足していかれる方です。

○成瀬（９番）

今、筆談で対応されているっていうことでありますが、今後この役場内に手話のできる職員は何人ぐらいおるんでしょうか。お聞きいたします。各課にはいらっしゃらないんですよね。町全体ではどのくらい手話のできる方がいらっしゃいますでしょうか。

○町　長

手話も訓練して使ってないと衰えていきます。しかし手話を経験して話す段階まで手話で話す段階まで漕ぎ着けて一応、資格っていうのがあるのかどうか知りませんが一定の習得をされた人は１名います。それからやはりこれは大都会でですね本当に住民税務課、あるいは保健福祉課の方で把握できないような大勢来る場合には

こういったマークも必要かと思いますが、民一律日本中がこんなことやってみても意味のないこともあります。駐車場も障がい者用のマークを付けてありますと、いくら混んでても誰も停まらないというこういうふうになってきます。まあそのために付けてあるんですが。したがって非常にカウンターその他が課によっては狭い所もありまして、これやると今度は逆に住民の健常者の皆さん方が何割かがですね、そこは自分の行っちゃいけない所だっていうなふうに考えられても困るなっていうこともありますので、検討はさせていただきますが現状はそのような不自由は与えて、住民の皆さんに町の方から与えてるような無様なことはない、このように把握しております。しかし今後の研究課題ではあるかなと思います。手話で今度は逆に、じゃ筆談はできるかっていうその反面、手話ですね、手話を習得しているかっていうふうに考えてみますと、お若い頃からこの耳が不自由になられた方で学校行って手話を完全に習得する、そういった方はなんですけれども歳とともに段々我々も耳が聞こえなくなるのかもしれませんが、そういう人はなかなか手話っていうことを訓練しようともしませんし、今までの生活の対談の中で何とか切り抜けてるっていうことがありまして、手話を出したところで手話が通じない方もいらっしゃいます。ですから町の役場の場合はそんなに待たせて何も言わないもんでお呼びしたけど来なんだなんて、そんなことありませんので２、３人とか４、５人がいるわけですからすぐ分かりますので大丈夫ですし、特に一対一になる場合は比較的そのような不自由はかけてないつもりでおります。ただ講演会とかですね、大勢の聴衆会、聞いたり何かする場合には一対一でこう対応できない場合に、この方のためには気の利いた講演会では手話の方が立ちまして講演者の横に、それで手話をして、その手話が習得できた方はそれで聞き取っているとこんなようなことがあると、こんなように思います。検討はさせていただきますが、そんなところであります。

○成瀬（９番）

さきほどから手話の話がありますが、これからは町としてこの手話のできる職員の育成をしていくべきと考えます。手話を覚えていただき筆談だけでなく、この手話でも対応できるようにしていくことによって町の職員とこの聴覚障がい者の方とのコミュニケーションが図れ、よりスムースに業務が行えると思います。これからは各課の職員に対しまして、この手話のできる人が必要ではないかと思いますが、今後職員に対して手話の教育も徐々にやっていく考えは町長はおありでしょうか。

お聞きいたします。

○町　長

さきほど申し上げたニュアンスの中から判断していただきたいと思います。必要があれば当然用意いたします。それで必要かどうかを無理矢理そいう方向へ持ち込んでマーク付けるとか、手話サークルの勉強させるとかそんなことは、また行政としてもそんなに特別やることではないと思っております。しかし行政の方からそういった行政命令出さなくても、職員の中で奇特な心構えの中で手話を検討する人もあるでしょうし、あるいはほかの障がい者の皆さんに対していろんな資格までいかなくてもいろんなことを習得してくれる方も現にいろいろとあります。そんな中でありますので今後様子みながら、検討しながら、本当にご不便をかけているようならそんなようなこともしなきゃならんと思います。なお議員さんの方へそういう方がいらっしゃるっていうことでしたら、町の方へ連絡をしてください。ご一緒に一緒に来ていただきたいとこのように思います。対応を考えます。以上です。

○成瀬（９番）

じゃあ、是非そのようにさせていただきます。是非、この手話のできる方を必要と町も必要と考えていただき、今後対応していただけたらと思います。耳マークの表示板の設置につきましては本当に是非、実施していただけたらと思います。実際にこのお金も全くゼロではありませんが、この表示板カードと表示盤の台で合わせても 300 円程度であります。そんなには全くゼロではありませんがそんなにはかかりませんので、できましたら本当にこういう耳マークの表示板の設置をすることによってこういう障がい者の方たちも本当に「さすが福祉の町だ、対応してくださっている」って本当にありがたく思うと思います。是非、できれば、できれば全課に設置して欲しいと思いますが本当に全課に難しいようでしたら、全課でなくても聴覚障がい者の方たちが多く利用できるような窓口へこの耳マークを設置し、障がい者の方たちが皆様が本当に利便性に繋がれば良いと考えております。福祉の町を目指す町長の考えを再度しつこいようでありますが、お聞きいたします。

○町　長

総務課長がまとめてお答え申し上げます。

○総務課長

さきほども申し上げましたような事情もございますので、例えば私がですねその

マークがあるとすれば、そこに座ることはやっぱり控えてしまうかなって自分の身において考えた時には、そういう感じがいたします。ですのでできればですね、福祉の関係の方からＰＲをして、さきほど見せていただきました耳マークをですね、それぞれ手帳の替わりに持ってきていただいて、それを窓口へ出せばどの窓口でも対応ができるっていうふうな形に取ってくのが一番良いのかな、そんなふうに思いますので、またこれは内部で検討させていただきたい、そんなように思いますのでお願いします。

○成瀬（９番）

是非、前向きの検討を要望いたします。以上で質問を終わります。

○議　長

只今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後１時30分といたします。時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始　　12時　29分

再開時間　　13時　30分

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位４番、議席５番、中谷道文議員。

【質問順位４番、議席５番、中谷　道文　議員】

○中谷（５番）

それでは事前に通告してあります３点の質問をさせていただきます。まず１点目の荒神山の諸施設の充実強化と整備についてお尋ねをいたします。荒神山スポーツ公園は先人の努力と発想、またそれに携わった関係者の努力の結果立派な公園に成長をし、今では全国ため池 100 選にも選定され、春の桜は全国的に有名な高遠の公園に匹敵するような見事な公園になりました。また温泉や公園をバックにしたパークホテルの景観やスポーツ施設は辰野町の観光は基より、町民の憩いの場所として健康増進のための中心的な施設としてその大きな役割を多いに果たしております。重要な場所であり町民の誇りとするものであると確信をしております。今後ますますの充実強化に向けた取り組み等について町長のお考えを質問いたしたく、おるところでございます。まず、町長ご承知のとおり公園内の諸施設は築40年を経過したものも出てきており、修理更新の必要なもの、耐震、安全性の検討のもの、時代とともに利用度の低いもの、全く利用されていない施設、利用度の低い施設の今後の

あり方、見直しが必要な時期を迎えているのではないかと感じております。建て直しや大幅な改修となると膨大な新たな投資が必要と予測されます。昨今の国や県、町の財政事情から推測して大変なことだなと考えざるを得ません。そこで質問でありますが、町長は荒神山スポーツ公園に対する今後の基本的な考え方や進め方、また戦略等についてどのようなお考えをお持ちであるか、まずお伺いいたします。

○町　長

それでは質問順位第4番の中谷道文議員の質問に答えてまいりたいと思います。総括的な荒神山についてのお話でございます。辰野町も大事な、あそこは都市公園の中で運動公園というような形の中からスタートしたものでありまして、今もその様相は素晴らしいものがあるとこのように感じております。陸上競技場の公認、非公認はともかく、全てのいろんな団体の皆さん方から利用できるものは合宿もたくさん集まるような所であります。かてて加えまして美術館もあり、今ご指摘のため池100選に認定されたことなどもあり、そしてまた観光ホテル的な、たつのパークホテル等もあったり複合的に見て一つの観光拠点にもなってきているということであります。いずれ都市公園の中というふうに考えております。これに対しまして桜やらそれぞれツツジなども完備されて、デゴイチも来たりまた大勢の皆さん方が最近では寒い時も、寒さを逆手取って寒さを売ろうというような形の中で今のイルミネーションも始まったりいろいろしているわけでありますが、年間を通じて大勢の皆さん方が憩いに集まって来れる所、また身体をスポーツで汗を流すために来てくれる所、これに温泉も出て2箇所ほど本当の温泉があるわけでありますので、そういった健康ランドにも利用してもらう所。こんなようなことで総合整備をしていくということであります。利用度の低いものその他っていうことに対してまだ分析をよくしておりませんけれども、それぞれが相まって一つの辰野の大事な観光面でもさきほど言ったようなことで繰り返ししませんけれども、いろんな意味の拠点になっている。大事にしていかなきゃならないとこういうことであります。戦略ということでございますが、この大事な宝物を崩さないように更にまた財政的なこともありますけれども、大きく膨らめていくような要素もあればとこんなふうに思います。また歴史的に見ましてもあそこは古戦場ということでありまして、特に武田信玄の攻防に守る居城でもありましたが、同時に武田信玄、勝ってしまうと武田信玄のまたこれは砦になった所だというようなこともあります。荒神社、八島神社とも

にそれらも物語っているところでありますので、大事にまた歴史の一つの散策拠点としても考えていかなきゃならない。新しいこの戦略の一つといたしましては、私はウッドウォーキングとも言うんですけれども、ヘルスウォーキング、要するに森林、森林の中を歩けるこんな散策路を今考えて産業振興課、特に観光の係の方に指示をしたところであります。即ち、やっぱり森林の中を歩くということになりますと山道でも何でも良いんですけれども、たくさんあちらこちらにも造っていかなきゃならんと思いますけれども、フィトンチッドという酵素などが木から出てまいります。これは人間にとって非常に科学的にみると有効な良い酵素であり、が故に森林浴という形のことも出てくるわけでありまして、これからは癒す所、憩いの所、健康になる所いろんな意味を総合的に判断していきたい。新たにそういった散策路などもヘルスウォーキングの対象として考えていきたいと、以上であります。

○中谷（５番）

只今は町長より前向きな回答、なお充実をしてまいる所存と、というような回答をいただきましたので意を強くしたところであります。私は早く全体的な取り組みや構想の樹立、それから計画的に年次別に可能な所から随時改善、対応する。町長の人脈を通じて政治的にそういったものの資金をはじめ、重点的に投資ができるような方策を考えていただく。また荒神山公園の第２次開発計画プロジェクト等を立ち上げ、その検討を早急に進めてく必要があるのではないかとこんなように思いますので、そういった組織の立ち上げなり現状そういうものがあるのかどうかちょっとお伺いをいたします。

○町　長

特に現在は組織づくりの中で検討するということは思ってもいませんでしたし、考えておりません。今まであります態勢の中でそういったことが充実できる、各課辰野町もございますのでそれぞれに応じて出動してもらうと、こんなような形の中でおります。

○中谷（５番）

それぞれ随時対応してくということでありますので、一応考え方につきましては分かりました。続いて質問を続けさせていただきます。まず、２番目でありますけれども多くの町民から寄せられている要望だとか意見を大変多く聞いておりますので報告をいたします。現在既に工事を着手しているもの、計画が進んでいるもの、

今後検討していきたいこと等に分けてのちほどコメントをお願いしたいと思います。まず公園の景観保持強化に関する意見として、桜、サツキ、それから荒神山周辺の樹木に関するものの観点がありまして１つ、「桜の天狗巣病や苔が非常に増えてきている」と、「中には枯れ枝等もある」と。また「古い樹木については更新の時期が来ているのではないか」と、「いろいろと総合的に対応手当する必要がないか」という意見。また今後の課題でありますけれども、たつの海周辺のサツキが立派に生長をして見事なサツキに成長しておりますが非常に花が付きが悪いということで桜を見に来た皆さんがまたこのサツキを見に行きたいと、こういうことで張り切って帰りますがその皆さんが来た時に「いや一思ったより花が咲いてなんで残念だった」とこういうことがしきりに言われると、３人に１人はその苦情が出てきているというようなことでありますので、その原因究明と対応をしていきたいと。かなり技術的な問題で解決できるのではないかと、こんなように考えますのでサツキの花付きが多くなるような対応をして多くの客呼んだり、町民の皆さんに楽しんでもらうようなことに対しての要望であります。また次に「美術館の周辺の樹木が大変繁ってきており立派な美術館の景観が少し阻害されて影になってきているんじゃないか」と、また「美術館の３階から眺めた眺望は瀬戸團治さんの画にありますように西駒の素晴らしい遠景が前方の木により遮られてしまっている」と、「非常にもったいない」というふうな声がありまして、できるだけ早い時期に地域とも協働してこの解決に当たりたいな、というように思っているわけですけれどもこの周辺の樹木の整理等についてのお考え。また進みますが、こもれび広場の遊具の整理について、これはホウボウから出ておりますし、また後段、堀内議員からも提案されておりますが「使えなくなってって残念だ」と、地元の衆等からも「何とかならないか」というささやかな要望、「利用したい」とこんな声がありますのでまた検討をいただきたいと思います。次に多く出されている中に、大変利用されておりますたつの海周辺のウォーキングコースについての改善の改良の要望が多くあります。例えば「雨の日や冬場の水溜まりができて利用しずらい」と。「コースがぬかるむ」とか、「利用しずらい」「少しは以前より改善されているものの、もう少し改善はできないか」とか、また「足もとへの負担を少なくするような専用ウォーキングコースに改善できないか」と。「例えば諏訪湖周辺や大芝のウォーキングロードのようなコースに是非改善をしていただきたい」というような要望もあります。ま

た夜間の利用者からは「照明をもう少し北側の方に、例えば例でありますけれども４機くらい着けてもう少し明るくして利用しやすいようにしていただけたらありがたいな」とこんな具体的な要望も伺っております。次に施設の改修、整備の対応でありますけれども、ほたるドームの雨漏り対策も至急に進めた方が良いんじゃないかと。当然必要なことであると思いますのでそんな計画があるのかどうか、お聞きはしたいと思います。またマレット場の拡充整備の要望もありまして、「高齢化が進みまして少し傾斜がきつ過ぎて大変だ」と、「もう少しコースを長めにしたり、ゆったりしたコースに利用できないか」また「昔あった、こもれび広場の利用なんかもマレット人口が非常に増えて利用率も高いので、そういうようなものも再利用できるような方向の検討はできないか」とこんなような声もあります。また荒神山球場の改良整備については「砂の補給をもう少し厚く入れていただいてグランドの硬さをもう少し調整したり、排水の効果を上げていただいて雨の翌日でも利用できるような方法だとか、例えばですが滑り込んだ時とか守備の時に転んだ時にケガのないような安全性を含めたグランド整備の方向を検討していただきたい」とこんな要望があがっております。また利用の方法として「ネットやフェンスをもう少し上げていただいて硬式野球の対応をして合宿等、来ていただくように誘致さえするような、そんなような利用方法は今後考えられないのかな」と、こんなような意見もあります。また町民体育館の耐震関係や体育館の大型についての要望がありますけれども、これはことがことだけに大変な投資が必要となりますので、また時期を改めて質問させていただきます。また施設の見直しや利用促進に関わる意見として、「武道館やその付帯施設の老朽化が進んでおり、今後の利用方法についてどんな考え方を町は持っているのかな」とこんな意見も出されております。また陸上競技の利用促進と今後の活用対策としての意見でありますけれども、新しいスポーツ、例えばラクロス、私も専門家でないので競技の内容については説明できませんが、「そういう新しい珍しいスポーツがあって日本中、相当有名になってきたと、そういういうような施設を率先して導入したらどうか」と、また「芝付きのサッカー場等に改良して陸上的な利用と両方合わせた陸上競技場の再利用強化ができないかな」というような意見も寄せられております。また美術館の開館期間の延長や、通年開館制度の取り組みについての強い要望がありまして「採算性や経費の面で困難性は十分理解できるが町の観光スポットとして、ますます重要な位置を占めつつありま

すので、何とか通年開館できるような方向は取れないものかな」という切なる要望が上がっておりまして、パークホテル等泊まって散策したりいろいろ見るその方々からは「是非、せっかく見に来たのに見れなんで残念だ」というよな声があって多く出されております。「観光の大きなスポットにもなりつつありますので、そんな検討ができないかな」とこんなふうに意見が出されております。各イベントを組んで来館者への努力等を十分美術館としてされてることについては私も理解しております。また美術館の補足として「町出身者で特に有名な人の遺品だとか功績、資料等の展示や町のお宝や名品の展示についての検討をお願いしたいな」と。「美術館に置けなければ、ふれあいなり関係施設の所を割愛して何かそんなような町の功績者、あるいは特に有名な人、あるいはそういったお宝を陳列して観光、来ていただいた皆さんに展示できるようなしくみや考えがあればありがたいな」っていうような意見も出されております。次に至急検討の方法を願いたい課題として申し上げますが、これはまず是非前回質問してありますけれどもウォーターパークの跡地の利用方法についての考え方と現状の進捗状況について、少しお願いをしたいと思います。以上、多くの意見と要望が出されておりますので町民に代わって申し上げたところであります。基本的な考え方は町長より只今お聞きして前向きの取り組みをしていただけるということでありますので、それに付随した現場サイドからの取り組みの状況や考え方、また課題等についてあらかじめお手許の方に用紙については配られておると思いますので、時間等の関係もありますのでコメント方式で結構ですので簡単に補足をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議　長

ここで傍聴の皆さんにも分かりやすいように、通告書の項目にしたがって答弁をお願いしたいと思います。

○町　長

答弁だけ通告にしたがうわけですか？

○議　長

いえ、質問も。

○町　長

そういうことですか、はい、分かりました。議長にちょっと直接質問しちゃって申し訳ないです。たくさんに総花的にご質問が出ておりますので、これは簡単に答

えていっても時間が相当オーバーするだろうと思いますから、私の方で簡単に言って担当課長の方から更に簡単に答えるように努力をしてお答えをしたいと思います。ウォーキングコースをたつの海の周辺へということでありますが、これは前にもチップを、あまり高価なものは無理ですのでチップを置いてみるかとか言いましたけれどもやはりそれが難しさがあると、道路と道路際の問題があるというようなことで、今現状はそのようになっております。ほたるドームの雨漏りはシーリングなどして止めてありますが、今後も屋根につきましてほかの造りに対しましても処置はしてまいります。武道館の方は第２体育館を現在は柔道は使っておりますけれども剣道、空手などが使い、最近では太鼓が障がい者の皆さん方の太鼓の置き場にもなり、また訓練もされているところであります。荒神山野球場が硬式野球にならないかということでありますが、安全性はですね今のあのぐらいで転ばないように頑張ってもらわなきゃどうしょもないんですけれども、硬式野球にするにはあれでは硬過ぎるということで１回辰野高校の野球部の皆さんが松戸の、東京の松戸の千葉の方ですね、高校と試合をするってこちらへお呼びしてあそこでやったんですがちょっとやってみたら全然これはダメだと、イレギュラーになっちゃって硬過ぎて結果的に辰野高校のグランドへ戻ったようであります。ということであれ硬式やるっていうことと、それからソフトをやって今は金のスパイクでなくてプラスチックの丸いスパイクで押さえてくことで反作用、半分違う作用が出てきまして硬くしてしまう。硬式やるには本当に今議員が言われたようにフワフワの状態にしていかないとダメだということで、なかなかこれは難しいだろうと思われます。それからラクロスっていう新しいスポーツですか？っておっしゃいました？ラクロスって。

○中谷（５番）

はい。

○町　長

言葉もよく分からないんですが、説明していただくと分かるんですが、ちょっと答えようがなくて申し訳ございません。結構陸上競技場はそれなりに陸上競技自体もそうですし公認ではありませんけれども、いろんな多面的に利用されているところであります。マレットゴルフ場につきまして急な面もあってって言うんですが、逆に急な所があって面白いという話も出てきております。打ち上げ、打ち下げ、どちらのことを言われるか分かりませんが、どちらの言うことを聞いたら良いのか均

すことは簡単なんですが、これマレットゴルフ協会の皆さんのお声を聞きながらやらなければならんだろうと思います。コース設定につきましてもその協会の皆さん方の意見を尊重してやってるところであります。美術館は現在、利用者が非常に少ないということで、残念ながら冬期間の閉鎖をしているところであります。しかし現在は寒さ逆手取るっていうことで冬のホタル2011とタイアップいたしまして、国の補助事業として「創造の王国展２」を12月25日まで開いてる、こういうようなことであります。相当「冬場見に行ったけれど入れなんで、閉まっているんで残念だよ」っていう声がうんと多ければ、もっと入るわけですね。どの程度の声があるのか、なかなか今行革の中ですから非常に思うように任せないのが現状であります。本当にまたお声がそんなに多いかどうかチェックさせていただきたいと思うし、また議員からも教えてください。データを持ってお願いしたいと思います。それからちょっとそれが分からなかったんですが、有名人をあそこの美術館へ並べるわけですか？写真か何かを、持っているものをですか？そのへんもし再質問で言えたら言ってください。私の方から簡単にこれだけにして各課の課長の方から、あるいは担当の教育次長の方からもより簡単にお答を申し上げます。

○教育次長

それでは只今町長の答弁のほかにいくつかご質問、ご提案がございました。その中で私とほかの担当課長の方でお答え申し上げたいと思います。樹木の関係でご指摘がございまして、公園内の桜の手入れっていうようなことで通告をいただいてあります。天狗巣病の枝の除去とか、あるいは今年も大発生をしましたアメリカシロヒトリの消毒、これらにつきましては時期に応じて対応しております。捕植等につきましても時期に応じて対応しているところであります。また木が高くなって枝が伸びている箇所もございます。こういったものについては中部電力で支障木伐採の計画がありますのでそれらとタイアップ、調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。併せてたつの海周辺のサツキの手入れについてご指摘がございました。寒さのために花芽が落ちてしまって開花が殆どなかったということもございますが、ツツジとサツキでは開花時期が違ったりしておりますけれども、手入れにつきましてはそれぞれ適切に行うようにお願いをしているところでありまして、パークセンターふれあいの職員とシルバー人材センターの応援をいただいて対応をしているところであります。それからさきほど陸上競技場のことにつきましてはラ

クロスというスポーツのことをありましたけれども、そのほか利用関係者からもし有効な企画、立案があれば検討してまいりたいというふうに思います。なお、樹木関係で美術館の周辺樹木のご指摘がございました。開館当初は非常に展望が素晴らしい美術館ということであったわけで議員ご指摘のとおり、眺望も今素晴らしいわけでありますが、特に南側ですか、こちらの樹木が伸びて視界が一部遮られております。こちらにつきましては地元の議員のご指摘もございますし、あるいは関係の方へも骨を折っていただいているところでございますので、こちらとしてもそちらの推移を見守りながら、山林所有者の協力を得て樹木整備を進めていきたいというふうに思いますので、引き続きお力添えをお願いをしたいというふうに思います。あと私の方からは美術館の関係でございますけれども、只今町長申し上げましたように今年度は「想像の王国展２」を開催している関係で、昨年よりも１箇月開館期間が長くなっております。なお冬期間につきましては従来から10人以上の予約がある場合には開館をするようにしております。また町の関連施設でありますパークホテルにつきましては、利用客の利便ということもございますので10人にならずとも事前にお話をいただければ利便を図るように調整をするようにしております。当日、急に言われてもなかなか職員の配置だとか、暖房とかいろんな課題がございますので対応しきれない部分がございますけれども、パークホテルとはそういう話になっておりますのでご理解いただければと思います。あと残った点については建設水道課長の方からお願いをしたいと思います。

○建設水道課長

それでは私の方から２点お話をしたいと思います。まず最初にこもれび広場の関係でございますが、この広場につきましてはご存知のように昭和の63年に設置されました。中には大型遊具、そしてまた四阿（あずまや）等がございます。その中の大型木製のアスレチックが木部が腐食し、ロープが抜けこの７月から使用中止という形になっております。現在、町におきまして都市公園の長寿命化の策定を行い、本年度実施しているところでございます。策定は遊具の現状を調査し計画的に遊具を維持修繕、または更新をしていく計画を樹立するものでございます。この結果から計画的に充実強化を図れるよう調査の結果から検討いたしまして、この木製大型アスレチックの遊具につきましても、検討してまいりたいと思っております。続きましてウォーターパークの跡地の利用でございます。昨年９月の定例会でご質問い

ただきまして、その後の取り組みについてお話をしたいと思います。内部におきましてプール用地利活用検討会というものがありまして、これにつきましては建設水道課が事務局を行っております。昨年、検討材料としまして茅野市の市営プールの利用状況及び維持管理について視察を行いました。また本年度まちづくり政策課も加わり、荒神山スポーツ公園全体からウォーターパークの跡地を利用する検討のさまざまな模索をしてく資料づくりを進めたく、現在作業に入りつつあるところでございます。スポーツ、健康、荒神山の温泉、セラピーフィールド、さきほど言いましたヘルスウォーキング等、またパワースポット、癒し、冒険等いろいろなテーマから検討をいたしましてこのウォーターパークの跡地の利用を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議　長

中谷議員、一問一答方式になっておりますので、質問項目を切って質問をお願いいたします。

○中谷（５番）

それでは質問を続けますが、町長並びに担当課の方からそれぞれの課題につきまして取り組んでる状況、それから課題をお聞きしましたので添うべく、また報告したり今後の対策を考えたりしたいとこんなように思います。もう一つは指定管理者絡みに関わる施設の要望や意見でありますけれども、これはここで申し上げて良いことと、悪いこともございますので、またのちほど、まちづくり政策課の方へ内容を報告しますのでまた検討いただきたいと思います。各施設の状況についは只今承ったことで一応承知をいたしましたけれども、私の見解を申し上げたいと思います。各課で真剣にお考えいただいており安心し、力強く思いました。町民のささやかな要望であり願いでもあります。一つずつ地道に解決できればと思います。私たち地元でも後援会を中心にウォーターパークの跡地等を主題とした研究会まがいなものを開催をしました。我が地元は土地の提供者も多く、また毎日その施設を見ている皆さんが大変多いことからいろいろな意見が出ました。「温泉を利用した医療と介護に関わる施設を導入したらどうか」と「観光や合宿のための宿泊施設はどうか」「イベント施設はどうか」とか「産直市場はどうか」「植物園を造ったらどうか」と「サッカー場はどうか」とか、さきほど申し上げた「ラクロス等を入れたニュースポーツの施設を導入したらどうか」また意見としてはちょっと方向が違い

ますけれども「高級分譲住宅にしたらどうか」とか挙げ句の果ては「工場用地にしたらどうか」とこんな意見が百出しております。また箱物はあまり将来的歓迎ができないというふうなことを含めていろいろと悩んでおる状況の方向がありまして、これはとても地元だけで考えることでもありませんし、町でも方向付けするには大変なことだと、こんなふうに思いまして今回質問させていただいた次第でございます。それでいくら地元で考えても採算性や将来必ず町や地域の発展に繋がるような施設と成り得るか、大変な課題であり専門家や実務家でないと判断は無理、難しいというような意見が出まして会議は中断し、また機会を見て検討しようということで解散しました。私は町主導で専門家や実務家や幅広く町民の声を入れられる組織の中で、早急に検討を進めるよう提案してこの質問については終わりとします。非常に難しい問題であり、今後辰野町の重要な課題だと思いますので提案申し上げ終わります。

次に時間の関係もありますので急いで申し上げますが、２番目の質問といたしまして町の観光事業への取り組み強化について質問させていただきます。現在町は町政推進の柱として観光立町を掲げ、観光推進室を設置し、本年は観光資源発掘や観光情報発信事業、また取り組みとして情報発信ラジオ番組製作事業の取り組み等、前向きな取り組みについては高く評価をしております。より積極的な取り組み強化の推進のために質問させていただきます。まず１点目として町内施設や観光地の横の連絡、または広く近隣市町村との観光地や施設の連携システムの構築が必要と思われるが実態はどうなっているか、例えばパークホテルと、かやぶきの連携、町内地区毎の観光地、区同士の連携、また地域としては北部観光連盟の活動状況なりそうした所の連携活動の状況等をどのような状況になっているか質問をいたします。

○町　長

次の質問に入る前にさきほどちょっと都市計画、何ですか荒神山につきましてちょっと町議の方から希望、要望の中に入っておりましたが一々ごもっともであり町議が一所懸命もみじ園などを主体に山林整備していただくことに敬意を表するわけであります。ただその希望の中で住宅はどうかとか、工場はどうかっていうような声もあるというような話も聞きましたが、これは都市計画法の中の都市公園用途地域に指定されてますので、解除しない限りそれは無理であります。そのことだけはハッキリ町議さんの方からも言っていただき・・・

○中谷（５番）

承知してます。

○町　長

そうですか、承知して言われたんですか。分かりました。それじゃあ次の質問にお答えを申し上げます。観光に関しましての連携っていうことでパークホテルとかやぶきの館は当然今コントロールがまちづくり政策課でありますので、連携するようには話おりますが、より具体的に。辰野に２泊する方があれば１泊１泊っていうようなことになるんでしょうけども、１泊の方をどういうふうに連携するか、あ、次はそちらへどうぞってようなことも良いでしょうし、パンフレットなどは両方置いてあると思いますが、考えてみたいと思っております。なおここはボーダーレスで塩尻、岡谷、辰野、塩嶺王城パークライン、このへんは本当に３郡一諸になって行っているとこでありますし、マラソンしかり。全ての開発もそうであります。それからまた中仙道のウォーキングマップなども作成したり、そのウォーキングの方も推奨しているところでありますし、そういった連携は今取ってます。同時にまた上伊那全体で一つの観光を考えていこうと、これからはスピード時代でありますので１箇所へ来て帰るっていうよりも、周辺散策、掘り起こし散策というような形でありますので伊那、上伊那広域の中で上伊那全体が一つのマップの中に入るだろうというふうなことであります。高遠の桜、もし咲いてなければ箕輪の梅園ですか、そのどっちかが見れるように観光バスが組まれるようでありますし、また最近では高遠の桜見たあとも、こちらへ帰る方は北へ帰る方は辰野の城前の桜トンネルを必ず潜ぐっていくそうでありますし、またそのほかいろんな観光資源がありますので大きく宣伝をしていくと、こういうことで連携はいたしております。町内はもちろんそれぞれ連携しながら、助け合って「ほんの～り辰野町」をドンドンと謳い出そうとこういうことで、ホタル以外にも通年通じていろいろ模索中であります。課長の方から何かあればお答えいたします。

○産業振興課長

それでは私の方から連携の関係で近隣市町村の関係を申し上げます。さきほど岡谷市、塩尻市の関係につきましては塩嶺王城の開発、観光開発協議会の中の取り組みといたしまして本年度、中仙道のウォーキングを実施をしました。また来年度もですね岡谷、それから贄川（にえかわ）駅の方から両側から小野駅に向かって歩く

ようなそんな中仙道ウォーキングを現在検討をしているところであります。岡谷市で来年度開催されます全国産業観光フォーラムがございまして、こちらの観光コースの関係、辰野のコースというような提案もありますのでそちらの取り組みも協力をしていきたいと考えております。また、上伊那北部観光連絡協議会、現在検討中でありまして箕輪と南箕輪の２町１村で協議会を発足させるように準備を進めてるところでありますけれど、本年度前段といたしましてこのような「ホットする信州伊那の旅」というようなこんなパンフレット作りまして、こちらの方に各町村の観光地、それから宿泊施設等載せまして 3,000 部本年度印刷をいたしまして関係する箇所に配布をさせていただいたところであります。また上伊那全域の広域での取り組みといたしまして、管内の課長それから地方事務所の観光課長も中に加わっていただきまして月１回のペースで協議を行ってきておりまして、現状の把握、それから要望等の把握、組織、連盟のあり方など検討をしてまいりまして、これからの上伊那広域連盟としての取り組みについて話し合ってきたところであります。これからは県内外にＰＲをしながら、上伊那の地名度を向上していくということで確認をしてきているところであります。以上です。

○中谷（５番）

方向性なり取り組みなり現実につきましては理解をいたしました。町長お話ありましたように上伊那全体の連携なり、近隣市町村との連携、あるいは町内の観光施設あるいは観光名所等連動した一つの観光づくりというものを今後検討進める必要があると考えておりますので、よろしくお願いします。続いて２番目に移ります。町の観光事業の方向付けや課題整理を進めるための組織の強化が今後重要な鍵と思われますが審議会、観光振興懇談会等のメンバーはどのようなメンバーで開催され活動状況はどうか、状況を知りたいことと、また実践的で行動的なメンバーの加入により幅広く事業推進にかかれるような組織強化が必要かと私は考えますが、どのようなお考えを持っているのか、現状で十分だとか、もっと強化が必要だとか、そんなところの見解をお願いいたします。

○町　長

はい、今、組織って言いましても町の中では担当課の中に観光室を設けて進めております。同時に庁外では観光協会あるいは、まつわる関連のいろんな団体。それらの皆さん方と手を組みながらやってるわけでありまして、今後どういうふうに改

編、組織を改編していくのか、改組していくのか、あるいは大きくするか小さくするか、あるいはちょっと今考えてないとこであります。何か問題点があるようなご指摘いただければお答えいたします。

○産業振興課長

審議会のメンバーにつきましては条例で定めているメンバーで組織をしております。それから近年発足いたしました観光振興の懇談会のメンバーでありますけれどＪＡの関係、それから商工会の事業部長さん、それから女性部長さん、それから青年会議所、公民館長、辰野駅長、それから、かやぶきの館、豊南短大等の皆さんに加わっていただいて懇談会を開いてきております。ほかに加えていった方が良いっていうような方があればですね、また検討させていただきたいと思います。以上です。

○中谷（５番）

只今のメンバーお聞きしまして十分とは申しませんが、しっかり町の観光事業の振興になるような立派な方向が出せるように頑張っていただきたいなと、また場合によってはメンバーの追加等も図って充実をいただきたいなと、こんなふうに思います。次に３番目になりますけれどもセールスプロモーション活動ということで、観光誘致に関わる活動のことを言うようでありますけれども、そういったものを強固にしていったらどうかということで、今年は特に町の目玉事業としてどのようなものを今考えているか、もし案があれば概略で結構でございますし、私としては特に観光客の誘致に関わる部分に積極的に投資を行っていただければありがたいなと、こんなふうに思うところでございますが、まだこれから考えるということでも結構ですが現状の案なり、何かありましたら、なければ結構ですが。

○町　長

ありません、と言えば簡単だそうでございますけれども、どうもそうもいかないようであります。誘致と言いますか誘客だと思いますけれども、そのように私ども努力をしてプロモーション、即ち促進させるということでありますから今ある組織をフル回転させてお願いをして、また全てやってみてこれはものになるものと、ならんものとどうしても出てきてまいりますが、その取捨選択も適宜行いながら進めてまいります。ＰＲ用のＤＶＤなどは本年度作成してまいりますので、関係団体の方へまた配布をしたいと思いますし、旅行業者などとも手を組みながら連携しなが

らまた誘客できるように更にまた頑張っていきたいとこんなふうに思っております。そんなとこであります。

○議　長

中谷議員、質問時間があと3分ほどですので、質問をまとめてください。

○中谷（5番）

時間が迫っておりますので多く申し上げませんけれども、私は観光客誘致の面でほたる祭りと同様に町の観光と温泉をセットにした四季折々のプランをセット企画し県の出先、東京とか大阪、大都市、町関係企業、指定管理者本社等、広く誘致活動を展開してはどうかと思うものでございます。最後になりましたけれども町の特産品や地場産品の販売をセットにした物産館等を町に誘致すれば観光の一助にはなるんではないかと、また町の活性化に繋がるんではないかというふうなことで考えておりますけれども、そんな情報なり取り組みについて町の考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○町　長

特売所の誘致と言いますか、特売所をつくれという意味なんでしょうね町に。それでそこへ売ってくれる人は自由に一定の規格を設けて、できるだけ町内のもの、あるいはまた伊那谷のもの、長野県のものなどを考えていくっていうことだそうでありますが、なかなかこれが思うに任せるかどうか。ほたる童謡公園で一時予算を付けまして、これはもうホタルがありますからこれで助かっているんですけども、農作物などを中心に地元の上平出の皆さん方が取り組んでいくということで通年やるということの中で、我々が町会議員の頃であったと思いますが地元の町議さんなども発案し我々も賛成してやったわけですが、今通年、ズーッととはなっていないようであります。たまたま収穫時とかそれには使ってるかもしれません。だけどホタルでは賑やかく、それが一つ造った建物が活きてるとこんなことであります。ちょっとまだ具体的にそこまで案がありませんので、またご相談をお願いしたいと思っております。

○中谷（5番）

時間になりましたので終わりたいと思いますけれども、是非今年は観光推進の面で宣伝用の看板、観光地を示したような看板を積極的に取り組んでいただいて観光資源の発掘や宣伝強化を重点的に進めていただきたいなと、こんなふうに考えて2

番目の質問を終わります。３番目の鳥獣害対策につきましては多くの方々、今回は私だけでありますけれどもズーッと叫ばれてきてることでありますので、省略をします。大変大きな課題でありますし、難しい問題でありまして大変な努力を振興課の方でされてることは十分理解をしております。そこで私の情報でありますけれども、北海道に特にシカ等を中心にした機器装置が開発されて効果が大というようなことを聞いておりますので、また産業課の方から電話なり現地に出向いて調査をして良かったら早急に検討してもらうようなことを提案して、今回の私の全ての質問を終わります。

○議　長

進行いたします。質問順位５番、議席10番、中村守夫議員。

【質問順位５番、議席10番、中村　守夫　議員】

○中村（10番）

さきに通告いたしました件につきまして質問させていただきます。県道14号線下諏訪辰野線の上町上平出地籍の道路改良と歩道の設置につきまして、質問させていただきます。現在、平出四つ角を挟んだ下町地籍で辰野東小学校までの歩道設置工事が地権者の方々全員のご理解の下に、工事も順調に進んでいるとのことであります。いつの場合でも地域住民の皆様のご理解、ご協力をいただき道路工事等、予定どおり進んでこそ町の活性化、発展に繋がっていくものと信じております。そうなれば当然のこと、行政もそれらに応えていかなくてはなりません。そちらが済めば直ぐこちら、とまだ工事が終わらない内から申し上げるのも多少の抵抗は感じます。しかし現在、有賀歯科医院から上野川までの歩道はすれ違いすらも大変で、上野川から上平出地籍に至る旧道と交差地点までの歩道は歩道すらありません。朝晩は大変交通量の多い県道です。小中学生の登下校にも関わる場所もあります。早急に着工とは言いにくいですが、今後の工事見通しについてお答えいただきたいと思います。

○町　長

それでは質問順位第５番の中村守夫議員の質問にお答えを申し上げます。道路整備、大急ぎであちらこちら進めてるところでありますけれども、上伊那としては少しいろいろ事情がありまして 153 号線から何か進めて考えてみますと、当初のところに少し問題がありまして遅れをとっております。竜東線などもやはり今ここで大

急ぎでさせてもらってるわけで、はあるか結局できなかったということであります。それで今言わんとしてるのは、今ご指摘のように下町を今やらせていただいておりますので、公共予算が国も県も10年ぐらい前からみると４分の１以下なんです。それであれもこれもというわけにいかないということで、しかしとても大事なとこでありましてご指摘のところの上町の上平出抜ける、あれは下諏訪辰野線であります。それに対しましては期成同盟会を設けて岡谷は岡谷の方で、辰野は辰野の方でこれ追っかけるように県の伊那建へも、あるいはまた県の道路整備の方へもお願いをして土木部長にもこの間も行き会って陳情いたしております。下町が終われば、そちらの方へ入ってくれるように今お話を進めてるところであります。同時着工はなかなか、おまけにこの羽北の、おまけって言いますか大事な羽場交差点以下、たくさん町ではやることがありますので一つそのへんはご理解をいただきたいと思います。気を付けて利用していただき、そして早く改修進むように努力をしたいと思います。担当課長の方からお答えいたします。

○建設水道課長

下諏訪辰野線の関係でございますが、平出の交差点から上野川までの間につきましては現在１メートルぐらいの歩道があり車道が非常に狭い、上平出の上町につきましては一次改良済みですが暫定改良付近が 5.5 メートル未満という形の中で非常に車道が狭く、歩道の近くを走る車で風圧や降雨時の降雪、また傘をさす時には接触するとの話も聞いて非常に危険な箇所ということで、認識しているところでございます。それから平成21年度事故発生状況をみると、町内においても集中した人身事故の多発地区となっております。この９月16日、10月23日、日没時に骨折等の重症を負う交通事故が連続発生しているところでございます。その中においてさきほど町長が申し上げたとおりでございます。それからさきの岡谷方面でございますが、旧道、上平出の旧道間の所でございますが一気に歩道を新設というわけにもいかないという形の中で地元、区との調整を図る中において上野川から上平出の旧道の間につきましては、現状に側溝が両側ございます。それを改良いたしまして、蓋をかぶせることによって路肩幅を広くし、歩行者の安全を図るという方向の中において昨年度、東側が全面側溝が改良されたところでございます。本年度以降、西側に移り、地域の歩行者の安全確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中村（10番）

さきほども申し上げましたが、この県道14号線下諏訪辰野線は町内はもとより箕輪町、伊南でも大変交通量の多い幹線であり町内では岡谷方面へ抜ける唯一の幹線でございます。そこで上町と上平出の境辺り、県道と旧道が交わる交差点へ信号を付けていただけば県道を横断しやすくなり、小中学生も安心して横断できるものと考えておりますが、またこれは交通安全推進協議会の方でもまたお願いしたいと思っております。次に有賀峠を挟んで、伊那圏と諏訪圏を結ぶ県道下諏訪辰野線の早期整備を目的に諏訪辰野両首長で構成する整備促進期成同盟会の総会が10月下旬辰野町役場で開催されたようでございます。その総会の席で、伊那建設事務所より消防第7分団屯所辺りから平出保育園までの歩道改良の話が出たようですが、平出区でも要望中でございます。またこの期成同盟会には地元の関係者が出席をしておりませんので詳しいことが分かりません。この歩道改良の実施時期ですとか歩道工事内容等、先日の話の中で出た具体的なこととか分かる範囲で結構ですので、ご説明をお願いいたします。

○町　長

お聞きのとおりの話し合いもありました。更にまた伊那建設事務所の皆さんに毎年来ていただいて、それら町中を見てチェックポイントを大体70箇所ぐらい提案をいたしております。それでさきほどの話になるわけでありますが、やっぱり優先順位を付けてあれもこれもでなくて、あれかこれかで進めていくという形の中でありますから上町同様にまたこれは諏訪辰野線でありますが、またこれも期成同盟会持ってるわけでありますので、そちらの方で陳情もいたしておりますし早く安全な歩道を確保などができればとこんなふうに思っております。課長の方から何か詳細があればお答えいたします。

○建設水道課長

この路線につきましてはさきほど町長の方から話がありましたように、伊那建の方に要望をしている箇所でございます。その中においてやはりさきほどお話がありました平出の下町の伊那辰野停線、それから岡谷に抜ける下諏訪辰野線、諏訪に抜ける諏訪辰野線この3箇所が結ばるのが平出の交差点でございます。ご存知のように平出下町の事業を行う時に、交通安全総点検という形の中において地域の皆さん、ＰＴＡはじめ区の役員、敬老会の皆さん、それから交通に関係する皆さん等が集

まっていただきまして道路状況等を確認し、どのような道を造れば良いか模索をした経過がございます。こういうようなものの中においてこの下諏訪辰野、諏訪辰野においてもこういう形の中で検討をしてかなければいけないという形の中で、伊那建の方からお話をいただいたということで確認をもっております。やはり地域の盛り上がりというものが必要になります。平出の区についてお話を申し上げまして現在、区としても一つの方向で進んでいるとこではないかなと思っております。以上でございます。

○中村（10番）

私は一緒にやるということはとても無理であるということは重々承知もしております。また例えば金さえあれば、東県道のバイパス、例えば中央道の2階建てでバイパスを造るとかそういうこともできないこともないと思いますが、なんせさきに立つものがございませんので無理かと思います。道路問題におきましては伊那建の方でも事業化に向けて進める方向でいるとの話もあるようでございますので、それに期待してしばらく待っていたいと思っております。いずれにしましてもより強く要望していただき、西、国道も153号線もそうでございますが、できる限りの早期実現をお願いいたしたいと思います。

続きまして次の質問に入ります。これも今の道路問題と同じようでございますが新町保育園が移転新築開園し、いよいよ平出保育園、次の移転新築工事の順番が回ってまいりました。新町保育園が開園していまだ1年も経過しない内に平出保育園移転新築の話を切り出すのも、さきほどと一緒で早すぎるとは思っております。重々承知はしておりますが、そのへんの話とちょっと一部3番目の住宅問題等にも絡んできちゃうところもありますが、そのへんちょっとご勘弁いただいて進めていきたいと思います。平出保育園、移転新築場所は昨年オープンいたしました3階建町営住宅アドニスの南側、もう少し南の方にある町営住宅との間辺りとお聞きしておりますが、建設時期は別として場所が例え違う土地があってももうその場所に決定しており変更のお考えはありませんでしょうか。ご質問いたします。

○町　長

いろいろとこれから政策によりまして、あるいはまた人口推移、あるいは住民ニーズなどによってアドニスの第2号棟を造るという方向性はあります。そこに保育園ですか、を併用して造るということは決定はされてません。したがいましても

し移転新築するならそこでなくてもほかでも良いでしょうし、今の所でも良いでしょうし、あるいはまたそこでも良いでしょう、ということであります。保育園自体は鉄筋コンクリートの良い建物でありまして安全なキチッとした建物であります。ただ庭がどういうわけかあそこ道があるのにあんな所で小さな園庭しかない。同時にあそこん所へ諏訪辰野線が通ってますので交通量が激しく、お迎えだとかまさか子どもたちを飛び出してくりゃ危ないですけれども、そういうことで交通的な事情で移転が良いだろうという話が出ていると、また要望も出てるとこういうことで現在はあります。せっかく鉄筋コンクリートで立派なものを壊って持ってくものも非常に切ないなというような思いをしながらです。しかしそこまで入ってまいりますと現在50人の定員に対しまして41名の園児が入っているわけで、82％ぐらいになるんですか。ということで実際これから利用する園児の数がどう推移するかということにも掛かってまいります。あるからずっと造るっていうんでないですから、一時あそこは非常に多くの園児が入ってまいりましたのは、お陰様で鴻の田に園児が非常に増えまして小さいお子さんがいて、それで平出保育園はもっているとこういうような良い意味の笑い話もあったぐらいでありますが、そのお子さんたちも大きくなりまして今現在は段々ちょっと推移してますが、今後の様子を見ながらまた検討しなきゃならない。こんなことでまた検討委員会の方にも話をしてかなきゃならない。それによってじゃあどうするかと、場所を持っていくに、こういうふうにもう一度また再度確認をしてかなきゃならないと、こんなふうに私は認識いたしております。以上です。

○中村（10番）

さきほどの、今の町長の答弁で次の質問が非常にしやすくなりまして大変ありがたく感じております。その建設場所でございますが、話もまとまらない内から場所ばか考えても大変でございますが、例えばですね天竜川近辺で具体的に申し上げますと私の家のそばでございますが、私の家は子どもおりませんのでみきりをする予定はしばらくはありませんが、極近い将来所有地を手放し、私有地変換の計画があるようで広さとしては現在の平出保育園の４割増しくらいの３、４割増しぐらいの広さがあると思います。 7,000 平米ぐらいはあるんじゃないでしょうか。その場所を取得しておき移転新築をすれば下辰野からも近くなり、中央保育園から平出保育園への移動もあるでしょうし、中央保育園の定員オーバーの解消にも多少の寄与は

できるものと思います。平出保育園新築も、直ぐ始まるわけではございませんのでそのあたりの土地買収をお考えいただきたく新しい提案としてご検討いただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○町　長

まだ正式にそういった所、見たわけでもありませんし、また地主さんが例えば1人だけとかですね、そこを使ってた所だけの問題でなくてほかの使ってるって言いますか、ほかの方から借りてその会社が使った部分もあったりというようなこともあるんじゃないかと思われますし、現状では何とも言えないとこであります。また精査させていただいて検討させていただいて、いろいろまた考えていきたいと思います。ただハッキリ申し上げればこういう財政状況でありますので、保育園を建てるのに建て屋につきましての補助金は何とか取ってまいります。しかし土地を買うのにっていうと土地はその件に関しては補助金の対象になりませんので、できれば町の持てる、持っている土地の中で建てる方が財政的には楽かなと、こんなことも考えられます。まだ決定したわけじゃありませんので、いろいろあの手この手でそれぞれを考えてみたいとこんなふうに思ってます。

○中村（10番）

まだ話もまとまらない内から次の話がまた出てきたりして、ごもっともなことであると思います。是非、頭の中に入れといていただきましてお考えいただければ結構であるかと思います。次の質問に入らせていただきます。

ちょっとおかしな質問かもしれませんが、町営住宅を建設すれば。その前にさきほど町長が少し申しましたが、今年の9月定例議会の総務産業常任委員会の要望事項の答弁の中で「平出団地につき町第五次総合計画でもう1棟12戸を平成27年度に着工できるように計画を現在進めているところ」と申し上げておりました。また今日もさきほどちらっと申したと思いますが、そのへんちょっとさきに少し説明していただけますでしょうか。

○町　長

そういう構想は持っております。まだ計画決定、事業決定はいたしておりません。ただ当然あそこのアドニスを造る時はこれは良いもので様子見ながら、良ければ第2棟は当然南へ、できれば第3棟までと、しかし保育園が入ってくると2棟ぐらいかなと、こんな話し合いは出ておりましてアバウトないろんなシミュレーションだ

けはされております。しかしまだその後のやっぱり人口推移、今箕輪町も人口は確かに増えて凄いんですけれども、あちらの一番核となった民間、特に民間ですけれども民間アパートなどが今空き家だらけになって、辰野でもアパートなどが空き家になってきている率が高くなって、上伊那郡中そういうふうな現象が出てきております。ですけれどもタイミングその他もいろいろありますので、少し人口推移の様子を見ながらというふうに形になってくるわけでありまして、具体的にいつどこでどんなふうにするということはまだ決定いたしておりません。辰野のアドニスは普通の昔からやってきました町営住宅、住宅をお持ちでない人に住宅を行政として提供する、こういう目的から大分遊離してまいりまして、今は居住空間バリアフリーにして快適に過ごせる優良なものというようなことで、アドニスの第1号を辰野は造ったところであります。当時は特高賃、特別高級賃貸住宅、今特優賃、ということで特別優良賃貸住宅の公的供給とこういう意味であります。当然やるならそれらが入ってくるだろうとこんなふうに思っておりますが、お家のない方に対しましての供給は町もまだまだできるかなと。大分古くはなってきましたがそういうもの持ってますので、そんな方向は考えられるということでありまして、まだ決定いたしておりません。それぞれまた審議会にかけて検討いただきたいと思います。以上であります。

○中村（10番）

さきの話はどうなるか分かりませんが、是非、第2、第3アドニス建設ができればありがたいと思っております。またそれによって平出保育園の場所もさきほど申し上げたような土地がありますれば、またそこも利用できますのでさきの話ではございますが、その時になりましたら十分検討していただきたいと思います。もう一つちょっとおかしな質問を申し上げますが、町営住宅を建設すれば当然その建設費が必要となります。例えば県営住宅が町内に建設されてもその建設費は県負担になると思います。県営住宅の町内建設誘致が可能であるならば、いつでもいつまでも景気回復の見込みのない不景気な世の中、無償で住宅が建設されるならば町の人口増にも繋がり一考の必要もあるのではないかと考えます。いままでどこかの行政でそういうことをやったという話は聞いたことないような気がいたしますが、県営住宅の町内誘致ということは行政がやっても良いことでしょうか、いけないことでしょうか教えていただきたいと思います。

○町　長

行政間の中で誘致という言葉が適合しないかもしれません。ただ言ってる意味は分かりますので、我々が辰野町へ県営住宅を造るように陳情し、陳情っていう言葉も古くなりました。要望をし、そしてそれを叶えていただくと、こういうことになろうと思います。県は辰野町の場合は丸山球場の所にもありますし、湯舟にもありますし、また赤羽の上の原にもあります。しかし丸山の場合は全部古くなったうんぬんということで町に払い下げになりました。造ったあと、使ったあと、払い下げて貰ったということであるわけで今町営住宅として使ってますが、上の原はそのまま県営がございます。湯舟は高層住宅で３、４階建てで立派なものをお出しになった状態の中で造ってできあがったところであります。今後も交通の拠点であるというような理屈を付けて陳情はしていきたいと、こんなように思ってます。以上です。

○中村（10番）

すみません。誘致じゃなくて陳情、要望でございましたね、大変失礼しました。もう一つ、その９月の定例議会の総務産業常任委員会の要望事項の答弁の中で話が出ましたが「政策空き家」という言葉が出ましたがちょっとハッキリ申し上げまして私意味が分かりませんので、ご説明いただけますでしょうか。

○町　長

詳しくは担当課長からお答えいたしたいと思いますが、「政策空き家」っていうのは今、町の町営住宅ほかを町が管理している所を出た所を直ぐに募集するんでなくて空けておくと。理由はそこを建て替えたいという構想がある場合です。居住者があるまま、さきほどの学校給食も一切そうですけれども、それだけの職員がいるにも関わらず強引にやるっていうわけにはなかなかいかん部分もありますので、同時に入居者もいるまま「はい、ここ潰します」っていうわけにいかないもんですから、空けて、そのご迷惑を掛ける人数を減らしていく、それを政策空き家と言ってそこは全部出れば取り壊すなり、危険な場合とか建て替える場合とか、もう補修が効かなくなったような状態であります。その１戸だけが補修効いても全体がダメっていう場合にはやっぱりダメになりますので、そんなようなふうに私どもとって政策空き家と言っております。担当課長の方から、委細あればお答えいたします。

（担当課長　なし）

○町　長

同じだそうでございます。

○中村（10番）

大体分かりましたが、現在平出の南の方の団地に８戸ほど暮らしている人たちがおるようでございますが、今後も例えば解体のために立退いてくれというような話も急にはできないと思いますので、そういう空き家も必要になってくるような気もいたします。そんなようなことですね、分かりました。それでは最後の質問に入らせていただきます。

昨日の『信濃毎日新聞』に掲載されておりましたが、県商工労働部会の本年度商店街の実態調査の中間報告の中で、店舗数全体に占める空き店舗の割合は 8.9 %、後継者がいない店舗の割合は、これ空き店舗の内だと思いますが、後継者のいない店舗の割合は68.8％で、前回2008年度より相当増加しているということでございます。商店街はピーク時の昭和56年度の半分近くに減少しておりますが、空き店舗になった理由として「後継者がいない」が56.3％と前回の２番目から１番になりました。辰野町では即、県と県のこの商工労働部会の発表と比較できないと思いますが、辰野町でも後継者問題は同様のようでございます。また「経営不振」というのが県では２番目で54％ほどあるそうでございますが、そんなような掲載がございました。そこで県でもいろいろ空き店舗等、空き家等、検討しているようでございますが県のその県の昨日の発表で空き店舗の活用意向では貸したい、売りたい、が借り手、買い手がないという人が、家でございますかね、全体の50％を占めているようで辰野町では１件程度しかないそうでございますが、ここが大変違うようです。県の調査と辰野町では状況が大分貸したいが借り手がない、そのへんの状況が大分違うようでございますが、町長はこのあたりの違いについて何かどのように感じられるでしょうか、お気持ちをお聞きしたいと思います。

○議　長

中村議員にお聞きしますが、これ空き家、休耕地になってますが、今質問していることは空き店舗の件でしょうか。

○中村（10番）

空き店舗でも空き家でも同じだと思いますが。

○町　長

違うね。分かりました、いいです。議長さんの質問ですので、私が答えちゃっちゃいけないんでしょうけども、一般的にはやっぱり空き店舗、と空き家、空き家って住宅の方を指すんじゃないかと習慣的に思われます。今のお話は通告にありませんけれども空き店舗は重大な課題ですので少し答えていきたいと思いますが、せっかくですから。辰野の場合は貸したい方が少ないという意味ですね、ご質問は。

○中村（10番）

はい。

○町　長

県全体で見ると貸したいんだけど借り手がないということですね。

○中村（10番）

はい。

○町　長

ということは辰野町の場合こう見てみますと店舗と住宅が兼用になっている所が多いんじゃないでしょうか。したがいまして店は貸したいが、わしらは上に暮らすと。階段も1個だから同じ店舗から入って来なきゃいけないとか。選挙事務所借りたりなんかする時にもいろいろ話いたしましたが空いている店、必ずしも「さあどうぞ、借り手ください」ってばっかでもない。中には「どうぞ、貸したいよ」っていう人もあります。一番私どもはそんなちょっと利用度が違ったんですが言われたことは「火事にされたら困る」と。密集してますので、そうは言っても持ち主もそこに裏と言いますか上に住んでるわけですので、下のお店で不注意があって出火した場合、私どももそれから隣からズーッともう10センチとあるいは20センチしか空いてない、下手すりゃ壁が1個でもってそこでズーッと移って風でもありゃ移ってっちゃう、そういうことが嫌だから貸せないよっていうようなことは非常にありまして、そんなようなことが因果関係にあってきっと貸せたいという人が少ない。しかし商売はやってない、跡継ぎもいないと、こういう現象じゃないかなとこんなように思いますが、その時の商店街の造り方、造り方って言いますかできあがり方の中、大きな所ですともう店舗は店舗、それから住居は別個で構えてて伊那市ぐらいになりますと結構、住宅はほかに構えてて店舗だけフルに使って2階も展示場か何かにしたり、2階も店にしたりして1階も。それで店主は通って来る、こんな率

は高いような気がいたしますが。ちょっと辰野場合はそこまでいってないような気がしますが、課長の方でも何かそんな思い当たる点があればお答えしますが、なければ答えないと思います。どうぞ。

○中村（10番）

すみません、これから空き家が出てまいりますが、空き家、空き地が出てまいりますが、そこを考えておりましたところ、昨日朝新聞を見ましたら丁度、今申し上げたことが出てましたので飛びついてしまいました。言われてみればそういうことであるかもしれません。大変失礼いたしました。

例えば下辰野の商店街では店舗と空き家が一緒になってますが平出の方は空き家だけでございますので、殆ど。そんなようなこともちょっとごっちゃになりまして大変失礼いたしました。辰野町では空き家について僅かに1件だけということでさきほど町長が答弁していただいたように、いろいろ理由はあるかもしれませんが平出にも何件か空き家がございます。連絡の取れない空き家、ズーッと留守にしていて全然帰って来ない空き家や何かは、調査の対象外にしていて1軒しかないのではないかと感じられます。この辺、空き家の周り近所に聞いてみれば案外分かってくるんじゃないかと思いますが、まあ住めないような古い家は別でございますが、そのへんどの程度の調査をして1件しかなかったという結論に達したのかお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

今のですね1軒っていう話、ちょっと私どものまちづくり政策課としてはちょっと違っておりまして、現在把握してるのは2件でございます。それで2件というのはですね家主さんからですね、町の方へですね「貸してもいいよ」ということで情報提供いただいた方が2件でございます。それから9月の議会にも申し上げましたけれども、古いデータで申し訳ありませんけれども平成8年のデータではですね、175件のですね空き家があるっていうことは承知しております。以上です。

○中村（10番）

とにかく、空き家が最近目立つようになりまして、町の中が無人化、また限界集落ではなく、昔の昭和50数年代の頃から比べまして4千数百人も減少しているようでございますが、そんな減少に歯止めを止めまして人口増、活性化を目指して町をよくしていきたいものです。最近テレビでよく見ますが、都会を離れて田舎に、田舎

を買い取りそこの住宅に住み、畑を作り老後を田舎で暮らす。そんなような言うなれば川島の土恋処の民間版とでも言いましょうか、例えば空き店舗で飲み屋でもよいので暮らしながら店舗を開くか、そのシーズンだけでも良いのでそこの空き家で暮らしながらきのこ山を経営する、そんなような人が増えてきても大変ありがたいことだと思います。町の方ではもう少し積極的にそのような人たちを探して募集をして、空き店舗、空き家に住んでいただくというようなことを積極的にやろうとするような気持ちはあるでしょうか。お願いします。

○町　長

町ではそういった所、貸していただければ、あるいは買い取っていただければ非常にありがたいということで前からそんなことを調べてやっております。一番良いのは民間版のって今おっしゃいましたが、そのとおりでクラインガルテンの民間版をやっていただければ、農地も一緒についてですね、その辺の、そんな大きなものはダメでしょうけれども。ただ農地を買い取るっていうわけにちょっとこれいかないと思います。やっぱり農地法がありまして借りることはできる。３反歩以上の農家でないと農地を新たに買うことができないって変な法律がありますので、それはまあその分だけ借りれば良いわけでありますから、土に親しみながら都会を離れて田舎を買い取ると、こういうことは非常にありがたいと思います。同時に人口増にまた進んでくだろうと思います。しかし大体そういう場合は年寄りが来るということで新たなお子さんが生まれる可能性も少なく、稼ぎも少ないので町県民税も少なく、しかも福祉が必要になると余計金がかかるってこんな悪口言う人もありますけれども、それでも人口があれば賑わいでありますし、商売は活性化、その分だけでもするわけでありますので、食糧とかですね、経済の方の関係は良いわけですので進めたいと思います。しかし川島地区も大分当たってまいりましたけれども、前にも話したかと思いますが、非常に難しさがありまして課長の方から、把握している課長の方からお答えいたしますが思うに任せない。Ｉ・Ｕターンドンドン積極的に入れたいと私どもも考えております。課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

空き家はありますけれど、なかなか貸し手がないっていうことはお盆に帰ってきてその家に入ってお墓参りをするというようなそんな状況下の中で、どうしても貸し渋りがあるというようなそんな状況も聞いております。さきほど土恋処の話が出

ましたけれど、今まで土恋処で体験をして年数がきたので地域の方と一緒にどうしても農業をやりたいっていうようなそんな考えの中で、２軒ほどの方がですね地域の空いているような所をお借りして農業をやっているというようなそんな事例もありますので、農業委員会等にその畑、田んぼ等の貸し借りの関係でご相談いただければ斡旋等もまたさせていただきたいと、こんなふうに思っております。お願いします。

○まちづくり政策課長

今後のですね空き家情報の関係でございますけれども過日、伊北不動産組合とですねお話し合いをもちましてお互い情報を共有し合いましょう、ということで１月にですねホームページの方にですねお互いにですね、できる所からっていうことでリンクを張ってですね情報交換をしていきましょうっていうことになりました。またあちらの皆さん方はプロでありますので、そういった所からのですねアドバイスいただく中でですね相乗効果が得られれば良いかな、なんていうふうに思っています。いずれにしましても民間とですねタイアップしながらですね、空き家情報と言いますかＩターンに向けてですね、力を入れていきたいというふうに考えてます。以上です。

○中村（10番）

私も協力はいたします。また平出には強力な副町長もおることでございますので是非、ご相談、空き家についてあの家はどういう家だとか、そういう話がありますれば協力して調べて協力したいと思います。是非、何とか上手くいくようにお互いに頑張っていきたいと思いますので、お願いします。以上で質問を終わります。

○議　長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は３時15分といたします。

休憩開始　　15時　05分

再開時間　　15時　15分

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位６番、議席３番、根橋俊夫議員。

【質問順位６番、議席３番、根橋　俊夫　議員】

○根橋（３番）

それでは私は後期高齢者の皆さんへの人間ドック等の助成の問題と、それからさ

きの度重なっております事故の関係につきまして2点、その2点につきまして質問をしてまいりたいと思います。最初に後期高齢者の皆さんを対象といたしました人間ドック等のこの事業の取り組みについて、ということでありますけれども、健康で長生きをしたいという願いは全ての町民に共通した願いであります。病気の早期発見、早期治療により健康で有意義な人生を送るということは町民、個人個人にとっては最も優先されるべき課題であります。このことは同時に医療費の削減により、公的負担を減らしていくことが喫緊の課題となっております国や県にとっても極めてこれはまた重要な課題でありまして、この観点から健康診断費用や、人間ドック費用をこれ助成をしているというのが現状かと思います。当町では国民健康保険制度の中で人間ドック受診費用の助成を行い、日帰りドックでは2万円の補助などこの上伊那圏域でも進んだ政策を行って、年々、人間ドック受診者が増加しているということは大変喜ばしいことであります。ところが後期高齢者医療制度を発足してから後期高齢者の皆さんは人間ドックの助成対象から外されてしまいました。このため人間ドックを受診した方々から箕輪町や南箕輪村では助成を実施しているのに、なぜ辰野は対象にならないのかといった疑問が寄せられ、こうした点を捉えまして20年度21年度には永原議員が2回、また宮下議員が1回この後期高齢者に対する人間ドック受診の助成を実施するよう一般質問で取り上げてまいりました。町長は「国の動向を見ながら進める」「前向きに進める」とか「検診事業でも同じ効果が得られる」などと言いながらこの間、実施を拒んでまいりました。ところが最近分かったことは、この後期高齢者医療制度が発足以来、長野県後期高齢者広域連合という所がやっているわけでございますけれども、ここでは後期高齢者に対する人間ドック費用助成事業を実施した市町村に対しては、国の制度を活用して補助金を交付しており22年度決算を見ると、全ての市と6割を超える町村に対して人間ドック費用の助成を行っているという事実であります。そこで町長に伺いますが、こうした有利な広域連合の制度を積極的に活用をして高齢者の要望に応え、高齢者の健康を増進させていくことが町長の最も重要な務めと考えますけれども、来年度に向けて実施する考えはないかどうかお伺いをいたします。

○町　長

それでは質問順位第6番の根橋俊夫議員の質問にお答えをいたします。後期高齢者っていうシステムが国に出てまいりまして、したがいまして人間ドックその他が

割愛されました。それについてどうかということの中で国の方の補助金をもって、こういったことに対して支援をしているということであります。私も根橋議員もその議員でありますので、つい長野でもそのことはよく分かりました。しかしそれは以前から通達がありまして知ってたわけでありますけれども、これは実はその皆さん方ご存知だと思いますけれども、後期高齢者は本当に続くかどうかっていうことはご存知ですよね。民主党のマニフェストによりますと25年で廃止ということになってます。したがってそれ自体も全体、もし廃止になればですねどう変わるか分かりませんが国の動向っていうのはそういうことを言ってるわけでありまして、本当に揺れ動く時代、それを持ってっていろんな災害も大きな災害も出たりっていうことでよく分からないことであります。それで町としてやっぱり取り組んだ以上はやっていく、さきほどの話じゃないですが、政策変化によって国の補助がなくなったら町が全額持ちってこういうふうになってくるんです。国が止めたから止めましたって言えれば良いんですけれど、なかなかそれは言えることと、言えないこととあります。しかるに辰野町では活き活き検診をスタートさせております。これに対しましては本人負担がない状態でやっております。国の今の制度は町の負担はないんですが、本人の負担があります。結構高くありますかね。これまた課長の方からお答えをいたしますけれども 6,000 円とか 2 万円とかいろんな負担金があるんです。それで保健福祉課で検討したところ、まだ後期高齢者も揺れ動いてどうなるか分からないんだから住民にとって有利な、大体この活き活き検診は全部とは申しませんけれども、国の方の斡旋する、あるいは補助を出してくれている、この全額っていうのはあれですよね、本人負担はあるっていう意味ですよ。本人負担のある全額を出してくれている。即ち市町村の負担はないとこういう意味です。市町村にとっては非常に有利なんですけれども、その検診の項目とそれから町でやってる活き活き検診、そんなに違わないで大体のことは把握できるようになってきております。そんなような理由におきまして現在はそのようなことを続けてるわけでありますが、しかし揺れ動く政党政治の日本でありますので、どのようになるかまたこのへんで野田内閣の方向性も見えようかと思いますので、本当に続いていくんなら町もこの現在の活き活き検診やる場合には町が相当負担いたしておりますので、住民の方は無料でありますけれども、今は住民にとって有利な方を進めてたわけでありますが、若干住民の皆さんに迷惑掛けますが、そっちの方に切り替えることも検討はしてい

きたい。未来永劫とは言いません。せいぜい５、６年は続くような政策でないとなかなか我々も乗り切れないとこだ、というのが大きな理由であります。今第１回の質問に対しては以上であります。

○根橋（３番）

只今の答弁は極めて詭弁に満ちた答弁だというふうに言わざるを得ないと考えています。というのはですね20年度の発足した時点では自民党政権であり、これが対する国民の批判がものすごく大きくなって、民主党の政権に繋がった一因にもなってるわけでありまして、その段階から既にしかし後期高齢者広域連合では国の制度があってですね、それをやってるわけで。町長だってほかの事業はだって国の制度どうなるかなんか何だって分からないと思うけど積極的にやってるじゃないですか。これだけ何でそんな詭弁を使うんですか。言いたいことは、こうした制度があったのに知らなかったっていうことですよね。知らなかった、国の制度がないとか、あれこれ詭弁を言っているだけで、高齢者の皆さんにしてみればそれは検診事業やりたいって方もいらっしゃいますし、ドックをやりたいって方、現実にいるんだからそれに対して助成をすれば良いことだと思うんですよ。そういう点ではもっとハッキリお答えください。この制度っていうのは大体これからも分からないですよ、情報によれば今の民主党では更にこれが延びるって言われてるんですね、２年ぐらい延びるだろうと、だけどこんなこと誰も分かりませんよ。だけど今ある中で今健康をそういうに守っていきたいっていう方が要望がある以上、それに応えるっていうのが町の姿勢なんじゃないですか。再度答弁を求めます。

○町　長

あの負担金につきまして今課長が答える前に第２質問に入りましたので、このあと続けてさせていただきますが、私どもの方はこれは知ってる、知らんでなくて、これは厚生労働の方から来るわけですので担当課の方へは当然これは通達で入っております。入って比べた時にということでありまして、このことに対する、同時にまたこの１、２年後期高齢者がどうなるのかっていうことで廃止だなんてことになってせっかく後期高齢者覚えて、長野県の全広域でもって作ってそういった機会を作って長野市へ持ってってやってるのに、またこれでもって元へ戻るのかというようなことを本当に心配したことも事実であります。詭弁ではないです。それで一番困るのは大きな詭弁でない証拠は、本当に１、２年でこのカットされるなら今継

続しているものの方が混乱しなくて良い、住民の皆さんにとってもその対象者の皆さんにとっても無料ですから、今回こちらの方を当初から入れたとすると、どれだけの負担が掛かるかっていうこと、今じゃあ担当課長の方から言ってもらいますが、そんなことで決して詭弁を言っているわけでありません。そんな決めつけて言わなんでくださいよ、そんなこと。分かりもしないのに。

○保健福祉課長

町の活き活き検診、75歳以上、これは無料でやってます。それと1日のドック、人間ドックの関係の内容をちょっと比較をした結果をちょっと報告をさせていただきます。町の活き活き検診の方はまず値段は無料です。1日ドックの値段ですけれども、人間ドックを非常にやっているある病院の1日ドックの値段が3万 7,800 円です。これを今、根橋議員が言われたとおり補助ということになりますと、大体上伊那1万 5,000 円から2万円くらいの補助をするっていうことになりますと、2万円補助、仮にしますと1万 7,800 円の負担ということです。内容を見ますと活き活き検診になくて1日ドックにある内容は、便の検査、それから上腹部の超音波検査、もう一つは胃のバリウムか胃の内部の内視鏡ということで、この3つが主に内容が違う所です。検診とドックってこういうふうに比較をした場合に、町の活き活き検診は無料と、片方は3万 7,800 円で自己負担2万円としても1万 7,800 円掛かると。かつですね、胃のバリウム検査については町では1回 100 円で検診をしてます。ですから町の75歳以上の方の、こうした検診と1日ドックの比較した場合にですね、どちらが良いかっていうと殆ど変わりないんですよね内容的には。例えば2泊のドックやれば、それに骨密度だとか胸部だとか腹部のＣＴだとか、それから下腹部の超音波とかこういうものが入ってきて大体2日のドックだと6万 6,150 円ですので2万円の補助が出ても4万 6,150 円というような形になります。ですので私の方から考えてみると、この活き活き検診とですね1泊の人間ドックっていうのは内容的にはそんなに変わりなくて、むしろ住民からしてみれば活き活き検診の方がまあ安くて、毎年町でやってくれるっていうことで非常にメリットが安いという部分では非常に高いんではないかなと思います。それでここちょっと3年間の活き活き検診の方の受診者の数をちょっとみましてもですね、毎年20人くらいずつ増えております。平成20年度は 324 人、それから21年度が 344 人、22年度が 363 人ということでありますので、これを一概にドックの方がっていう話にはちょっとならないと思

いますので今町長申し上げましたとおり、非常に 100 %補助ってことでございますので、このへんのところは町として検討してくということで良いんじゃないかな、というふうに思いますのでよろしくお願いします。

○根橋（３番）

あのですね、ドックを希望されれる方は殆ど多分ですね内視鏡だとか、それからまあエコーですかね、そういったことが心配の方が殆どなんですよ。ほかのやっぱ血液検査とかいわゆるね、そういうので分かることではこの当然それで結構で、それがダメなんてこと言ってるわけじゃなくて、ドックを希望される方がいるわけですから、現に多分窓口で２、３トラブルもあったと思いますよ。私もそういうことを聞いてますから。町行ったら「辰野は対象にならない」って言われて「えっ」っていうふうに帰って来たっていう方もいらっしゃるわけですから、そういうとこ特にこの内視鏡ですよね。どうしてもバリウム飲んでもよくは結局分からない。精密検査、はい内視鏡っていうことになるわけで、今殆ど胃の疾患についてはもう食道ですかね、この内視鏡が非常に有効っていうことでなってるわけで、そういった点で希望がある方については今言うようにですね、で私がなぜそういうふうに言ったかっていうと、町長はこの議事録見れば分かりますよ。分かるんだけれどももうやるようなことを言っているんですよ、宮下議員の時にも、ね。

○町　長

何を。

○根橋（３番）

だからこのドックの助成をやるようなことを答弁されているんですよ、21年９月にはね。議事録よく読んでいただきたいんですよ自分でね。書いてあるんですよちゃんと。だから言っているわけで、だからこの以前に２人の議員が言ってて前向きにやるようなこと言っておきながら実際にはやらないというような、そういうですね取り組みは非常に遺憾だということも含めて申し上げてるわけでありますので、また明らかに人間ドックと検診というのは差がありますので、それについては希望がある以上ですね、それに国の制度を活用してそれは本人は本人負担が承知でやってるわけですから、それは選択に任せて助成をしてくっていうのが筋だろうというふうに考えております。そのへんを再度、基本的な考え等、伺いたいと思います。

○町　長

あの、やらないってことはゼロということです。そうでなくてほかに検討した方向でそれは見解の差は若干あるかもしれませんが、本人が負担しなんで良い方法で殆ど変わらない状態で活き活き検診を取り入れてやっているということです。ですからあんまり端折って短絡されちゃうと何かおかしなふうになっちゃいますので、ただどうしてもドックということを希望するする人がどうしてもあるっていうことになれば担当課でもって把握して、それは人数が少なくても良いわけでありますので例え１人でも２人でも対応できるようなふうには、ちょっと今後検討してみたいと思います。たまたまそのぐらいですと、もし外されたとしてもですねこの後期高齢者なくなったとしても町の負担もそんなに大きな金額にはならない、２人、３人ですとね。というようなことも勘案しながらまた検討はしてみたいと思いますが、言っといてやらないとかそういうふうに短絡して中間なくしてポンと言われちゃうと、こう非常に切ないわけでありますので良く検討した上、現在取り入れておりますが、今後に対しましては、なお更に検討します。こういうことでお願いします。

○根橋（３番）

いずれにいたしましてもですね、県下もう既に41の市町村が取り組んで、約県下6,000 万円の執行がされているわけですので、それは今のように進めてください。それで次にこの肺炎球菌ワクチンのことについて質問したいと思います。これも子どもさんたちについてはこれが実施されてきているわけですが、この肺炎というのはご存知のとおり日本人の死因の第４位を占めておりまして、肺炎による死者という、その内この肺炎で亡くなる方の内、９割はもう高齢者というふうにこれもご存知、ご案内のとおりであります。この中で一番多い病原菌は肺炎球菌というふうに言われております。こういう中で肺炎の予防やこの重症化を防ぐためには日頃の健康管理は基より、肺炎球菌ワクチンの接種による効果が大きいということで、これが期待されております。これにはワクチンの接種を奨励することが望まれてるわけですけれども、残念ながらこの費用が結構高いという安くないっていうことで、なかなか進まないと。こういう中では公費による助成が望まれるということで、多くの自治体で取り組みが始まってきているというのが現状かと思います。こうした課題を捉えましてやはり広域連合ではこの同じ、人間ドックの助成と同じような形で肺炎球菌ワクチン接種助成事業をした市町村に対しましては、助成を行う事業を展

開しておりまして既に県下14市町村が実施をしてきております。上伊那でも箕輪とか飯島が実施をしてきているところでございますけれども、この国の制度であるこの事業を活用してですね、この高齢者の皆さんの肺炎から命を救っていくという取り組みが冒頭にも申し上げた状況から極めて重要かと思いますけれども、来年度に向けて実施していく考えはないか、お伺いをしたいと思います。

○町　長

さきほどの話の方も、今回の人間ドックの方も、この件も、今年の23年４月から各市町村が始めたところであります。辰野町はもう活き活き検診はずっと前からやってたということであります。この件に関しましては今検討中でありますけれども、これもまた課長の方から金額をお教えいたしますけれども、本人負担が結構あるんです。それでそれに対してどうすべきか、ということを今現在検討中でありますが、少しじゃあ数字的に担当課の方から申し上げたいと思います。

○保健福祉課長

肺炎球菌のワクチンの関係でございますけれども、高齢者の肺炎に対して非常に効果があるということでございます。この肺炎球菌ワクチンの高齢者については１回の接種で約５年間、お医者さんによっては７年とか９年とかっていうふうに言われてる方もいらっしゃいますけれども、とりあえず１回打てばっていうことでございます。接種の１回の料金は大体 6,000 円から１万円くらいでは今ないかなあ、というふうに思います。補助でございますけれども大体統一して大体 3,000 円の補助ということで、なから半額の補助かなっていうようなふうにちょっとみております。辰野町75歳以上の対象者っていうと大体 3,400 人いらっしゃいます。こちらもさきほどのお話のとおり、この町が負担した分については 100 ％下りてくるということで非常に有利な補助金ではあるということでございます。ただ肺炎を起こす原因としては１つは、誤嚥（ごえん）要するに呑み込みの関係、それから最近ちょっとテレビ等でちょっとよく聞くマイコプラズマ、それからあとインフルエンザ等の細菌っていうようなことが、この３つが非常に大きな原因であると。そのほかに肺炎球菌というような形であると思います。非常にこの予防接種については有効ということで私どもは考えております。

○根橋（３番）

今、答弁で有効という、そのとおりだと今思うわけですけれども、さきほど申し

上げましたように肺炎で亡くなられる方が非常に多い。それをまた医療費も急騰していくというようなことで、いずれにしましても効果があることが分かっていて、でそういういう全員がそういうことで自己負担があることも承知しておりまして、本当にそういう意味では、なかなか全員ていうわけにはいかないかもしれませんけれども町がそのやはり助成する中で、積極的にそういう希望者の方、受けていただいて肺炎を予防していくと、こういう取り組みが重要なわけです。来年度に向けての答弁がございませんけれども、町長としてはどのように考えておられますか。

○町　長

さきほど言いましたように、そういう方向でこれは検討中であります。くどい話ですがこれも 3,000 円のあっても補助ですから、なくても 3,000 円ですので掛ける 100 名としてもということで、万が一、梯子が外されても後期高齢者なくなっても町が受けていける、というふうなことまで結論を今現在、私としては出しておりますので担当課それに則って、そういう方向で進むとこういうことであります。ただ決定してないんでまだ検討とそういういう言い方で申し訳ないんですが、事実上そうです。

○根橋（３番）

是非、そんなことで取り組みをお願いしたいと思います。最後に高齢者の皆さんの中で実はさきほども申し上げましたが、後期広域連合ではさまざまな事業を取り組む中で医療費を減らしていこうというような視点から取り組んでいる中で、私も今回初めていろいろ分かったわけですが、実はいろいろ面白い事業をやっておりまして、が補助対象になっておりまして、健康教育相談だとか入浴券の交付、針灸施術への助成などというのがあるようであります。事務局にも聞いてみますと例えばこの入浴券の交付なんて非常におもしろい事業って言い方おかしいですけれども有効な事業なのかなということで、今まで町ではいろいろこの間もこれについて一般質問等でですね、さまざまなことに使えるそういう高齢者向けの、何て言うんですかチケットみたいなのどうだっていう議論もあったんですが、このこういう制度を活用していけばですね、例えば高齢者の皆さんがやっぱり辰野町内のパークホテルとか、かやぶき、そういう所へ行く、そういうことに対して助成もあるので更に積極的に行くことによって健康も増進し、いろんな話し合いも進んだり、そういうことによってまたパークホテルも、かやぶきも経営的にも助かってくるとかいうよう

なことで大変これも頭を使えばですね、おもしろい事業ではないかというふうに考えられますし、それから針灸についてはどうも、そのそういう治療院に通っている助成っていうイメージじゃなくて、そういうイベントだとかそういう時にですね健康診断の、あるいはちょっとしたワンポイント、何て言うんですかね、健康増進事業みたいな形でやれば補助対象になるっていうようなことも聞いておりますので、いろんなイベントに合わせてやるとかですね、そういった鍼灸院の先生方の協力を得てそういう事業をやっていけばまたそれはそれなりのいろんな事業効果が広がっていくのではないかと、要は事務局に聞きますとそれは町の皆さんのアイデア次第ですよというようううな話でありますし、そういった点ではですね非常に見ますと資料見ますと、市町村によってはかなり大きな金額を獲得してやっておられる所もあるようですので、こういったですね事業を活用して要は高齢者の皆さんが、この病気を治すっていう積極的なことだけじゃなくて健康を増進してくっていうその手助けを役場がやっていく、というような取り組みをするべきだと考えますが町長いかがでしょうか。

○町　長

　そのようにしていきたいと思っておりますし、そのようにやってるつもりです。なお、いらんことではありますが後期高齢者医療制度につきましては今の状態であれば、今のように国がやってるのであれば根橋町議としては継続という考え方が良とするわけですね。という方向で良いんですね、我々受け取って。ちょっとこれ反問になるのかどうか知りませんが、前違うこと言ったもんでちょっとそこ気になりますが。それこそ詭弁じゃないかって言われちゃうけれども。

○根橋（３番）

　今のあれは本来の反問ではないですが、まあせっかくのご質問ですのでお答えしますけれども、以前から申し上げるとおり、私はこの後期高齢者制度は全く反対であります。あるんですがこの制度がある以上ですね、これを積極的に利用していくのもそれは当然のことであって、そんなことで一々拘って、ある制度をやらないなんてことは愚の骨頂だというふうに考えておりますので、要は町が良くなることのために全力を尽くしていただきたいっていうことを申し上げて答弁としたいと思います。

○町　長

了解、了解です。

○根橋（３番）

次に事故に関することについて質問をしていきたいと思います。８月以来ですねこの８月以来町民は、この行政が原因者であるところの３件の事故、トラブルに巻き込まれております。具体的には８月22日には午前８時40分から約６時間、住民票などが発行できないコンピュータートラブル。10月18日夕方には最長約２時間 600 戸に被害を及んだ停電事故、更には11月15日には朝から終日、約 2,200 世帯 6,300 人が被害を受けた水道水の濁り事故であります。他の町村にはない異例の事態が続いておりまして「いったい町はどうなっているのか」というお叱りの声も私もいただいております。当然であります。したがってこれらの事故につきまして検討を深めて、責任の所在、それから改善すべき点を明確にし、再発防止等、責任ある事後対策を求める立場から、いくつか質問をしていきたいと思います。まず電気設備の不良による事故につきましては、定期点検を依頼している中部電気保安協会から町が管理する電気設備が経年によって取り替え工事実施という指摘を受けていたが、工事を実施しなかったために事故に繋がったということであります。そこで私は中部電気保安協会に照会いたしましたところ、指摘したことは事実であり本来は早急に施設の更新が望ましい、いわゆるＢランクの指摘事項であり、電気事業法等の法律違反ということまでには至らないが、このことによって事故が発生し人的被害が発生した場合や、工場等で具体的な損害が発生した場合には責任を問われることになるという見解であります。町民生活に直結する事業をいくつか実施し、また法令遵守を垂範すべき町の立場として、この電気保安協会の指摘を無視してきたということは極めて遺憾なことだと考えております。そこでお伺いいたしますけれども、町長はこの保安協会の指摘っていうのはいつ認識されたのか。またその指摘に対して約３年放置されたというふうに聞いているんですが、なぜこの取り替え工事の実施を指示しなかったんでしょうか、伺います。

○町　長

それでは次の質問にお答えをいたします。その前に先日起こりました水道の汚濁水事故に関しましては、丁度良い機会を得させていただきましたので私の方からも議会の皆さん、そしてまた今日は議会でありますので全町民の皆さん、特に被害を

受けました 6,200 人の皆さん方に心からお詫びを申し上げる次第でございます。今後ともそのようなことが発生しないように、鋭意努力するつもりであります。

さてそれでは質問の答えに戻ってまいりまして、停電電気事故のことでございますけれども確かにああいったことが起こってしまいました。何かこう裁判を受けているような質問で非常に、ねえ、決めつけてくるし、凄いんですけれども、そんなことですか？

○根橋（３番）

責任があるんです。

○町　長

私どもが掴んでいるのはボツボツそれは耐用年数が過ぎたので、交換した方が望ましいというような感じの文章だったと私は思います。しかも回覧か何かで、私が一々チェックして認識することでなくて、やはり権限移譲で任せてありますので、と申しますのも、それはあの事故は替えとけばなかった、あった以上私どもの責任です。しかし世の中に耐用年数で交換してるとえらいことになってしまう。町の役場のまた総務課長の方から例えば１つの例を話ますが車にしても、これだって動くから危ないんですけれども耐用年数過ぎてる車がいっぱいあります。ここで買い替えるって言ったらもう何億円てお金がかかっちゃう。ということで機械ものでも事実同じような部類のものも調べて私どもみたんですが、耐用年数過ぎてもそれからまだ10年も稼働しているものもあります。ダメになる時にああいうふうな事故を起こすとも限りません。ああいった停電を起こして元へ飛んでって遮断してしまう、ショートするっていうものでもないんです。ということの中で甘く見てたっていうことに対しては本当に申し訳ないと思うんですけれども、担当の者たちの言うこともよく分かる。しかしそういう危険、危険があるっていうのは起こって初めて分かることもありますので、しかしそれは前もって全部チェックしなきゃいかんでしょうけども、町中何万とあるものを全部把握しなきゃいけなくなってきますけれども、その今の指摘に対して町長知ってたかどうかっていうことに対しては、そのような認識であったという答えにさせていただきたいと、こんなように思います。それから無視ということも無視じゃなくて、それはみんながこれを見たんですが私の今言ったような形の中の取り方をしたんじゃないかと、こう思います。

○根橋（３番）

今ね、非常に重要な答弁されたんですよ。私注意深く聞いてましたけどね。どういうことかっていうと、その車でよく、車の例えはよく分かるんですが、車は車検ていうのがあるわけですね。これ受けないとこれはもう罰則あって、何のためにやるかっていうと当然車が故障したりして、この事故へ繋がったら困るからですよね。町はこの保安協会にお金を払って定期点検をしてる。何のためにやってるかっていえば素人じゃ分からないから、やっぱりプロがみていただいて危なくないか危ないかどうかチェックをしてもらって、その結果を尊重するためにやってると思うんですよ。それが町長は確かに忙しいんで全部そんなのはね、全部は目が届かないかもしれないけれども組織としてですね、組織としてはそういうものを極力回避をしていかなきゃいけない。今回もたまたまですね電気に関して言えば、まだこれはあとで損害状況分かりませんけれども、人的被害はね、なかったように聞いているんですがこのことによってもし人的被害等があった場合大変なことになりますよ、これ。だからそういう点は非常に甘い考えに立ってる。それ町長だけじゃありませんが組織全体として非常に甘い認識をされてるっていうことを今答弁されたんですよ。ね、単なる回覧が回って来た程度の話だったっていうことで認識されてるっていう、極めて重大な問題でこれがいわゆる民法上でいうところの重過失なんですよ。ちょっと気をつければ良いのにやらなんだっていうのが重過失なんですよ。だからこれはもしですね、損害賠償を請求された場合には非常に大きな認定になるだろうと私は考えていますけれども、そこで現時点でですね、このことによるいろんな聞いています。例えば店舗、パチンコ屋さんだとか、飲食店がねもう暗くなっちゃったとかってできないとか、いろいろのことが起きてるわけですけれども、そういったことの損害賠償請求っていうのはどの程度に来ているのか、あるいはそれに対してどういうふうに町としては考えているのか、責任をですね。どうやってこの責任を果たしてく考えなのか伺いたいと思います。

○町　長

ちょっと前段私の方から答えて、じゃあ総務課長の方からお答えをさせていただきたいと思います。ちょっと極端な発言で確かに私ども悪いと思って誤ってるわけで、次に起こさないように努力いたしますが、あのものが人的被害まで至るようなことはちょっと私としては今現在考えられないです。ただ遮断されれば停電になる

ことは今、後ろ向いてみればよく分かる。ですからこういうことは気を付けていかなきゃいけないとこういうことであります。人的な被害があるものはあんな野放しに外の上に裸出しでないわけでありまして、しかしそれにしても今後はああいったことがあった以上は、類似のような事故を起こさないように努力しなきゃいけない。あと損害賠償ほかにつきましては総務課長からお答えいたします。

○総務課長

私の方から事故の顛末と賠償責任の関係につきまして報告をさせていただきます。今回の事故は役場の高圧自動受電設備の経年劣化という原因によりまして、中部電力の配電線の安全設備が稼働したということで、この事故は責任分界点という、役場施設内の設備の不具合によっての事故でございまして、一般的には波及事故と呼ばれる事故でございます。責任は保守管理の不行き届きということで当然私どもに責任があるわけでございまして、今回の箇所がこれ以外の電気設備でありますと役場の中の停電だけで済むということになるわけでありますが、今回の所は丁度外部と遮断する心臓部というようなことでありまして、このような波及事故になってしまったわけでありまして、非常にこの点につきましては受電設備を全部一絡みで把握をしていた私どもの認識の浅さ、というものが原因でありまして、これ以外の所が事故になっていただければこんなようなことにならなかったということで深く反省をしお詫びを申し上げてるところでございます。そうでなければこの広範囲にご迷惑掛けるということはなかったわけでございます。役場内の電気設備につきましては中部電気保安協会の方に業務委託をし、専門的なところからご指導点検をいただいているところであります。その中で検査結果ですね、昨年の検査結果が10月の２日に行ったものが出ておりまして、その中ではですね、さきほど議員ご指摘のＢランクということでございまして、これは更新推奨時期を過ぎてますよということであります。今回のＺＢＤというこの設備が更新の目安が20年から25年というところでございまして、その20年を過ぎていたということでございます。役場の庁舎の中の変圧器等もこの耐用年数でございますけれども設立以来、故障しないものもありまして、担当者の判断等に委ねられている部分も大きいわけであります。今年10月に実施を検査をしたわけでありますが、この時には結果的には少し検査の時に異状が出ておりまして、今回ではＡランクになったかと思いますが、私どもの方では昨年のまだ報告書しか見ておらず今年についてはまだ報告書が出る前の事故という、

そんなようなタイミング的にも非常に悪いものが重なってしまったな、ということで反省をしているところでございます。ちなみにＡというのは政令の中で検査をした結果、異状があるという範囲の中でものでございまして、その時に指摘をいただいたＡランクは３つございましてそれについては、庁内の漏電ということでその箇所は改修をしてございます。Ｂにつきましては安全のために改修することをお勧めをする設備ということで、私どもの議員ご指摘の認識が甘かったというところでございます。そういう経過がございますので若干のお含みをいただければありがたいなと思います。それから損害賠償についてのことでございますけれども、中部電気保安協会との契約の中では指導助言をいただいた事項について、あるいはまた自然の劣化よって起因する損害については中部電気保安協会は賠償を負わないと、その責は負わないという契約がございまして、町の保守管理の箇所ということになるわけでございます。なお賠償の損害賠償請求が出されれば町は法律上の賠償責任を負うわけでございまして法律に基づきまして、町の方で賠償をしていかなきゃいけないと、そんなふうに認識をしております。これにつきましては全国町村総合賠償補償保険の方に入っておりますので、その保険の中でできるだけ対処をしていきたいということでありまして現在のところ、飲食店の関係から１件申請書が出されたという現状でございます。以上でございます。

○根橋（３番）

分かりました。じゃ次にですね、この水道水の汚濁の関係に関連して伺いたいんですけれども、水道事故のそこの汚濁に関しては若干電気と違いまして、今回あらかじめそういうことが予測されるということで、手を打ったんだが、その打った効果が予測どおりいかずに濁ってしまったということで、かなり広範囲な迷惑がかかってしまったという点では電気とはちょっと違う面があって、非常に残念だったということだと思うんですけれども、しかしいずれにしましてもこれも責任がないよっていうわけにはとてもいかない話でして、これについてもですね合わせてこれはそういう意味では、さきほどの電気等よりは過失程度はちょっと軽いんじゃないかなっとは思ってはいるんですが、それでもないわけじゃないという点ではこれについて一つ伺いたいのはですね、かなりいろいろその後お聞きしますと、商売ができなくなった方もいらっしゃいますし、それからこれ非常に長時間にわたったということで非常に気になってるのはですね、大きな工場等のたくさん水を使う施設、

それから町の関係では病院だとか福祉施設等々ですね、そういった所はいったいどういう対応をされたのか、学校は特に給食などは正にどういう対応をされたのかちょっと伺って合わせて今の損害賠償についてはどんな考えでいるか、その２点についてお伺いしたいと思います。

○水処理センター所長

まず大きな所の関係ですけれども、できる場所につきましては給水タンクを直ぐに配置しまして、そちらの方で水を使っていただきました。それからタンクで受水槽がある場合におきましては受水槽の手前で止めてもうらうようにして、中に入らないようなことで連絡をしております。原因ですけれども、これ今までは全員協議会とか新聞とかの報道で出ていると思いますけれども、さきほど議員が指摘されたとおりでありまして11月15日に濁水事故が起こったわけですが、湯舟の配水池、現在ＰＣ配水池とＲＣの配水池というか、この２つがあるわけですけれども、新しくＰＣ配水池を別の所、直ぐそばですけれどもそこに築造するということで、その関係で影響する配管部分がありましたので、その配管工事のためにＰＣ配水池の水系からＲＣの配水池の水系に切り替える作業を職員でやったということで、それをやったところで濁り水が発生してしまいました。さきほどの話のように工事の前にあらかじめ予防措置として配管25ミリだったんですけれども、その配管から排泥作業ということで水を４、５日かけて出しておりましたけれども配管経がちょっと25センチ、250ミリということでして切り替えた所に、急速とか流量が結構増加してますので付着していた水アカが流れてしまったんじゃないか、というふうに考えております。損害賠償につきましては、水道の方で独自に加入してるので保険でですね日本水道協会の水道賠償責任保険ていうのが１つあるんですけれども、こちらの方問い合わせしたところ、水濁事故っていうか濁水の事故についてはちょっと適用範囲外だという話になりまして、もう１つほかにさきほども話が出ましたが全国の町村会の総合賠償補償保険っていうようにそれが適用できるということですので、そちらで対応してくようにしております。現在話の出ている所は６件、７件ぐらい多分出てくるんじゃないかと思いますけれども、それを取りまとめ中であります。あとそのほかですね、今回で町の方でですねそれぞれ一般家庭に対して、蛇口からしばらく水を流してくださいというような広報をしておりますので、それで12月の検針水量からそれぞれ１立米、減算というか引かせてもらいまして、その分減額と

いうことで対応していきたいというふうに考えてます。それからあと企業なんかの大口使用者で結構そういう時に水を使ってる可能性もありますので、それについては今までの例えば前年同月とかその近辺の月の使用料と比較しながら、またそれぞれ勘案して対応していきたいというふうに考えております。それからあとですねマニュアルとかそういう話でいきますと現在水道の危機管理マニュアルというのを持っているわけですけれども、そちらの方も今回の事故というのがありましたのでそういうのを踏まえてですねまた見直しなんかを行っていきたい、というふうに考えております。以上です。

○根橋（３番）

只今の答弁のとおりしっかり対応をお願いしたいと思います。最後にいくつか防止対策等々、あるいは危機管理体制の整備とか、あるいはその他の再発防止に向けての内部統制のルール化等書いてあるんですが、時間があまりないもんですからこれトータルしてご質問したいわけなんですけれども、さきほど申し上げましたように町長は極めて多忙の中で全部についてですね、この一気に何か起きた場合、例えば今回のように不測の全くそういう意味では突然こういうものは起きてくるわけですが、そういった事態に対応していくにはですね災害、例えば台風とかさきほどはありました。地震はいきなり来ますけれども台風、あるいはいきなり来る地震につきましてもこんな立派な災害防災計画というものがあるわけですけれども、こういう何て言うんですかね、町が通常の業務をやってる中で発生してきてしまういろんなトラブル、事故、あるいは職員の不祥事ですね、こういったものに対応する今ガイドラインみたいなのがないに等しいと思うんですね。今お聞きしますと水道については若干そういう危機管理マニュアルがあるというお話ですけれども、伺いたいのはですね、１つはこういった施設とかコンピューターシステム等が非常に複雑で多方面にわたってく中で、こういった保守点検業務っていうものを例えば専門家に置くのか、あるいは委託してくのか、そのへんの新たな対応が一つ必要になってきているんじゃないかっていうのが１点と、２点はその危機管理体制っていうのは今申し上げましたように、そういった今までそういうものに頭の中にない、こういう今回のような一連で起きているような事態に対して組織としてどう対応していくのかと。今回も建設水道課の職員の皆さん非常によくやっていただいたというのは町民の皆さんの評価もありますけれども、今そういうことではなく、やっぱり組織と

して例えば情報が非常に遅かったと。関係区長さんに聞いてもですね何だかよく分からない、午後3時頃「5時までに集まってくれ」みたいな話があったとかね。そういういう話もあって「さっぱり情報が分からなかった」っていう批判もあるわけです。そういう意味でも危機管理体制っていうものを、やっぱり今の防災計画とはまた別の概念ですので、これは辰野ばっかじゃない、どこもまだあんまりできてないんですけどね、だけどこういうふうに続いてくると、やっぱりそういうものを考えていかないといけないんじゃないかっていうのが2点目です。それで3点目は言ってる内部統制のルール化っていうのはですね、正にこれはちょっとこれは考え方の話で意識改革の話なんですけれども、町長以下特に幹部職員の皆さん方はお互いにですね、今役所の仕事っていうのは縦割りで個人の仕事はドンドン縦割りで任せて、個人に責任を負えというシステムなんですね。そうすると内部チェックっていうのはしにくい。だから例えばさっき言ったように保安協会の指摘は確かに法律違反でも何でもないけれども、これはやっぱやった方が良いじゃないかっていう、言ってみれば精神土壌と言いますかそういう役所文化が必要になってきている、っていうことなんですよ。そういうことを言ってるわけで、それにはそれなりのやっぱりこの研修とかねそういうことが必要になってきて、それに向けた取り組みが必要なんです。実はこれは議員研修私ども研修の項目で1つありまして、数年前に研修も受けているんですよ実はね。だから非常に遅れてる分野でありますけれども、こういう点がやはり出てきますと従来の研修に加えてですね、この内部統制ルールというものも前これ私がやっぱり去年の9月に質問しているんですが、町長は「いわゆる内部告発みたいなことであんまり良くない」っていうような捉え方の答弁がありましたけれども、その内部告発のことを言ってんじゃなくて、やっぱりコンプライアンス（法令遵守）法令を守っていく、あるいはこの事前にそういう災害とか事故とかそういうものをお互いにけん制し合う中で、防止していけるような知恵を出してくシステムを作れっていうこと言ってるわけで、これにはやっぱり町長を先頭に幹部職員の皆さんの意識改革は絶対に必要なんですよ。だからそういう点で以上3点についての見解を伺います。

○議　長

根橋議員、あと2分ですので。

○総務課長

それではお答えをさせていただきますが、施設の保守管理につきましてはこれは各課がそれぞれ施設毎に専門的な法的なそういう保守点検の必要な場合には業者にお願いをして点検をしているそういう状況でございます。総務課でもボイラーですとか水道水、地下タンクいくつかあるわけですけれども全て業者の点検の結果に応じて対応させていただいているところであります。そのさきほど申されました自然発生のリスク以外の危機管理がいくつか出てきているんではないか、というご指摘であります。確かにここ数年のあいだで私の経験した中でも政策的な日常業務の中から職員のミスによって出たリスク、そして組織的なそういう職員の何て言いますか意識の薄さから出たそういう公金の問題等のそういう事件に対するリスクとか、そういうものが非常に増えてきているのは事実であります。そういう中でどんなふうに情報の公開をしながら、被害者をできるだけ少なくするために対応をどうやってやってったら良いかということはこれからもう少し、具体的にしてかなきゃいけない課題かとは思いますけれども、現状の中ではそれぞれの課が防災計画の活動、招集態勢のその一環として各課で対応マニュアルを作り、そしてそれが各課をまたがなければ対応できないような場合には、総務課の危機管理が中心となりまして応援態勢を組むというそういうマニュアルはできておりまして、具体的なあとはそういう研修会等で意識を高めるという、そういうことになろうかと思います。さきの水道の事故につきましても水道課の職員18名、これ専門的な部分の必要なものはその中に数名しかいないわけでありますが、それ以外にこの日は対策本部を設置し、32名のほかの職員が動員をかけて夜まで徹して処理をしたという、そういうこともございまして、今の現状の中では最善を尽くしているということをご理解いただければと思います。内部統制のルール化につきましては前回もありましたけれども、内部告発っていうことではないようでありますけれども、内部で危機を感じたら上司に言う、上司はそれを真摯に受け止めて上に繋いでいくというようなそういうものもこれからの人材育成の中で培っていきたい、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

○議　長

時間ですので終了してください。

○根橋（３番）

以上で終わります。

○議　長

進行いたします。質問順位７番、議席４番、堀内武男議員。

【質問順位７番、議席４番、堀内　武男　議員】

○堀内（４番）

それではさきに通告いたしました３件につきまして、質問をさせていただきます。まずはじめに辰野町道路整備構想の中で、町の活性化と災害時対応に繋がる交通網構想についてお尋ねいたします。辰野町第四次総合計画に対する５年間の総括が出され一大住居拠点都市構想を掲げる中で課題が報告されております。町を活性化するためにまず交通網の整備によるスムーズな人の流れ、ものの流れが重要であります。本年より始まりました第五次計画によりますと道路の整備や、その維持、歩行者の安全性、及び公共交通の利便性の向上に対し快適で安全な交通環境を創出する方針が打ち出されております。あとで述べますが、現在積極的に各ワークショップが行われ、町民を巻き込んだところの推進が図られ実用的に展開されています。このことは非常に評価いたします。しかし「辰野町における交通網施策が見えない」あるいは「メイン道路にアクセスできにくい」あるいは「交通網整備が遅れているよ」という町民から多く聞かれるのが現状でございます。ここで町長にお伺いいたします。現在、活動推進が立ち上がってきている中で長期的な見地から、将来の辰野町交通網のあるべき姿、すなわち南北のメイン線を主観としてのバイパス化、あるいはそれに東西線をどのように絡めるのか、また歩行者の安全性の確保、平成18年災害の教訓を踏まえ災害により陸の孤島とならないような交通網構想についての見解をお尋ねいたします。

○町　長

それでは質問順位７番の堀内武男議員の質問にお答えを申し上げていきます。１番といたしましては町の道路の若干、遅れ気味、若干と言いますか大分遅れてきているよと。今後どうするんだと、こういう質問であります。昔から栄える所は交通の要衝、人が通過する所、人が集まる所だと言われておりまして、辰野は正に伊那谷はそうですし、それから塩尻の方向、岡谷の方向、諏訪の方向、もう一つは木曽からも繋がっている道であります。そういう細い道はともかくといたしましてその

整備をキチッとしていかなきゃならないし、また辰野で渋滞をしている要するにボトルネックのような状況に現在なってる部分もたくさんあるということであります。私としては一所懸命道路やってきたつもりであります。平出交差点の都市化からはじまって竜東線、それからあちらこちらみんなそうです。徳本カーブから小野の入口から 153 号線、でこの度はやはり一番ボトルネックであります羽場交差点、あの周辺一帯に、それから竜東線は大体仕上がりました。という形で今下町をさきほどのお話のとおりやっております。有賀峠線の方も終了いたしました。というような形の中でやはりその通過交通の道路、それから災害道路、生活道路、この 3 つが兼ね備わってる路線を引かなければならないと、こういうふうに思ってます。したがいましてバイパスでいくのか、あるはまた現道拡幅でいくのか、そのへんは最近の手法ではワークショップ方式を取りまして、見事成功してきております。北大出の周辺、羽場の周辺、それがそうであります。したがって今後は更にそれを延伸化いたしまして小野までの 153 号線はバイパスか、現道拡幅か、あるいはどのようにするのか、どこの所が狭いのか、このへんを住民沿線、区長さん方と一緒になって考えて伊那建も中へ巻き込んで、そして早く予算付けし事業決定をしていきたいとこういうようなことであります。したがいまして辰野町の場合はあまり広くない所であります。道路開けるにしてもとても大変です。じゃ例えば仮にバイパスって言ってもじゃ 153 号線バイパスでズーッといったとしても小野も雨沢のへんをどういうふうにバイパス通すのか、よく見てもらうと分かるんですが通す所ないですね。町政懇談会ではあそこは「町長バカだな、こんなこと簡単だ」って言う人が町政懇談会やりましたら、「じゃ、どうしますか」って言ったら「山ですか」って言ったら「いやいや、今の国道の上に 2 重に通していけば良い、東京行けばそういう道だらけだ」っていうんですけれどもそういうね、国家プロジェクト的なものを入れなきゃいけないようなことを急に言われても困るんですね。それは行政を知らないせいです。よくよくお話しました。そんな予算はとても辰野のしかも 3 桁国道には入って来ません。それを知恵を使って何とかそれをしなきゃいけない、ということで今懸命努力しているところであります。したがいましてまず幹線を造り上げること。東西線のどのようにって言いましてもこれは東西線は 153 号線繋がっておりますので、それにあとから延びてく春日街道、辰野へ来たら止まっちゃった、ってそんなことないです。箕輪から辰野へくるのに20年遅れてます。たまたまこういう時

にコンクリートはダメだとか、公共の事業反対だとかね、そういうふうなへんな世論がダーっとできているんで公共事業が4分の1に減っちゃったんです。その中で予算取ってやらなきゃいけない。並大抵じゃないんですが鋭意努力をしていきたいと。ビジョンにつきましてはそのぐらいで、お願いを申し上げたいと思います。ただ横へこう繋げていく竜東線から153号線とかですね、下辰線からどちらかとこういうふうに繋ぐことに対しましては辰野はとてもやりにくい所です。全部狭い所に対して3方に谷がありまして、大きな谷、伊那谷の始まりもありますが全部小野川、横川川、天竜川これは分断してます、左右に。しかもありがたいことですが、線路路線が入っちゃっているんです。これまた横断するのとってもえらいことです。許可があれば良いと思います。許可取っても非常にお金が掛かるということです。簡単にアンダーにしろ、下こぐれ、上を通せ、そんなことできるもんじゃないですね。だから何とか踏切方式で1つ2つぐらいはオーバーハングでも良いかとも思いますけれども、全部そんなことは夢のようなわけにはいきません。それからこう下がっている所へオーバーハングやったらえらいことですね。オーバーハングってこっからもう上がらなきゃいけないと下りたってものすごい下りるところ下りてきます。こういうふうに傾斜地に線路なんか通っている所へ今度は逆にトンネル開けたらえらいことですね。入る時は簡単で良いですが出る時にものすごい向こうへ行って出なきゃいかない。だからそういった技術的なこともありますが、そんな話じゃ今ございません。ビジョン的にはそのような方向で進めていきたいとこのように思います。

○堀内（4番）

只今、基本的な内容での説明をいただきました。通過交通、生活道路、災害に強い道路という形の状況あって、私も今回久しぶりにって言うか何十年ぶりで大城山の所へ行ってみました。非常に南見ますと非常によく風景が良い状況でしたけど、それを見ますと「この所へバイパスっていうのは非常にきつい状況だな」と「どこへ通したら良いかな、通せる要素はないよな」っていうそんな感覚もみましたんですけれども、いずれにせよこの大きな構想の中でそこに枝葉を付けていくっていうことが道路行政になるっていうことだと思いますんで、是非その構想に則った内容での推進をお願いしたいと思います。続きまして2番目の項目ですがワークショップの今後の推進計画について質問いたします。現在辰野町における道路整備計画検

討は７項目、これは時間の関係でここに書いてありますけれども割愛させていただきます。非常に多岐にわたりますし、さきほど中村議員の方からもいろいろ整備についての話がありました。非常に多岐にわたっているっていうことを非常に頭に入れながら、これは国道であり県道であり町道であるっていう形の状況ありますので、それが同時的に推進するっていうこともある程度はできるのかなと思います。しかし予算の獲得っていう点では非常に難しい要素があるという形ですが、ただ１点、非常に住民目線を含めてっていう形の状況でのワークショップなんですが、一方でちょっと総花的な要素っていうのがあるんではないかと。これでワークショップを絡めながらですね、どのような形の状況で現地、地元の、その地元と有機的にどう結合させて決定をするのか。我々とすれば是が非でも地元の熱意を町政に持って来てその道路を造るような形での動きをしていきたいと思いますが、このいくつもある内容を今後有機的にどう決めていくのか、その見解をお尋ねしたいと思います。

○町　長

ちょっと質問で申し訳ないですが、あれですか？どういうふうにまとめていくか、どういう方向へやって位置付けしてくかってことはワークショップにおいて、ということで良いですか？

○堀内（４番）

じゃないです。

○町　長

じゃない。

○堀内（４番）

全体的です。

○町　長

えっ、全体的。

○堀内（４番）

ワークショップの内容についてどうされるのか。皆さん地元に戻れば「やろう、やろう」って言うんですけれども、同時的にどういう実務的に技術的に結合できるのかってことですけれども。

○町　長

だから基本的にはその沿線の皆さん方が違う考え方いっぱいありますけれども、

あって結構ですが、ワークショップでもっていろいろな話し合いをするわけですね。羽場だとか北大出がそういう例だそうでした。しかし人の言ったことは否定しないと、自分の思いを出す。その内に「じゃあどうする、どうしよう」ってこう練っていく内にやっぱり一つになっていくと、こういうことがワークショップだと思います。したがってそれが自分たちの立ててった路線や何かのあれですね。有機的結合がその中で発言をした、一部組み入れられた、あるいはこれじゃ、この考えよりこっちの方が良かった。あるいは人の考えの方がいいから入れる、こんなようなことで有機的に結合されるとこういうことであります。7項目っていうのは羽北から153の整備、小野、平出。ワークショップに関しましては平出区とか下諏訪辰野はまだやってませんので上辰野の中道線もですね。今現在は、今後はやっていきたいと思っておりますが、今現在を考えられることは153号線の新町以北、今現在は上島までですが小野の方までとこういうふうに考えてます。まだそちらの方もありますけれどもこれは現在ワークショップが始動してないとこういうことでありますが、お分かりでしょうか。ちょっと私が上手く意味が掴めなくてすみませんが、課長の方から何かあればお答えいたします。

○建設水道課長

それでは現在行ってますワークショップについてご説明をさせていただき、また7項目また町の考えてる第五次の計画についてお話をして、代えさせていただきたいと思います。ご存知のように153号線の整備促進協議会でこの10月21日から5回にわたりワークショップを行っております。最終的には技術的観念から確認した方法と整備効果を考慮した優先順位にて全体で確認を行います。その間、それぞれの1回目2回目のワークショップにつきましても、5回に対しまして町のホームページに記載し取り組み状況を町民に公表して理解をいただく方向を考えております。また9区の住民に周知を図り理解をいただくため、ワークショップニュースの回覧を行う計画でおります。これにより各権利者等の合意形成が得られた地区より長野県に要望を進めてまいりたいという考え方をしております。第五次の総合計画において羽場の羽北の道路網整備、153号線、議員の地区でございます。また小野地区、平出の3路線、伊那辰、諏訪辰、下諏訪辰、それから樋口地区との国県道の計画的な交通対策の推進を行い、円滑な交通を考えるということになっております。ご存知のとおり事業採択の国県は財源的に非常に厳しい時期を迎えております。それで

安全で安心な地域を計るには地域の理解をいただく中から、国県に要望を採択を取りたいという形の中で進めてまいりたいと思います。まず最初はやはり皆さんの地域によってそれぞれの理解が得られるか、これによって順位も決まっていくではないかという私は思っております。以上でございます。

○堀内（４番）

趣旨理解いたしましたが、少なくとも私たちも地元の関係の熱意っていうのが非常に大事だろうと。逆に熱意があったらそれを優先の順位の中に要素として入れてくれるという形が、今ちょっと回答があったと思いますがそれでもよろしいんですか。

○町　長

熱意の現れが結局合意になってくる。だから合意のある所からかかっていきたいとこういうことです。合意がある所、全線は決定してから合意のある所から、今度各論に入ってきますので、合意のあった所から計画決定された中で今度は事業採択をお願いし、そして予算を付けてくれて初めて着工とこういうふうになってくわけでありますから、きっと熱意のある所は早く合意が得られるだろうとこういうふうに思って、おっしゃるとおりだと思います。

○堀内（４番）

是非そんな形で我々も推進をしていきたいと思っています。

それでは次の問題に移らさせていただきます。次は２番目の項目放射線量管理についての内容でございます。現在、東日本大地震の原発によって大きな被害を被る中で、放射能の影響が国民に大きな影を落としているのが現実であります。辰野町においても８月末に測定器が購入されて９月より測定結果がホームページで毎日掲載されております。空間時で大体0.05から0.09マイクロシーベルトで推移しておりまして２箇月余、殆ど大きな変化がない状況で私なりに見ましても「問題ないな」という判断をしているのが現状でございます。現在測定が役場、小中学校、保育園等広域にわたっているっていうことで、しかも子どもに対する影響が大きい所を選んでいるということも含めてですね、全町をカバーしてるっていうことで非常に良いんじゃないかと思いますが、ただ１点気になることは気流の流れによっての溜まりやすい場所っていうことが一部問題になってる所もありますんで、そういう点での見直しっていうことも一部考えられるのかなと思います。それで町長にお尋ねい

たしますが、放射能に対する現在の所見、測定場所を選定した考え方、及び測定値の評価に対する見解をお尋ねいたします。

○町　長

シンチレーションサーベイメーターを購入したあと、町独自で測量が放射線が測れるようになりました。そういうことでまずは学校とか、人の集まる所を主体に高さを変えて規定してですね、道路面だけじゃなくて50センチ上とか１メートルとかこんなような形の中で、高さを決めて同じ位置で定期的に測る。更にまた学校や、また幼稚園、保育園などはホットスポットと言いまして、やっぱりドレーンですね、ドレーンて言うか雨どよの集まる集合水の所などは、そこも別個に測っております。そういう中でどこに異状が出るかというようなことであります。放射能は実際にも自然界にもあるわけでありますので、今ご指摘のように0.02ぐらいから0.09、簡単に言うと0.12ぐらいまで出てくる所もあるようです。辰野へ来たモナザイトは2.12マイクロシーベルトでした。それでも安全でしたのでまあまあですが、とにかくミリになったらえらいことになったら大変だということで。しかしそれも甘く見ててはいけませんので、いつ空中に乗って飛んでこうようかとも限りません。そういうことで認識をして新たにしているところであります。総務課長の方からもしあればお答えいたします。

○堀内（４番）

いずれにせよ辰野町における放射能の影響は非常に少ない、という私も感覚でおります。いずれにせよ今後とも町民の安全安心を考慮した施策を希望いたしますが、続きまして２番目の項目で内部被ばくの制御についての質問をいたします。現在考慮しなくてはならない点は子どもに対する影響。これを極力回避するということだと思います。そのためにには内部被ばくをいかにして防止するかということが大切だろうと思います。国の基準に沿った安全な給食の提供、これが必要であるという形です。低レベルの被ばくを防止するためには、抗酸化物質を食物から摂取するということが放射線から身体を守るっていうことで非常に良いことであるとも言われています。特にその元素っていうのはカリウムでありカルシウムであると言われておりますが、その効用はちょっと省きます。また調理方法による放射性セシウムを減らすことができるっていう事例がスウェーデンの方であるそうです。これはそれと同時にまた人体が放射能を受けることによってＤＮＡに影響を与えるられると、

与えるということで防御に必要な抗酸化物質の食品を摂取することにより影響を軽減するとも言われております。逆にさきほどちょっと町長言いましたように、微量の放射能はむしろ良い影響もあるんだよっていうことも信頼あるデータでは出ておりますし、長野県の汚染の状況からみますと外部被ばくっていうのはそうした範疇であろうという形で過度に心配する必要はないだろうっていう形で私は思っています。いずれにせよ、抗酸化力を高める生活に留意しましょう、ということですけれども子どもは非常に影響を受けやすい、そういう点で配慮をいろいろしなけりゃならないということだと思います。そこで教育長にお尋ねいたします。子どもの健康を守るためにまず学校の給食における食材の調達方法の考え方と実態、及び上記内容を配慮して献立計画の実態が、さきほど言ったカルシウム、カリウムの関係を摂るっていう形に基づいてですね、そういうことを考慮している実態があるのか、ないのか。また食材に対していろいろ産地的な内容もいろいろあるようですけれどもその内容についての情報の公開はどうなっているのか。以上の点について教育長にお尋ねいたします。

○教育長

お答えをしたいと思います。最初に給食の食材の調達方法ということについてでございます。現在学校、どこの学校も地産地消を大切に考えていますので、調べてみるとおよそ、およそ4割くらいは地産地消でありますので、県内産、または町内産であります。だからこれについては、まず大丈夫だろう考えてるわけであります。それからそれ以外は県外産でありますけれども、町内栄養士さんがですね献立を立て必要な食材を町内の業者に発注をしております。町内業者は市場からそれを仕入れてくるわけでありますが、その際にですね産地名を必ず表示をしてもらって納入をしております。これは原発事故があってからではなくて、もっとそのずっと前から産地表示をしながら納入をしていただいているというのが実態でございます。大部分は町内の業者から納入をしてもらっておるわけでありますけれども、一部町内の業者では手に入らないものについては、近隣の塩尻とか松本とかそんな所から納入している食材もございます。ということでございまして多くは今、放射能が心配されるような所からの納入はありません。したがってそれは大丈夫だろうという信頼関係のもとで使っているところでございます。それから最後に表示の問題ということがありましたけれども、給食室のですね今日のメニューとかですね、今日配膳

例とかいうようなものをどこの学校でも給食室の前に出してありますけれども、そこへ今日の何々はどこ産だよ、というようなことを表示してもらえるように今話をしたところであります。それから献立の計画についてということでございますが、栄養士さんは決められた栄養バランスにしたがってメニューを作っております。したがって子どもに必要なカルシウムやカリウムなり、何なりの量を計算しながら今日のメニューを作っているわけであります。したがって今議員さんおっしゃいますように、「特に放射能を制御、防御するためにカリウムやカルシウムを多く使おうというふうに今考えてますか」とちょっと聞いてみたところですけれども「それは今のところは考えてない」ということであります。したがって決められた栄養バランスによってメニューを作っているとこんなふうになると思います。今議員さんがおっしゃいますようにカリウムやカルシウムなど、抗酸化物質の摂取が放射能の影響を軽減するということがあるということであります。私も少し調べてみたわけでありますけれども、抗酸化物質って言ってもいろいろな抗酸化物質があるということが私も分かりました。ビタミン類とかミネラル類とかポリフェノールとかいうようなものにも十分放射能の防御能力があるというようなことも書いてございますし、それからある物を見たらですね味噌が大変防御能力があると。特に長年寝かせた味噌がですね特に良いということが書いてある場所もありました。それからまた逆にですね驚いたのは、抗酸化物質は普通は抗がん作用があるというふうに考えられているわけですけれども、場合によってはがんの進行を助ける可能性があることが分かったなんて書いてある所もありましたので、どうもこのへんは何だかよく分からないなあというのが私の正直なところでありますので、今後とも更に研究をしながら栄養士さんたちとともに考えていきたいと思っております。以上です。

○堀内（４番）

子どもに対する内容につきましては、ちょっとやっぱり神経質になりながら行うっていうことはやっぱり必要であろうなと、我々はもう60過ぎて70近ければあと何年あれしてもそんなに多くは問題ならないなと思いますけれども、やっぱり将来のある子どもに対しては、やっぱりそういうちょっと気を付けてやるっていうことが必要かなと。あとホームページの辰野のホームページに保育園、学校の当時の放射線の現地の確認状況が載っかってましたんでこれはまた皆さん、有権者の皆さんがですね、こういうことをやっぱりやっているんだっていう確認もしていただけれ

ば良いかなっていう感じはしております。ちなみに食糧については現状は40ベクレルっていう形の状況が指針としてというか、目安という形で出されてるっていうこともあるみたいですから、そういうことも考慮していただければと思います。それでは放射能に対する最後の質問ですけれども、今後の測定継続計画についての質問でございます。長野県においてこのあいだ11月の８日、排水溝、側溝、花壇等、濃度の高いと思われる所をですね重点的に測定し、空間に比べると0.07から0.12ということで多少、多めですけど基準的には10分の１で殆ど問題ないという形の状況です。しかも福島の原発、低温停止状態に向かっているっていう現在ということありますんで、現在行っている空間における毎日の測定が本当に必要であるのか、という判断も考える必要があるんではないかと思います。現状ＥＵ連合においても長野県の食品の輸入解除が決まったとの朗報も先日新聞に載ってました。これは味噌だって言ってましたけれどね。そんな形でですね、むしろ現在、県通達による落ち葉の焼却禁止っていう形の状況があったり、そこらへんは徹底どうするかっていう、あるいは溜まりやすい場所を再度みながら最終的に最終方向付けをするっていうことも一つの方法かなっていうような気がいたします。そんな形で今後、測定場所の検討及び測定頻度についてどういう考えでいらっしゃるのか。どういうふうに対処するのか、今後の町長の見解をお尋ねいたします。

○総務課長

私の方から現在の総務課での計画を申し上げさせていただきたいと思います。とりあえず冷温停止の宣言が出るまでは、現状の形でもって継続に努めたいということでございます。その場所ですとか回数につきましてもですね、その後ですね停止宣言が出れば回数を減らしていきたいと。但しですね、今まで今回の事故が出るまでバックグランドのデータというものは何にもなかったわけでして、これから先の将来を見越しますと、やはりその自然界から出ているこの地域のですね放射線量っていうものを押さえておく必要がありますので、やっぱり時々はですねやってかないとまずいのかなと思います。ご指摘の下水の終末処理場の汚泥等につきましてもですね今２箇月に１遍くらい多分やってるかと思いますが、数ヶ月に１度くらいはですねそういう検査もしながら総合的に判断をして異状のない範囲の中で推移してれば、そんな様子を見ていきたいなってそんなふうに考えてるところであります。除染等のですね関係につきましても１マイクロシーベルトっていう基準でありまし

て、今回11月の下旬にですね保育所、保育園、それから学校の雨どいの下、何箇所か測りましたけれども町内すべて基準をクリアしておりますので、現在の所は安全という範囲の中におります。今回の12月の広報でですね一応今までのでデータの総括をさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

○堀内（４番）

町民は１回行うとズーッとやっぱりそのデータを知りたいみたいな感じとか、どうしても安全宣言ていう内容での今冷温停止状態になったらそういうことにしますよっていう話の状況ありましたんですけれども、いずれにせよ今の状況見てても殆ど変わらない空間の関係につきましてはね。そういう点でその費用ってバカにならない、毎日ですので。だからやっぱりそのデータの意味がどうなのかっていうことを考えた時に、もうちょっとその時点でなくても現状の中で、１日置きとか２日置きとかそういう形の状況、そういうことを考慮しても良いんじゃないかっていう気がしますんで、是非そんな形でムダっていうのはやっぱ省くべきだと思いますし、ただ安全ていうのはやっぱやってかなきゃいけないっていう裏腹になりますけれども、是非そんな形でですね推進をしていっていただきたいと思います。

それでは最後の内容になりますが公園の管理についての質問に移らさせていただきます。本年度９月の補正予算において都市計画内の遊具関係の補助による予算取りができて、取り替え工事が進んでおります。私も公園、今回７箇所遊具状態を確認させてもらいました。殆どの所で使用している活用しているっていう実情を感じました。一部ブランコ上部にボルトの錆びであるとかペンキの剥げ等、見られることがありましたが、使用上問題になる状況ではないなという形で判断しました。しかしこの中で劣化の判断が非常に難しいということを痛感いたした次第です。遊具関係は子どもが使いますし、不具合が生じますと大きな事故に繋がります。重要な管理内容であると思いますので、定期的な安全、これ保全関係になりますがどのように行われているのか。また用具の不具合による事故発生事例はあったか、ないか。そこらへんについての見解を町長にお尋ねいたします。

○町　長

それでは次の質問でございます。現在辰野町は都市公園が13箇所あります。ほかにもうちょっと小さくなりますと地区公園、もっと小さくなりますと児童公園、それぞれ分区とか区単位で管理するものです。町としては今の言った都市公園として

13箇所です。その内、指定管理者に委託してあるのが10箇所あります。適宜、今の管理の問題ですがそのように連絡を取って、また町の方で出動する時はやっていきたいと思ってます。指定管理者の一部といたしまして荒神山スポーツ公園は教育委員会。さきほどのとおりです。ほたる童謡公園は産業振興課、それから三輪神社は地域で管理を行っている。こんなようなことであります。見回りは年１回職員が回っております。連絡がなくても、というようなことでありますが、そのほかにつきましては課長の方から詳しくお答えをいたします。

○建設水道課長

それでは管理の状況についてご説明させていただきます。今町長よりお話ありましたとおりでございます。本年度巡視でございますが、ほたる童謡公園内のターザンロープのぶら下げのひもが、ロープを更新をいたしました。また横にあるシーソーの半分土に入ってますタイヤがキチンと上手く下にないという形の中において補修を行い、またこもれび広場の木製アスレチックについて７月に確認をしております。やはり錆び、そういう形の中で遊具にやはり難しい専門的な知識という形のものもあります。職員が行って判断できないものにつきましては、社団法人日本公園施設業協会の業者の方に来ていただきまして、それぞれ現場を見ていただき施設を見ていただき判断をして対応をしているところでございます。以上でございます。

○堀内（４番）

事故の発生状況は。

○建設水道課長

申し訳ございません。事故の発生状況でございますが、私の記憶をしているとこには、ほたる童謡公園で子どもが指を挟んだという事故がございました。その事故につきましては町の保険において誠意をもってその保護者とお話合いをいたしまして、全国町村会総合賠償補償保険で対応させていただきました。そのほかはちょっと記憶ございません。以上でございます。すみませんでした。

○堀内（４番）

１件は多分遊具の不備ではないっていう形だと思いますし、管理は十分に行われている、年１回のチェックという形の状況で認識させていただきました。続きましてその指定管理における公園の関係なんですけれども、責任とチェック体制についてちょっとお伺いいたします。都市公園の管理については協定書が結ばれておりま

して指定管理者を決めて委託管理をしているという形の状況です。たまたま今回宮所の公園につきましても、契約状況ということでその内容を確認させていただきましたんですが、管理項目とすれば公園内の草取り及び樹木の手入れ、公園施設等の管理、その他特に町長が認めたことっていう形の状況が載っかっております。特にこの中で2の内容。公園の施設の管理っていう形の状況が非常に抽象的で、危機管理上でももう一歩踏み込んだ内容の管理が必要ではないかっというように思います。公園施設での管理は事故が起きないようにするっていう形と同時に、点検記録を残して、確かに点検をしたよという形をするのがやっぱり筋ですし、その内容について報告して最終その内容が本当に良かったかどうかっていうチェックをする、そういう形のものが一つのシステムではないかっていうような気がするわけです。現状は訴訟の世の中ということで遊具によってケガをしたということになりますと、どこの部門がその責任を負うのかという形の状況がやっぱり明確にしておく必要があるんではないか、というような気がいたします。そんな形でですね、今回見たんですがその判断をするっていうのは私は見てできませんでした。これが本当に安全かどうかっていう判断は非常に難しいという形で、多分、町の職員の方も見ても難しい状況があるんではないかっていうような形がします。そんな形で現状の中での指定管理締結内容、この安全に関する責任区分の明確化はどうなのか。それと安全確認態勢に対する考え方、どういう態勢で作るのが良いのかっていうことをですね、町長にお尋ねいたします。

○建設水道課長

私の方からちょっと説明させていただきます。その下に、善良な管理を行う管理者という形になっております。やはり公園の管理施設の管理という形でおおざっぱな言い方になっております。私の考えるには、事故に繋がらない日常の軽微な維持管理に努めていただくという形で私は考えております。今の中において、やはり利用者からの事故の報告については義務づけられております。事故があった時には町に直接連絡があったり、また管理者の方から連絡いただき誠意をもって町が対応をいたします。さきほどお話しました全国町村会総合賠償補償保険で対応しております。またやはり遊具等で判断ができないものにつきましては、さきほど申しましたように専門の業者にお願いいたしまして遊具の点検等に努めているところでございます。以上です。

それから、記録に、ということでございます。これにつきましては管理者の方と検討をして方向をもって進めたいと思っております。以上でございます。すみませんでした。

○堀内（４番）

それでは今、少なくともこの契約の中で公園施設の管理っていう内容ではその軽微な内容についてそこまでは各管理責任者、指定管理者の所で管理をするという形の状況で、そのほかの重大事故に繋がるような劣化を含めた内容については建設水道課、あるいはその部門の所でやるという形の状況でよろしいですか。

○建設水道課長

はい。

○堀内（４番）

はい、分かりました。そんな形でさきほど記録も今後検討していただくということですが、世の中、記録があるか確認したかっていう証拠を見せろっていうのが普通です。なければやったやらないっていう判断でやってないんだろうという、そういうことで言われてしまうっていうことありますんで、是非そんな形でですね今後やっぱり何においてもそうですが、記録に残す、点検した記録をキチンと残すという形の状況は進めていっていただきたいと思います。最後の質問になります。これは中谷議員の方から質問が出て、その内容については一部話がありました。その形で趣旨だけちょっと話をさせていただきますが、今回一連の遊具の関係の確認をっていうことで私もズーッと町内回りました。その中で荒神山のこもれび広場の遊具について「あっ、使用禁止になってるね」という形のものが私初めて確認したわけですけれども、これは既成のアスレチックということで腐食をするっていうか、耐久性の問題があるという形の状況ですが、あの場所にあの木のものをっていうのは非常にマッチングしているという形です。非常に温かみがある。木であるっていうその弊害はあるかもしれないですけれども、触っての温かみが非常にあるという形の状況ありますし、非常に皆さんに親しまれているものであるということを私は実感しております。しかもあそこの場所っていうのは「たつの海」が傍らにあり、遠くには北アルプスも見れるっていう形の状況ありまして非常に、しかも木立に囲まれていて夏でも涼しいということで非常に皆さんが活用している場所であろうというように思ってます。ただ見た所ちょっとやっぱり遊具が少ないっていう内容も

ちょっと気になるのかなというような状況がありましたんで、どうか非常に皆さんに人気のある所ですので是非、今いったやつを増強しながら経費を掛けない状況で再生をするということを進めていただきたいんですがいかがでしょうか。

○建設水道課長

荒神山の公園でございますが、こもれび広場につきましてはおっしゃったとおりでございます。町において各公園の遊具の更新につきましては平成21年度には中央公園、堂村公園のブランコの設置をいたしまして、それから23年につきましては4箇所のブランコを更新している次第でございます。本年度さきほどの答弁でもありましたが、公園の長寿命化の計画を策定し13施設の計画を作成しているとこです。この中には荒神山のスポーツ公園、ほたる童謡公園に大型遊具の設置も盛り込んでいきたいなと思っているところでございます。また現在ある遊具等の更新や補修も計画に含めて検討しております。これからの子どもたちにも夢と冒険と希望に満ちた都市公園を提供したいと思っております。以上でございます。

○堀内（4番）

今全体的な構想の話をいただきました。私はこもれび広場の所の遊具の更新等についてはいかが、どう考えてるかっていう内容のそのスポットに対しての見解をちょっといただきたいと思います。

○建設水道課長

すみません。言葉足らずで。さきほど言いました荒神山スポーツ公園、こもれび広場に継続、横のスペースがあれば大型遊具を設置、また現在ある、さきほど言いました林間の中の木の遊具、これにつきましては再生をするような形の中で考えていきたいなあと思ってますが、さきほど申しましたように公園の長寿命化計画の策定をしてますので、その中からどのような判断が出てくるのか見ていきたいなと思っております。以上でございます。すみません。

○堀内（4番）

分かりました。少なくとも子どもたちが楽しみにしている場所ですので、是非そういう形での動きをしていっていただきたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議　長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご

異議がありませんか。

（議場　異議なしの声）

○議　長

　異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

９．延会の時期

　　12月８日　午後４時　53分　延会

平成23年第11回辰野町議会定例会会議録（８日目）

１．開会場所　　辰野町議事堂

２．開催日時　　平成23年12月９日　午前10時

３．議員総数　　14名

４．出席議員数　13名

１番	永原　良子	２番	岩田　　清
３番	根橋　俊夫	４番	堀内　武男
５番	中谷　道文	６番	熊谷　久司
７番	船木　善司（欠席）	８番	篠平　良平
９番	成瀬　恵津子	10番	中村　守夫
11番	宮下　敏夫	12番	三堀　善業
13番	宇治　徳庚	14番	矢ヶ崎　紀男

５．地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎　克彦	副町長	林　龍太郎
教育長	古村　仁士	代表監査委員	小野　眞一
総務課長	小沢　辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬　元広
住民税務課長	松井　夕起子	保健福祉課長	野沢　秀秋
産業振興課長	中村　良治	建設水道課長	漆戸　芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬　保弘	会計管理者	林　　康彦
教育次長	向山　　光	病院事務長	荻原　憲夫
消防署長	赤羽　　守		
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	宮原　修二	事務局長	百瀬　辰夫

６．地方自治法第123条第１項の規定による書記

議会事務局長	飯澤　　誠
議会事務局庶務係長	赤羽　裕治

７．地方自治法第123条第２項の規定による署名議員

議席　第２番	岩田　　清
議席　第３番	根橋　俊夫

８．会議の顛末

○局　長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議　長

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝から大変ご苦労さまです。定足数に達しておりますので第11回定例会第８日目の会議は成立いたしました。ここで船木善司議員、宮原正尚福寿苑事務長が病気のため欠席届が出ておりますので、報告します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。８日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位８番、議席６番、熊谷久司議員。

【質問順位８番、議席６番、熊谷　久司　議員】

○熊谷（６番）

早速、質問に入らせていただきます。前回９月の一般質問では、春日街道先線の延長について質問いたしました。今日は県道与地辰野線についてお聞きしてまいります。この県道は伊那市、西箕輪から辰野町赤羽に至る道路で、箕輪方面から来る５本の道路の最も西側に位置している道です。箕輪町長田より北大出の三谷に入り新田、上垣外、多屋小路、鞍掛を通過し羽場の第一常会から第四常会、全てを通る正に羽北地区を東西に縦断する生活道路そのものです。羽場からは下田踏切を越え相合橋を渡り下田を通り、中央道のトンネルを潜り抜け赤羽で竜東線に合流しています。羽北地区においてはこの生活道路を朝夕の通勤時間帯ともなりますと相当量の車が通過し、また歩道がないこともあり通学の子どもたちにとっては大変危険な道路になっております。竜東線に合流する赤羽地区においては、人家の密集している所を通り抜ける、それを避けるためにその手前の中央道のトンネル北側のその三叉路から東方向に向かいキットウさんの所で竜東線に出る。この道を通る車が殆どです。この 300 メートルほどの道ですが、道幅をあと２メートルほど広げてもらえると、とても通りやすい道路になります。今は町道ですがこちら側を与地辰野線としてもらうことが自然であると感じます。さて、羽北地区に話を戻しますが国道 153 号線と竜東線を結ぶ道路はこの与地辰線のほかにオリンパスの横を通る東西線があります。しかし大回りになること、また伊北インター周辺の混雑を回避するためにこの与地辰線を通るその車が多いわけであります。したがって東西線のほかにもう１本東西を結ぶ広い道路が必要なわけです。羽北地区道路網整備計画では、最

終の順番にはなっておりますが、この与地辰線を新たな所に通す計画になっています。私は「住民の安全のためにこの計画の実行が急がれている」そう主張いたします。この与地辰野線整備計画について、町としてはどのように考えておられますか、お答え願います。

○町　長

おはようございます。昨日に続きまして12月定例議会一般質問第2日目でございます。傍聴の皆さん方も大変に関心をいただきまして、ご参席を賜りまして大変に感謝を申し上げる次第であります。それでは本日1番、通算質問順位8番の熊谷久司議員の質問にお答えを申し上げます。道路問題ということでございます。特に羽北地区、県道であります与地辰野線についてということでありますが、ご質問の内容は一々ごもっともなことで、ごもっともと言いますか、そのとおり進ませていただいてるわけでありますがワークショップによりましてまず153号線、辰野町の幹線道路でもあり、また上伊那地区の幹線でもありますこの道路でございますが、このボトルネック特に羽場交差点の混雑、また渋滞、この解消のためということでそこだけでなくて総体的に見直しをかけていくということでワークショップをお願いを申し上げ、伊那建設事務所も一緒に入って1年間以上の研究をいただいたわけでありまして、その集大成が今度の計画という形の中で伊那建設事務所の方にまず計画をお伝えし、その中で優先順位を皆さんとともに決めたわけであります。その中でまずは羽場交差点、153号線、そしてまた春日街道の延長線等々であります。それから全体的には与地辰野線のやはり見直しと今、県道でありましても与地辰野線が羽場交差点に入ってそれから真っ直ぐに羽場駅に下るんではなくて、与地辰野線自身はそれから少し北上をしてかめや食堂の所を過ぎた所で今度は東側に折れて、それで踏切を渡って相合橋を通っていくというふうに国道、相乗りになっている部分が約100メートルか150メートルぐらいあるわけであります。それに対しまして県道の場合はいろいろと153号線、春日街道いろんな全体の見直しの中でそうでなくて、もう少し手前の方から真っ直ぐに落として、そしてオーバーハングか何かの中で飯田線を渡って、そして丁度オリンパスと今の相合橋の中間ぐらいの所から渡ったあと相合橋に向けて線路の東側を抜いていくと、こういうふうな構想になってきたわけであります。それが計画決定され、住民の民意を得ておりますのでそのことにつきましてどのようになってるかということでありますが、着々とこれも計

画の中の一つでございますので順位の中で進ませていただきたいと、ということでございます。したがいましてまずは幹線、伊那谷を縦断している幹線の渋滞解消。そしてまた春日街道が途中で止まっているわけでありますが、止まったのも辰野へ来るまでにいつも私言っているですけれども、辰野へ来て止まっちゃったじゃなくて春日街道が辰野へ到着するのに20年予定より遅れて到着したと。その時に公共事業の見直し、公共事業はもういらないとかコンクリートはダメだとかそういう変な世論が立ち上がりまして、公共事業が国も県も約４分の１以下になってきている。こういう時に丁度辰野の順番になったとこういうことであります。しかしそんなこと言ってもいけませんので鋭意努力をして、それも早く着工し、そして早く県道与地辰野線ご指摘の所へも進んでいく、こういう方向を取っていきたいとこういうことでございます。

○熊谷（６番）

町として羽北のその整備計画の中の与地辰線についてどんなような感じを、考えをお持ちかというところがちょっと今聞き取れなかったんですが。

○町　長

県道与地辰線は辰野町の全体、昨日も堀内町議の質問にもございましたけれども道路網構想、将来ビジョンに関しましては、まず幹線が縦断しております。153号線そしてまたこれも県道でありますけれども、通称竜東線と言ってる道がありまして伊那辰野停車場線というのがございます。これがまず縦断道路でありまして幹線道路であります。そして与地辰野線ほか東西線も含めまして全てがそれを今度横断していく、両方を繋ぐ道であるというふうに考えております。しかしこれも辰野町は昨日も言いましたとおり、非常に狭い所、両方のアルプスが始まる所でありますから当然、狭い所でありますがそこを横断も鋭意努力して早く機能を、縦断道路の機能を高めるためにも横断をしていかなきゃならんわけですが、そこに鉄道と川が必ずありましてそれを越していくにも大変なことである。したがいまして今現在ある相合橋、あるいはまた踏切を渡る新たな構想、あるいは現道にあります踏切等々をできるだけ応用しましてそして、その横断を急いでいきたい。しかしまず幹線で流していかないと横断の方はやはり次の段階と言いますけれども、本当は同時に並行すればいいわけですが、国の予算の関係の中では一緒にできませんから、あれもこれもではない。あれかこれかでいくとやはり縦断をさきに優先させるとこういう

ふうなことでありますし、住民の皆さん方も理解をされてるとこだと、こんなふうに思っております。特にワークショップで立ち会った皆さん方はその状況はよく呑み込んでいただいているこのことでございます。以上です。町にとっても横断は必要だというふうに考えております。

○熊谷（６番）

分かりました。細かい部分でのさきほど私の申し上げた赤羽の密集地帯を通ってることについては、いかがお考えでしょうか。

○町　長

赤羽の所も大変に狭くなっておりまして、特に八島神社、下のその県道、与地辰野線は車のすれ違いもできない時期がありました。しかも通学道、東小学校の通学道にもなっておりまして、これは大変だということで私の代になりまして伊那建にお願いをして車のすれ違いだけはやるようにお願いしたい、という形の中で少し川の方へ入り込んで、広げていただきましてスピード出したまま通過っていうわけにもいきませんけれども、一応すれ違いとそして小中学校と言いますか特に、東小だと思いますけれども学童の通学路は安全のように少し振り替えをさせたり、人が歩くのには少し横の家の方へ東側の家の方ですね川渡った、そちらの方へ少しお願いを申し上げてそこも相乗りと言いますか、少しお借りをするような形の中で歩けるようなふうにしながら応急処置的なことは進めてあります。したがいまして全道を見ましても非常に大変難しい所でありまして、同時にこれが歴代町長として着工できなかったのはやはり地元の住民の皆さん、特に地権者の大反対が、大反対と言いますか絶対ダメだという所がございまして、手が着かなんだっていうのが本当のことであります。できるとこまではある程度拡幅をして八島神社の手前、林陶社の前後ぐらいの所までは出来上がってきておりますが、それ以上進まないのはそのためであります。ただし今後はやはり赤羽地区もその段階になりましたらワークショップをもう一度取っていただいてその路線で良いのかどうか、反対者があるからっていうんでなくて、もう少し現在家もあれから増えてきておりますので、ほかのルートがないのか、あるいは現線を拡幅できないのか、あるいは予定どおり今議員のおっしゃられた予定路線を拡幅していくのが良いのか。赤羽コミュニティセンターのすぐ北側へ広く広場も取ってありますけれどもそこの方へ流していくというような構想も、予定路線もできておりますのでそれが良いのか、もう一度見直しは住民

の皆さんと一緒になって検討していきたいと。したがって密集地になりました。おっしゃるとおりでありますので、それなりのまた方策を考えていきたいとこんなふうに思っております。今回のワークショップはそこまで入らずに、羽北地区という形でありましたので、もちろん整合性はありますけれども、いずれ相合橋は渡ってかなきゃならんだろうし、という形の中でのお話でございます。以上です。

○熊谷（６番）

是非、赤羽地区も与地辰線に含まれるわけですので、合わせて今後検討していただきたいと思います。それでは与地辰線の次の項目であります。羽北道路網整備計画では与地辰線を人家のない田んぼの中を通そう、そう計画されております。北大出原のセブンイレブンの四つ角から東に向けて田んぼの中をとおり、飯田線をできれば高架橋で越えて相合橋方面に繋げていこう、そういったプランであります。この部分の田んぼを潰すことにはなってしまいますが、新たに通る新しい道の両脇に住宅や商店が新築されてくる期待は大いに持てます。羽北地区も伊北インターを抱えながら、さほど人口が増加しているわけではありません。南小の児童数も１学年平均20人足らずでむしろ減少傾向にあります。30人学級が叫ばれている昨今ですが少なすぎることも良いことと思えません。やはり人口増加策が必要なのです。この新しい与地辰線は羽北地区を、ひいては辰野町を賑やかにする一つの方向性を示していると考えます。このことについてすなわち地域活性化策として新たな道を通す、そういったことについて行政サイドとしてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○町　長

正に道路というものは、まずはそこを交通の便を図るということで渋滞解消、あるいはまた通過交通をスムーズに通す。同時に生活道なども兼ねておりますので住民の皆さん方もその道路を供用する時に安全であり、また便利であること。このことが道路の第一目標でございますが議員のおっしゃるとおり、大きなお金が投資されるわけでありますので投資効果という形の中では、第一義的な目標以上にまた第２、第３弾の今言いました道路ができての、どういった面で利活用されるのか、投資効果がどうであるのかということが図られることは事実であります。したがいましてバイパスほかなどをあちらこちらで造る時にも、その効果を狙って造ることが今重要視されておりまして、例えば辰野町の非常に谷あい、始まる所でありますの

で両アルプスの始まる所って私言っておりますが、そういう所はトンネルで抜けてってしまえとかですね、あるいは山間へ１本バイパスを造れとか、やむを得ない所は一部そういうこともありますけれども、それやってってしまいますとせっかく投資されて通過交通だけは通りますけれども生活道に対しましても若干不備になりますし、同時にそこが道路を使っての開ける場所、あるいは商店が来るとか民家が増えるとかそういうことにはなりません。したがいまして投資効果はなし、とこんなような形になりますので我々も軽々に山の中通せ、なんて言葉は言わないつもりでおりますけれども、しかし投資効果の良いようにやりますには、田んぼの中ばかズーッと沢山続いていれば箕輪とか伊那へ行くとそういう所がいっぱいありますからバイパスも簡単に開くわけですが、辰野はそういう場所が探すことが難しと。一部そうであっても、もうちょっと進むと密集地に入ってしまうと、こういうことの中でどういうふうにくり抜けるか考えていかなきゃなりません。いずれにしましても今のお話のとおり与地辰野線につきましても、幸いそのへんは住民の皆さん方は同意していただければ、今度は地権者の皆さんが良いサインが出ていただくということになってきますと投資効果も十分に考えられる。大きな目的、こういう時代でありますので大きい投資をしたらそれに対する付帯的効果が大きく見込まれる所、これが望ましいことであるとこんなふうに私どもも考えております。おっしゃるとおりだと思います。

○熊谷（６番）

さきほど申し上げたことのほかに、羽北での事情を申し上げますと人家が新しい家、人家がポツンポツンと虫食い状態的にこう建たってくる現象がどうしても起こってしまう。つまり計画的に土地の利用というものをなかなか指導しづらい。農振に掛かっている部分の問題ということで、そういったことが起こってくるかと思いますが、やはり計画的に進めないとむしろ農地も虫食い状態になってしまい将来に向けての有効活用ができないということになります。道路を通すということはそういった計画の見直しを迫られることになります。だからそういった面でも道路の計画と土地利用の計画は並行して進めるべきだと思います。そういう意味を込めて春日街道先線、及び今言った辰与地線の新しい道を考えていく必要があると思いますので、是非そのへんを要望して、今後課題として要望しておきます。

次に２番目の質問に入らせていただきます。下辰野商店街の駐車場について質問

してまいります。下辰野商店街がシャッター通りになりつつある現象については、皆さんが心配しているところであります。辰野町商工会では去る10月24日には「10年先の商業を考える」と題して商業関係者が集まり懇談会を開催しております。なかなか厳しい現実にこれからさきを苦慮しているのが実態であります。特に後継者がいないという問題に直面している方々が多く、この問題に対して商工会では「跡継ぎ請負人事業」というのを立ち上げようとしています。これは現在、後継者がいないが設備や営業チャンネル、営業ノウハウを譲るから誰か跡を継いでくれないだろうか、と感じている商店主に対し、やってみたいと思う人を探しお見合いをさせようという試みです。下辰野商店街でも比較的元気なのが飲食店だと思います。一次会は食事ができて飲める所で、二次会は飲めて歌える所でといくつかあるお店の中から気に入った所を選べる、そういった賑やかさが必要です。下辰野にはその賑やかさがあると感じています。これからも商店と飲食店が共存し町を賑やかくしていって欲しい、そう思うのは町民皆の共通認識であります。そんな中で商店主を少しでも元気にしていくために共同駐車場への補助金復活、これを是非検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○町　長

第2番目の下辰野商店街の前にお話がありました要望の中で、おっしゃるとおり道路を造る、そのうちにまた側溝を造る、地域開発があとからちょこっと入るということで、バラバラであるので大変に難しい。またちぐはぐになってしまう。あるいはまたもう一回造ったものを造り直さなきゃいけない、手戻りになる。こういうことがあるっていうことはおっしゃるとおりであります。それによりまして今回の羽北は153号線及び与地辰野線沿線、与地辰野線を考える中で全体構想を出したわけであります。したがいましてまだ153号線、今、羽場交差点に着工したところでございますが与地辰が続いて行わなければならないということで、与地辰野線に関しましては今年度中に特別伊那建へお願い申し上げまして、アバウトではありますが一応計画路線決定、仮路線とも言います。測量全部含めてここピシッと10センチの狂いもないような路線というんじゃなくて、ここを通しますという一つの構想を住民の皆さん方に提示したいというふうにお願いをいたしましたので、そのとおりやってくれるようであります。地域開発もそれに基づいて行ってっていただきたいとこんなふうに思います。引き続きその路線ができて、春日街道の着工になってく

れば与地辰野線もさきに路線を出して、そして計画を示して、そしてまた地域開発が遅れないようできるだけ手戻りにならないように。しかし国も各省庁全部分かれていますので、農林省なり何なりですから全く同じように行けなんていうように、こんな理想なわけに絶対夢のようにはいきませんけれども、できるだけそうさせていくようなふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。気が付いたらまたご指摘をいただきたいと思います。さて次に下辰野商店街、どこでもそうですが在来の商店街が皆疲弊しておりまして、みんな郊外大型店のような方向になっております。また住宅密集地になんかにあるのもコンビニのような状態に段々段々変わってきております。しかし全然ゼロではなくて、今おっしゃるとおりでありまして元気でやってくれてる飲食店中心に頑張ってるお店もあるわけであります。こういう中で下辰野、特に昔栄えた所でありますので、その様相を取り戻したいという気持ちはお互いに私どもも思っているわけでありますが、それに対しまして前はズーッと駐車場の補助金を町が出しておりました。これが現在ゼロになってるわけでありますが、この経緯は行革、要するに地方財政が苦しくなっちゃったっていうことです。即ちどういうことかって言いますと地方からの税収が住民税その他はそんなに変わりないんですが、ある一定の推移で日本国中どこでも上がってきているわけです、特別なことがない限り。大きな会社がバターンと潰れちゃったとかいうことになれば別ですが、そういうことのない限りは進んでいるわけですが、地方に対しまして国から交付税っていうのがありまして交付金と言っております。税金と間違えられますので交付金と私は言っておりますが、交付金がドンドンドンドン、地方切り捨てですかね。3割自治なんていう時期もありましたが地方切り捨ての時期も入ってまいりまして、減ってきちゃった。で行革せよと言う。私ども行革しなきゃやっていけません。一番行革しなきゃいけない国が行革しなくて地方に押しつけてきたとこういうことであります。それでやむを得ず行革をシステムを組んでドンドン進めて、その中に補助金の見直しという所が入っております。辰野町もそこだけでなくていろんな所の補助金、もう一度団体でしたら人数も勘案したり、またその補助金を出した効果も全部計算書を見せていただいて、行革の委員の専門部会の皆さん方がチェックしてやってきたわけであります。その中で、その時点では国も町もそんなような状態でありますので駐車場に対しては是非一つ、皆さん方が出し合って守るなら守ってって欲しいということ

であります。同時に公平公正性っていう形の話もその中に出てまいりまして、下辰野商店街の駐車場なら補助金出すのか、ほかはどうなのか。一部平出の所の商店街の駐車場の補助金も出したこともありますがそこだけでありました。しかるによそにも新しい店もドラッグストアだとかいっぱい出て来てまいりますが、それに対する駐車場に対する補助はないのか。商業がそうであるなら工業はどうなのか、いろんな見直しがありまして、そういう中で現在は補助金は残念ながら出せない状態に今続いてるとこういうことであります。さあ、ここでまた新たな町議からのご質問でありますので、補助金はどうかということでありますが、もう一度行革部会にそういうことでしたら話をしてどうなのか、じゃ特例としてどうなのかといろんな話をまた持ち込んで検討はしてみたいと思いますが、事情はそういうことでありますので、あしからずその点はお願い申し上げたい。どうぞ公平公正な考え方もその中に今回は論議にもしするなら入る筈でありますので、どこまで出さなきゃいけないのか。どういう駐車場を出すのか、そのへんも、じゃ個人で造った所はどうなるのかっていろんなことが出てまいりますのでお考えをいただきたいと思います。なお、検討はさせていただきます。

○熊谷（６番）

是非、検討していただきたいと思います。カンフル剤的な要素にはなってしまいますけれども、元気を出すための補助金を是非お願いいたします。その件に関しまして２項目目ですが、ちょっとアイデアがありますので聞いていただきたいと思います。下辰野商店街の通りの役割は考えてみますと通過するための道路ではなく、商店街に用事がある車が集まって来る、そういった道だと思うわけであります。ほかの道路の役割とちょっと異なるのではないかと考えます。商店街に用事があるわけですから目的の店の近くで駐車できる、そのことが重要なわけです。できればその店の横に車を停めたいわけです。そこで提案です。下辰野商店街の通りに路上パーキングエリアを設けることはできないでしょうか。大型車輌の乗り入れを禁止すれば可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。お考えをお聞きします。

○町　長

課長の方からもまた詳しくお答えを申し上げたいと思いますが、非常に良い考えだっていうことで私もまずはそう思います。我々も町議させていただいている頃そのような質問を町に向かってさせていただいたこともあります。しかし公安委員会

がこれは決めることなので簡単にはいかないという答弁でございました。それで、それでもということで両面でなくて良いから片側を駐車禁止を解除せよと、午前中と午後と分けてあっち側、こっち側に公平にしたらどうだと。両側やってしまいますとちょっともう路幅が狭いもんですから、そんなことも出したこともあります。しかし道路っていうものはやはり通過交通があることを想定して造ってありますので、あれは商店道路であって通過交通のメインではないんだと。だからその道路の使い勝手によっていろんな制約を道路に課していくことはできないんですね。それで残念ながらまだこれはそういう要望もあるし確かに私もそう思いますので、もう一度公安委員会の方へも話はさせていただきますけれども、時も変われば時代も変わっておりますので、そういったパーキングエリア、あるいは駐車、よく東京あたりに行きますとこういうお金入れるものが立ってて何時間良いとか、100 円でいくらと、こんなのありますがそんなような方法もありますし、あるいは四角く書いて表示して無料ですけれども用事のある方はっていうようなやり方もあるわけですが、なかなか辰野ばかりでなくて岡谷の中央通りにみても松本の伊勢町辺り、伊勢町は広くなりましたけれどもいろんな所見て、伊那辺り見ましてもこんなの明らかに商店街だから駐車なんかさせて良いんじゃないか、と思われる所も駐車禁止になっております。非常にやっかいなことだと思います。しかし良い提案でございますので更に努力をしてそんなことができないのか、事実上商店道路だと私も思っております。しかし路幅によって大型車輌禁止ということが決まってきますので、大型は通れない道路でないのにこれ閉鎖することもなかなかこれは難しいことじゃないかなと。挑戦はしてみたいと、こんなふうに考えてます。課長の方からもう少し詳しくお話申し上げます。

○産業振興課長

パーキングスペースの問題でありますけれど、公安委員会の関係については町長答弁のとおりであるかと思います。さきほど第 1 項目目の質問にありました駐車場の商店街の補助金の関係等も絡んでまいりますけれど、今あります駐車場が満車の状態ではないというふうに認識をしております。駐車場が満車状況になれば公安委員会の方も駐車スペースというようなことで話をしやすくなるわけでありますけれど、現在の状況見るとまだスペースがありますので、そちらの駐車場に止めるように指導が出るかとこんなふうに思っているところであります。それから商店の前の

駐車場スペースっていうことになりますと懸念される部分については、その商店主の方の駐車場になってしまうんではないかというような、そんなことも懸念されますので検討をさせていただければと思います。以上です。

○熊谷（６番）

以前にもこういうアイデアがあったということを聞いて、なおさらこれはもう一度頑張ってみる必要があるんじゃないかというような気がいたします。やはり今、全国的に中心市街地がこうお客さんが離れちゃってるわけですから、辰野町が第一歩でそれができれば外に向かってアピールすることもできる、というような意味合いも込めて頑張っていただきたいと思います。次に３項目目の質問に移させていただきます。

人口減少の歯止め策の一つとして結婚とか出産とかいうものを、具体的に何とかならないのかなという思いで質問させていただきます。先日11月26日の『信濃毎日新聞』１面に「交際相手なしが過去最高」という見出しで独身者調査の記事が載っておりました。若者の未婚者で交際相手がいない人が男性61％、女性49％とのことです。驚くことにこの内、半数近くの男女が「特に異性との交際を望んでいない」そう答えていることです。また一方「結婚する意思がある」とする人の割合は男性86％、女性89％、ということですから面倒な交際はしたくないけれど結婚はしたい、そういったところでしょうか。独身でいる理由の１番は適当な人に巡り合わない、ということですからどのように出会いの機会を作れば良いか、ということになります。町の人口減少を食い止めるために若者たち一人でも多く町内に住んでもらい結婚してもらうことがポイントですから、いろいろなアイデアやその対策が必要なわけです。そこで伺います。町では現在どのような婚活応援をしているのでしょうか、お聞かせ願います。

○町　長

人口減少、人口減現象が続く中で大変な憂慮してる問題であります。何とかよそが減っても辰野だけは増やそうというふうな施策があればということで、日夜考えてるとこでありますが、大きなこれまず流れから見ますと、やはり今１億 2,000 万ギリギリをもう３万人以上も減ってきている日本でありまして、2030年ぐらいにはもう１億 1,000 万人。2045年には１億人を日本が切って、2055年ぐらいには 9,500 万人。更に試算がありまして 7,000 、 8,000 万人まで減る、下手すると半分とは言

いませんけれども60％か65％ぐらいの人口に減ってしまう試算が出ております。大体そうなってしまう。これをくり抜けるには、くり抜けませんと経済がもう間違いなく縮小するということです。これにＴＰＰですからどういうふうになるかまた別問題といたしまして、大きい現象ではそうなってきます。大都会はその率が非常に低いそうです。下がっていく下降勾配が低いそうです。東京、大阪辺りです。しかし、じゃあそこが安泰で良いのかと言いますと、高齢者ばっかの大都会になるそうです。ですから冗談話で東京の新宿、銀座、渋谷辺りはみんな巣鴨のようになるとこういうふうなことまで言われてるぐらいでありまして、若者は若者の負担が非常に増えてきますので、高齢者が非常に増えてきますから地方よりも高齢者の率が高くなる、そういうことによって人口が維持されるとこういうことだそうでありますので、大都会でも若者が逃げ出す時代がある。しかし地方は間違いなくその係数にしたがって下がってってしまうということでありますから、何としてもこれは政府としては外国人を導入しない限り、それは良い悪いいろいろ問題がありますし、価値観の問題だとか、あるいはまた犯罪の問題が出るとか出ないとかいろいろで出てきますけれども、やむを得ずそういう施策を取らなきゃならないのに今のとこ政府が動いていない、こういうことを言う方もあります。そういう中で辰野町もご多分に漏れずでありますので、何とかということで今も議員がご指摘のところでございます。一番困るのは子どもが少ない。同時にそれ以上に結婚する人も減ってきている。女性が比較的キャリア化してまいりまして、結婚をしたくない。中には最近の男の人も結婚したくないっていうような人も出てくる。「何でだ」って言ったら「面倒臭い」って面倒臭いかどうかは知りませんけれども、そんな笑い話も出るぐらいでありまして町としましても今の質問にお答えといたしましては、いろんな手法を取っております。社協、及びまたＪＡでもやっていただいておりますし、またいろんな独特なサークルでもやってます。課長の方から簡単にお答え申し上げたいと思います。社協の局長も一緒に答えていただきます。

○社会福祉協議会事務局長

今、町長の方から話がありましたが、社協としましては月２回の結婚相談を実施をしております。これは昭和43年頃から続いているものでありますけれども、古くからやっております。また社協独自で、町の商工会の皆さんの応援をいただきながら年２回婚活事業と言いますか交流会を開いております。春１回、秋１回というこ

とで特に秋の方についてはバスツアーなどを企画しながら、実施をしているところです。カップル自体は何組か出てはおります。また結婚相談の方についても何組かのゴールインをみたというケースもあります。そんなようなことを現在社協の方ではやっております。

○保健福祉課長

現在社会福祉協議会の方から説明ございましたけれども、ます社会福祉協議会、それからＪＡ上伊那の方で行っているわけでございます。社会福祉協議会の方の中では成立した組数が22年度は３組ほど、ご成婚になったというような話も聞いております。また結婚推進事業っていうことで社協にお願いをして社協の方でやっているわけでございますけれども、こちらの方に平成22年度23年度につきましては「安心子ども基金事業補助金」っていうものがありましたので、この結婚推進事業ハッピーカムカムって言うものでございますけれども、こちらの方に使っていただきたいということでお願いをして、バスハイク等をちょっとやっております。通常、社協でやって今までいた活動の中で今度はバスツアーが入ったということで、このバスツアーの計画の中ではカップルの成立、成婚でなくてカップルができたっていう組数が大体１回あたり５組くらいできているということで、ほかのちょっと事業にくらべて成立の組数が多いかなっていうふうに思います。したがいましてこの補助金を使った中で事業としての効果は出てきているのかなというふうに思っております。それから長野県の方で長野結婚マッチングシステムっていうものがあります。こちらの方に社協として登録をしていただいて、県内で約 100 人くらいの登録の方がございますけれども、辰野町の中では５人ほど登録をして現在こちらの方、県内の登録者との交流をしているというような状況でございます。現在の状況についは以上でございます。

○熊谷（６番）

町もそれなりに活動してらっしゃるということで頑張って欲しいと思います。ほたる祭りなんかを利用して、合コン開催みたいなことをやっても良いかとも思いますし、いろんな手をアイデアを絞ってやっていただければと思います。気軽にこう申し込めて気軽に参加できるっていうのが一番ポイントじゃないかなと思いますので、是非頑張っていただきたいと思います。次にさきほども申しましたが町を賑やかくするためには若い人に住み着いてもらい結婚し、出産してもらわなければなり

ません。ご本人にしてみれば大きなお世話だと、そういう気持ちもあるかもしれません。昔のようにお見合い相手を紹介するおせっかいおばさんがいるわけでもありませんから、何か良い方法を考えなければなりません。具体的に結婚、出産を奨励していく必要があるのではないかと考えます。厳しい町財政ではありますが、結婚祝金、出産祝金を出す考えはないでしょうか。お答えをお願いいたします。

○町　長

結婚祝金は初めての提案でございますので検討させていただきますが、出産祝金特に第２子、３子もちろん３子以上、ということで実際に実例もあったのかね、考えただけか、過去。ない。当時長谷村などはそういうこともありましたり、あるいは長谷村へ若い人たちが住んでもらえれば、居住祝金というようなことで30万円出すとか、アパートなんかも補助金出すとかいろんな方法もありました。ただあの頃も私ども町議の頃かあるいはまだ最初の町長の頃か、その話も出てきたわけでありますが、限定付きで一生ではありませんので限定の時期が終わると帰っちゃうと。帰っちゃうっていうかどこかへ出て行っちゃうって、そんなような非常に打算的な世の中の風評も出てまいりましたりしてまいりました。下條村などは飯田に20分か25分ぐらいで到着できますのでアパートなどをたくさん造って若い人を迎えようっていうことで人口減ってるのに上がった珍しい村だということで公表されたこともあります。地域のほかの喬木村だとかそういった所へも聞いてみますとみんな同じことやりゃ良いじゃないかって言うと「そういうのは一時的だよ」と「出て行っちゃうよ」というようなことを言う所もありますし、しかし現実に目の前で人口増えることは良いことじゃないかとこんな説もいろいろあります。東京辺りでも昔多摩がニュータウンって言って非常に人口が増えてやれ学校が足りない、幼稚園が足りない、あれ造れ、これ造れ、商店も少ない。一斉に同じ時期でしたので歳取っちゃいまして今は多摩オールドタウンと言って、学校もいらない、幼稚園もいらない、空き家だらけ、とこんなようなこともいろいろ出てきまして、これなかなか人為的な施策っていうのは難しいんですけれども、なお検討は結婚祝金につきましては検討してみたいなとはこんなふうに思います。ただ子ども手当もいろいろそうですけれども「だからどうだ」っていう答えがあんまり出て来ないんですね。貰えば「ありがとう」って貰っちゃうだけ、でも根本はどうもそういうことじゃない、ちっとも子どもさん産んでくれない。今のこの何ですか、先進国の宿命とでも言う

んですか、必ずそうなってって人口、だから東京の経済の流れも並行いたしますので時計の振り子と同じようにいくと、段々こうなっていく。また 100 年 200 年単位でまた戻って来るとこんなようなことになってくるんですが、しかし人間も知恵があるわけですからそんなようなことも考えながら検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議　長

時間がまいりましたので終了してください。

○熊谷（６番）

先進国の人口なんかもフランスなんかは出生率が逆に上がってるようにも、確か聞いてます。やっぱり何て言うんですかね、子ども産んで育てるのに良い、適した環境だと出生率は上がるということだと思います。結婚祝金、出産祝金ていうのは金額も大事なんですが、やはり歓迎されることだよと。町や行政からも住民からもみんなから歓迎されることなんですよという、そういう意味合いが強いかと思います。是非何て言うんですかね、ムード作りのためにも一考、考えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議　長

進行いたします。質問順位９番、議席13番、宇治徳庚議員。

【質問順位９番、議席13番、宇治　徳庚　議員】

○宇治（13番）

私は森林税とＡＥＤに関して２点からご質問させていただきたいと思います。まず最初に森林税ですけれども、森林税が町に寄与した実績と課題ということで質問をさせていただきたいと思います。平成20年度に導入された「県森林づくり県民税」いわゆる「森林税」について、さきごろ県は77市町村回収率 100 ％、や企業 200 社、回収率52％、県民 2,000 人、回収率41％などを対象に実施したアンケートの結果を公表しました。元々、森林税は実施期間を５年間、即ち平成24年度迄として導入されたわけで、現時点では既に４年目も終わろうとしているわけであります。

申すまでもなく、森林の整備は我が国のこれからにとっても重要な課題の１つであり、本来国家的プロジェクトであるべき事業でしょう。しかし今や全国都道府県の90％近くが名称は異なっても、広く環境やエネルギー問題も視野に入れて地方税として導入しております。そもそも、この税金の狙いは単に森林を守るということ

だけでなくて１つに地球環境を守る、即ちＣＯ２を削減する。水資源を守る、洪水等の自然災害から守る。そして、住宅やエネルギー等木材利用の拡大を図る、などであります。また森林税の内容を見ると多岐にわたっていることを私も再認識したところですが、この税金の主体は間伐の実行、そして間伐のための条件整備、間伐のための人材育成の事業支援が全体の80％を占めており、いわば間伐促進のための税金であります。その点においては時代のニーズにマッチした制度でありその重要性は年々増すばかりで、アンケート結果でも「８割が継続を容認」認めているということからもハッキリしていると言えます。そこで町長にお尋ねいたします。森林税に対し町長はどの様に評価されてるかをお聞きしたいと思います。

○町　長

それでは質問順位第９番の宇治徳庚議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思います。県が導入いたしました森林税、おっしゃるとおり時限立法的でありまして平成24年度までということであります。まずはそのことから申し上げますと、継続的に更にこのことについて、第２弾を期待をしているところであります。非常に人々の心が経済優先という感覚の中から森林から離れた。また水から離れたり、湖沼辺りから離れますと諏訪湖みたいになってしまうということで、少し手を入れて経済的に合わなくても大事な役目を再認識して、手を入れて欲しいということで長野県が取った特別の税法であり、またそれの利用を促進するものであります。辰野町にもまた課長の方からご説明いたしますけれども、導入させていただいたりついにこの間は郡の森林整備事業ということで、子どもたちも一緒に入っていただいて荒神山とそしてまた川島の奥、かやぶきの館の近辺、これは習慣でやってる所もあるんですがそういった予算も若干入れまして、習慣以外にも１つ団体が入ってまいりましたし、また普段でも特に里山辺り、これは有害鳥獣にも直接関係がありますのでその辺の除間伐を行ったりということで、ドンドン大急ぎで進めてるっていうことでありませんけれどもこれにも限りがありますので、しかしやらないよりずっとそのことは効果は出てるということで、まず私どもとしては大いに今後も期待し、また森林はしっかりと守っていかなきゃならない。同時に国の方もこういったことは目を開けていただかないと、全て国会議員や予算は人口で決めてる。とんでもない話で面積も勘案しないと大変なことであります。今のような国の施政をやってますと日本の地方が滅びる、即ち日本が滅びる、こういう形になってまいります。中

央は人口が少ないのは農作物をしっかり作る場所を確保していること。ガス交換、水の涵養、あるいはまた土石流を防止、いろんな意味で森林も大事に守っているから人口は少ないんでしょうけれども、これも予算付けしなんで良いんじゃない、一番付けなきゃいけないと、こういうふうに認識も改めていきたい。こんな運動もしていきたいと特別このことに対しては良いことでありますので、続けていきたいとこういうふうに思ってます。以上です。

○宇治（13番）

森林税の負担金はご承知の通り個人は年 500 円、企業は資本金等の額の５％となっており総額は６億 8,000 万、約７億円という規模とのことであります。アンケートでは「森林税を活用した取り組みのうち大切だと思う項目は」という質問があるわけですが98.7％が「手入れの遅れている森林の間伐」を上げているのはこの制度の狙いどおりであります。しかし実際はどうかといいますと、森林の間伐でも比較的大きく、まとまった人工林が多い平坦な公有林等では、かなり間伐が進んだようですが我が辰野町のように中山間地の里山では急斜面が多く、境も不明確だったり世代相続が法的手続きをされていない、などいろいろな問題もあってなかなか思うに任せないというのも実情ではないかと思います。続いてお尋ねいたします。町として森林税を活用した事業内容と規模、例えば金額・面積はどの位なのかをお尋ねしたいと思います。

○産業振興課長

それでは森林税を活用した町の事業内容と規模等を答えさせていただきます。事業内容につきましては「みんなで支える里山整備事業」これは集落周辺の里山において機能回復を図るための間伐などの森林づくりの関係であります。事業主体につきましては市町村森林組合、ＮＰＯの法人等でありますが、この補助率が10分の９以内ということで森林税が10分の７使われてる事業でありますけれど、実績といたしましては平成20年度、面積で28ヘクタール、補助金として 363 万。21年度は72ヘクタール、 901 万 3,000 円。22年度81ヘクタール、 856 万 6,000 円であります。合計 181 ヘクタールの 2,121 万となっております。また23年度の計画につきましては95ヘクタールを予定をしております。次に「地域で進める里山集約化事業」でありますけれど、これは森林所有者に呼び掛けて地域ぐるみで所有界を明確にする事業であります。事業主体は山林組合、森林組合等であります。交付金額につきまして

はヘクタール当たり１万 5,000 円の交付金額であります。対象は10ヘクタール以上、または10人以上が対象となってるものであります。実績といたしまして平成20年度、面積25ヘクタール、補助金37万 5,000 円。21年度、面積30ヘクタール、45万円。22年度70ヘクタール 105 万円であります。合計 125 ヘクタール、 187 万 5,000 円であります。23年度の計画といたしまして、71ヘクタールを予定をしております。次に「森林づくり推進支援金」であります。これは地域の課題に対応した森林づくりの関連施策を行うための取り組みということであります。事業主体は市町村でありまして10分の10の補助金であります。町の関係につきましては主に間伐材利用の促進に関する事業ということで取り組みを行ってきております。実績といたしまして、平成20年度におきましては作業路の開設ということで 200 万円。 1,337 メートルを整備してまいっております。これは３団体への補助金ということで山林組合等への補助金であります。21年度からにつきましては、看板の設置関係を進めてきております。かやぶきの館の案内看板、それからしだれ栗の銘板等 199 万 9,000 円であります。22年度におきましては、たつの海のため池 100 選の案内看板、しだれ栗の町内にあります案内看板、それから役場前、町民会館前にありますベンチ等の補修を行っております。 164 万 4,000 円。23年度につきましてはゼロポイントの案内看板、しだれ栗などの方向案内看板、ぬくもりの里のベンチの補修を計画しておりまして 175 万の予算で進めております。もう１つ「森の里親促進事業」でありますけれど、これは直接町への補助金等はございませんけれどCO_2の吸収、削減に意欲的な企業等の社会貢献活動を誘導し地域の活性化を促進ということで、本年度積水樹脂プラメタルさんと里親協定を締結させていただきまして、３年間の森林整備の事業に着手したものであります。以上が実績であります。

○宇治（13番）

今お聞きして非常に多岐にわたってですね森林税が町で有効に使われていると。「ああ、あの事業もそうだったのか」という感想を持つわけであります。そもそもカラマツ材は長野県が数十年前に奨励したことで全県的に普及拡大し、地域の林業団体や個人もこぞってカラマツを植林しました。植林すれば必ず10年近くは毎年下草刈りを行い、それ以降は間伐をしながら良質な山林造成を目指すところですが、もはや20年、30年の立木、タチキは素人が伐採するのはあまりにも危険であり、それがために手も入らなくなっているわけであります。ご存知のとおりの木材価格で

は切るのもバカバカしいと思うのも無理からぬ話で、結果として山は荒れるに任せる状態が大半であります。実は平成20年から23年までの３年は「間伐だけ」の補助があり地域の林業団体の山林はかなり間伐が進みました。毎年面積に応じてさきほどのお話のように数十万円、あるいは 100 万円近い補助を受けて見違えるようなカラマツ林やアカ松林になっております。しかし本年度はなぜか間伐だけでは補助はなく、間伐材を引き出さないと補助の対象にならないというふうに変更になったということで、雨澤山林組合、小野山林組合、飯沼山林組合などは間伐自体を止めてしまいました。もしかすると他地域でもこのような現象が起きているんじゃないかという気がするわけであります。そこでお聞きしたいと思います。今年「間伐だけでは補助しない」というのは、森林税であるっていうように地元では受け止めていますけれども、その真意のほどをお尋ねしたいと思います。

○町　長

次の質問にお答えいたします。間伐やりっぱなしっていうのは、切りぱなしということですけれども、切り捨て間伐というふうに一応言っておりますが、これでも県の今の森林税は許可になります。許可って言いますか補助対象になります。ただ間違えられたのは直接支払い事業というのは農水省の方ではございまして、里山整備ほかなどがあります。これはしっかりその切ったものを片づけるなり使用するなり方法取らないと、というふうになっておりましてそのへんの錯誤ですね。したがいましてやはり確認を是非していただきたい。せっかくやる気になった方が、そういった間違いのために、これは国のやることと県のやること全然違ってる、また意味も違う、しかしそちらの方が間伐に対して、こっちも間伐に対して。こっちは切りっぱなしで良い、こっちは切り捨てダメだとこういうふうなことですので確認を取っていただければ担当課の方でお答えいたしますが、また間違いやすいと思われることに対しては気を利かして担当課の方でもこれは直接支払いの方はそうです。県の方のこの森林税は切りっぱなし間伐オーケーですと、はっきりまた通達するようには申し上げたいと思いますが、そんなところでございます。ちょっとじゃ、課長の方からも追加します。

○産業振興課長

内容につきましては町長お答えのとおりでありますけれど、23年度の事業を実施するにあたりまして、２月の17日の日に説明会を開催しました。これは23年度から

国の補助事業として森林管理環境保全直接支払い制度、こういう事業が入るということでその事業を中心に説明を行ってきたものでありまして、勘違いという部分があったかと思いますので町側の説明不足であったと、こんなふうに思っております。今後このようなことのないような、そんな部分で説明をしていきたいと思っております。以上です。

○宇治（13番）

複数の団体が聞いて、そういう状態ですから今町の説明でよく分かりましたけれども、年初に何かの行き違いだったというふうに思うわけであります。お話しのように森林税の間伐は継続しているということでありますから、大変結構だというふうに安心をいたしました。折りしもですね、各山林組合は次年度の事業計画を策定するタイミングで、どこの山をどのくらい切るというような下見作業をやる時期にきているわけであります。来年度は再開できるということであれば、ますます森林税の継続に一層の期待がもたれるということでありますし、再び同じことが起きないように是非その主旨を活かしていけるように願うものであります。そこで改めてお尋ねしますけれども、24年度、次年度に向けて森林税の有効活用を町としてですね関係者に再徹底していただきくような段取りをお願いできないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○産業振興課長

説明不足の点につきまして、改めて説明会を開催させていきたいとこんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○宇治（13番）

是非お願いしたいと思います。アンケートでは「森林税を継続した場合、新たな税を活用すべき取り組みは」という質問がありました。市町村の回答ではですね「間伐を運ぶための作業道や林業機械などの基盤整備」に71.5％ということでトップに挙げられておりますが、間伐がある程度進んだ地域ならいざ知らず、中山間地の里山では当分「間伐」が優先事業であることは変わりありません。かつて小野村時代に小野簡水では木材の売却で全戸へ水道を敷設したほど木材は大きな財産でした。それがために小野地区の山は丸裸となり以来半世紀近く、住民は鍵役（かんやく）いわゆる鍵の役と書きますけれども、鍵役と称する出役により「植林」「下草刈り」「間伐」を、そして時には「人力で山出し」を年3日から多い年は5日、地

域挙げて山の手入れを行ない、出ない家は出不足金を払い、地域挙げて山の管理をしてきたわけであります。しかし木の生長とともに素人だけでは間伐は無理とされ、その鍵役もなくなり今に至っている訳です。折りしも森林税が始まりその主旨に沿った山林整備に拍車がかかり、文字通り山に光が差し始めたという感想であります。長年、役員を中心に細々と自前でしか手が入らなかった地域の山が、目に見えて整備されてゆくことが大いに期待されるわけであります。一方、企業や県民に対するアンケートがまとめられている内容から見ますと、同じように「新たな税を活用すべき取り組み」としてトップにあげているのは「木材の利用の拡大」ということであります。間伐材の有効利用の重要性を指摘しているということであります。森林税の目的の中には間伐材利用の環モデル、環境の環、わっこですね「環モデル事業」いうのがあり、健全な森林の育成に向けて地域の課題となっている間伐材の利用を進めるため、地域の関係者即ち森林所有者・間伐材生産者・製材加工工場・工務店が1つのサークルとして協力して取り組むとなっております。そこでお尋ねいたします。辰野町でもこうしたモデル事業の育成が必要と考えますが、現状の取り組みと今後の方向性についてお尋ねいたします。

○町　長

やっぱり間伐材が出ますので、それに対しまして利用度を上げなければならないということはご指摘のとおりでありまして、間伐材事業はモデル事業というふうに私どもは読んでおりますが、環モデルというふうな見方もできるんでしょうけどもいずれにしましても、今関係者と山林の所有者・生産者・利用者・消費者が協定を締結しまして住宅を建設するための材木利用などもできるように、サイクル、要するに輪の仕組みを今作っております。間伐や搬出につきましての補助は出ないんですけれども、1協定につき4ヘクタール、かつ200立方メートル以上の木材の材積が必要であるとこんなようなことで補助金は10分の10、即ち100％事業ということで補助金は単年度で50万が上限として取り組んでいるところであります。現況につきましては課長の方から、詳しくお答えを申し上げます。下伊那の根羽村などでは根羽村の木材を使えば、ただで材木差し上げると。「運搬賃が困るじゃないか」って言ったら「運搬もそこまで持っていく」と、「是非使ってください」というようなことも、ただって全部ただかどうか分かりませんけれども1割か2割にするのかよく分かりませんが、そんなようなことも運動も今、図っているわけでありますの

で、いずれ消費者の皆さん方が使う方法を編み出していただき、また我々と一緒になって町の方もリーダーシップを取ってこんな方法もあります、というようなことを提示しながら進めていかなきゃならないと、こんなことであります。現況を課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

町の関係につきましては22年度に１件の協定があったようであります。上伊那森林組合を主体とした協定でありまして、木材業者あるいは住宅メーカーに供給するというようなそんな事業であります。たまたま小野の山林組合、樋口、平出の生産組合の関係者がですね、当初の協定を結ぶ時に名乗りを上げていただいたようでありますけれど、実際の協定はなされてないようなそんな状況であります。さりとて森林組合がですね事業主体となっておりますので、森林組合が山に入って間伐等して搬出すれば当然対象というようなそんな状況にもなりますけれど、今後森林組合にですね利用していただくようなそんな働きかけをしていきたいと、こんなふうに思っております。しかし問題になる点はですね間伐ということで、住宅の木材に使用できる木材が切られるかどうか、搬出されるかどうかっていう部分が非常にネックになってくるようにも思います。５年間という事業でありますので森林組合に働きかけをさせていただきたいと、こんなふうに思います。以上です。

○宇治（13番）

今のお話のとおり間伐自体では確かに利用の幅は狭いと思いますが、間伐を進めることによって更に良質の木材が生長、あるいは山出しできるということに繋がるだろうと思いますが、この事業は１つは間伐材自体を加工して利用する方法、もう１つは間伐材を製品化して住宅建材として販売するというものですから、このシステムが機能する時代が早く来るように願うわけであります。県は「細やかな市町村や地域の要望に対応できている」というふうにアンケートの分析の中で評価していますが、辰野町のように85％が山間地で急傾斜の多い山林では間伐だけで精一杯で、ましてや木材の価格がかくも安価な時代にあって、今後エネルギー資源に利用拡大するとしても最終的にはコストが合わない以上、どんなに立派な木材があっても木材需要のパイは大きくならないんじゃないかと思います。市場価格が上がれば補助がなくても山出しは自ずから進展してゆくと、いうものだというふうに考えます。そうなるまでには20年、30年の歳月がかかると思いますが、その間に町としてでき

ることもあるように思います。近年、西部林道の敷設、現在は南栃久保林道が進められていますが林道の性格からしてやむを得ないかもしれませんけれども、利用度の割りには毎年春先に多額の整備費用が費やされております。単発的な林道整備もさることながら、造った林道を更に有効利用するために住民も巻き込んだ行政主導の「里山再生計画」というようなものを策定して、その手段として森林税を活用するということも考えていただきたいなというふうにも思わけであります。この項の最後としてお尋ねいたしますけれども、森林税について町としてもっとＰＲに力を入れても良いのではないかとも考えますが、いかがでしょうか。

○町　長

ご指摘のとおりだと思います。力を入れさせていただきます。とにかくＰＲといたしましては役場のホールでパネルの展示をしたり、またあそこのホールの方では材木の間伐から作ったチップを入れてのストーブなども暖めて冬はおりますし、またこの目で見てる、それから肌で感じていただく。そしてまたダイオキシンほかが出ない。ただし焼却灰だけは捨ててかなきゃならない。しかし焼却灰自体も使い方によっては有効にも使われるとこんなようなことであります。ダイオキシンがあるから特設な所へ捨てなさいということではありません。また『広報たつの』などで活用してやらせていただいておりますし、また県民アンケートからも分かると思いますように、更にまた必要でありますから強くリーダーシップを取って、どこまで進められるかということでありますが、大事なことでありますので進めていきたいと思います。切ないことに議員ご指摘のように経済と裏腹な事業であります。材木を必要とする場合に、例えばカナダから船で何十時間も掛けて引っぱって来た材木の方が日本の材木より安いということですから、これは経済原則になります。しかしそれでやってると自然が壊れちゃう。だから全部が経済優先は良いんですが、全部が経済優先でいくと地球環境は壊れるという部分もありますので、こういうのは人間の知恵で何とか協働のまちづくりの中で進めていかなきゃならないと、こういうことであります。なおまた西部林道などもそういう意味で敷設をさせていただいたわけでありますし、これも有効に活用をされているところであります。里山利用計画等もまた検討させていただいて、ご指摘でありますので考えさせていただき、更に普及賦活に頑張っていきたいとこのように思います。なお、ありがたいことでございますけれども森の里親促進事業というのがありまして、県がやってくれてお

ります。それで手を上げていただく所ということでありまして、辰野町では上伊那で3番目、5社目だったか3番目でありますが小野の積水プラメタルさんが手を挙げていただいてそれに加盟していただきました。早速この秋のちょっと前ぐらいに社長自ら、家族も従業員さんの家族も一緒になって除間伐にあたり、また間伐、森林の手入れの促進に入っていただいたとこういうことであります。今後はまた前にも申し上げましたけれども、これ上手くいくかどうか分かりませんが丁度、市長さん代わっちゃいまして、また話しなきゃいかんと思いますが、横浜辺りも
ＣＯ2の削減ということで何％か表示しております。これを「必ず何年までに執行する」という気概の方と「いやそれは少し遅れても良い」っていう方でまた政治的なあれで違ってまいりますけれども、できるだけ呼び掛けて横浜の中では無理でありますので締結した友好の関係の中でさせてもらえればっていうことで呼び掛けはしてみたいと思いますが、担当課の方へ言っておきますので横浜の方へ至急話をしてみてください。ここで頼んでもいけませんけどもそんなことも考えてるとこういうことでございます。以上です。

○宇治（13番）

県も認めていますけれども、森林税についての内容がまだ県民に広く理解、浸透していないというふうに言っております。納税者である住民も無関心に近い状態であり、私もその一人だと思いますけれどもせっかくの制度が活かされることが重要だと考えます。間伐事業にはそれに精通した人材の育成も必要であり、そのための雇用の拡大にも繋がるわけですから町としても山に関心を持ってもらい、森林税の更なる活用のためにＰＲにも一段と力を入れていただくよう希望して、次の質問に移らさせていただきます。

もう1点はＡＥＤに関してでありますが、昨日ＡＥＤの実態についてはお話がありましたので1点に絞ってお尋ねしたいと思います。ＡＥＤは2004年から医師などの資格のない一般の人も使えるようになったわけですけれども、その結果有効性が確認されＡＥＤの設置が急速に拡大し、特に公共施設に設置され目に付くようになり、大変結構な動きだというふうに思います。ただし昨日もお話が出てましたが、電池切れのないよう日常のチェック、維持管理が重要であるとされております。松本平のある市町村では、住民参加の運動会等に寄付でいただいた2台に、1台を購入して3台を貸し出し用のＡＥＤというふうにしているようで、松田選手の事故以

降その利用度が大幅に増加していると聞きました。しかし、ＡＥＤといえども万能ではありません。心停止から5分以内の救命率が高いと言われるのも、すぐ使える場所にあること。そして実際に取り扱う人の救命知識や実践訓練が伴わなければ、せっかくのＡＥＤも活かされないというふうに思います。そこでお尋ねいたします。昨日、町には貸し出し用のＡＥＤはないということでございましたが、ＡＥＤの貸し出し制度を実施するというふうなお考えはないでしょうか。

○町　長

昨日から話が出ております。また今日は宇治議員からもご指摘であります。早速手配して設置したいと思います。

○宇治（13番）

検討じゃなくて、やっていただけるとこういうお答えでよろしいですか。

○町　長

たくさんじゃないですけれども、2台ほど買いたいということであります。

○宇治（13番）

はい、ありがとうございます。一例を申し上げるならばですね、町内には5つの少年野球チームがあって、大体100名近い児童が毎日練習に励んでおります。学校のグランドを練習場としているチーム、施設から遠く離れた丸山球場や富士山グランド、あるいは北部グランドなどで練習や大会を行なっていることから、貸し出し用のＡＥＤがあれば、もちろん指導者には取り扱い訓練を受けていただき、必要に応じて携帯できて適性に対処できるような形になればありがたいと、いうように思うわけであります。学校に設置されていてもですね休日はそこまで入れないというようなこともあるわけであります。近くにあっても手が届かないということにもなりかねません。万に一つのケースかもしれませんが、一人の命、しかも若い命が、ＡＥＤが近くにあることで救われるかもしれませんので、力強いご返答をいただきました。是非、早速実現を期待して私の質問を終わらせていただきます。

○議　長

只今より暫時休憩とします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始　　11時　29分

再開時間　　11時　40分

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席１番、永原良子議員。

【質問順位10番、議席１番、永原　良子　議員】

○永原（１番）

それでは通告にしたがいまして２点について質問していきたいと思います。はじめに、学校給食の一部民間委託について質問していきたいと思います。辰野中学校の給食の民間委託について。近年、食を取り巻く環境は大きく変わり、外国産の輸入農産物や畜産物が増え、我々日本人の食生活が大きく変わる中、食品の安全性とともに植物アレルギーや O-157 の集団感染、また栄養の偏りなどが大きな関心となっております。そんな中、子どもの学校生活においては給食はとても重要な部分であり学校給食法では「子どもたちに安心安全な学校給食を提供することは、学校を運営する市町村の責務である」としております。更に平成21年度の学校給食法の改定では学校給食の目的が食育の推進を重視したものとなったことをはじめ、学校給食の衛生管理基準、栄養教諭の役割などが条文に盛り込まれました。現在辰野町の学校や保育園でも先生や栄養士の皆さん、調理員の皆さんが一体となり、また近年は地域の生産者の方々も交えて、子どもたちに安心安全な給食を提供していただいております。保護者の皆さんも本当に喜んでいます。そこで質問します。こうした状況下にありまして、教育的な位置付けについて今日の学校給食をどうお考えになっているか、教育委員長さんにお伺いします。

○教育委員長

永原議員さんのご質問にお答えをしていこうと思います。今日における学校教育の中における給食についてでございますけれども、只今、議員さんがおっしゃったとおりというふうに考えていまして、ますます食、給食の重要性は、特にその家庭での食生活が不安な子もいるというような中にあって、ますます重要性増しているというふうに思いまして給食を重視する立場には全く代わらない、ということでございます。以上です。

○永原（１番）

全くそのとおりだと思います。本当に学校給食、給食っていうのはこれから増して重要になってくると思います。それではそこで質問です。今回、辰野町教育委員会の方から辰野中学校の給食民間委託について答申が出されたわけですけれども、

この間、昨日同僚の宮下議員からもこの間の経過はお聞きしましたが、平成23年度に入りまして答申を受けてから町教育委員会において、答申の扱いについて４回にわたり協議っていうことでお答えがあったと思うんですけれども、その４回の教育委員会の中でどのような話し合いがなされたか。また委員会において協議の結果、民間委託を進めることに決定っていうふうになったわけですが、４回目のその決定した時はいつかっていうことをお聞きいたします。

○教育委員長

教育委員会におけるこの問題の議論の経過についてご質問でございますのでお答えを申し上げます。今年の初めの機会は７月22日の教育委員会でございました。実はですねこれにつきましては、答申があるということは私も承知をしておりましたけれども、答申でございますので答申として実施すれば良いんじゃなかなというふうに漠然と考えていたんですけれども、町のＰＴＡ連合会がこれについて「現状の直営自校方式を維持して欲しい」という要望が出されたことを知ったんですね。おやおや、当事者が反対しているんだなというふうに思いましてびっくりしました。それでこれは簡単な問題じゃないなと思いまして、十分議論をしていかないと円滑な実施には至らないなあ、っていうふうに思いまして７月の段階で取り上げました。それでいろんな課題等について提起をしまして委員会、事務局、含めましてズーッと審議をしてまいりました。私もずっとこの間、半年間常に頭にあっていろいろ思い悩んでまいりました。それからですね、それを決定していくにつきましては幸いお隣の箕輪町が何年も前から実施をしておりまして、そこの様子をお聞きするということ。それから経験のある栄養士さんからお聞きをすること。それから関連する情報をいろいろ得て、考えをまとめてまいりました。それで最終的にはそういうことを経過しまして11月の９日の委員会において、これは経費節減ということを一番の狙いとする第四次の行財政改革大綱に基づき、なされた答申に基づき、実行をしていくのが現在の教育委員会の立場であろうということで、教育委員会としましては実施の方向で決定をしたところでございます。以上です。

○永原（１番）

教育委員さんは５人いるわけですけれども、その４回の議論の中で最終的には全員一致で民間委託っていう方向で、答申は２つありましたね。臨時化と、あと民間委託っていうことでしたけれども、その５人の委員さんはどんな議論、反対意見も

なく、どのよな意見があったか詳しくお聞きしたいと思います。本当に辰野の学校給食を委託するっていうことって凄い重大なことだと思うんですよね。ですのでどういう意見がその、なかなか町民の皆さんは教育委員会っていうものがどういうふうに動いているかっていうことをあまり分からない、っていうか不透明な部分があるんですが、その議事録も公開されてませんし分からないと思うんですけど、その４回の中でどんな意見が、じゃあ子どもの給食よりも経費削減の方を優先するのかとか、そういう意見とか反対意見は、やっぱ子どもの給食は大事だから良くないってことで民間は良くないっていう意見が出たのか、そこらへんを詳しくちょっとどんな意見があったか教えていただきたいと思います。

○教育委員長

教育委員会におきまして議論は行いました。けれども一人ひとりの委員さん方がどういう意見を言ったかということは、ちょっとやっぱ控えた方が良いかなと思うんですが教育委員会の結論としてどういう結論がありましたかということについてはお話はできますけれども、それでよろしいですか。

○永原（１番）

誰が何を言ったか、誰がっていうことはいいですので、どういう意見が出たかっていうことを知りたいと思うんですが。

○教育委員長

分かりました。それではお話をいたしたいと思いますけれども、只今児童生徒の健康よりも経費節減ですか？というお話がありましたけれども、決してそういうふうには考えなかったところでございます。ただし、やっぱりスタートのラインとしましては大綱とそれから答申がありますので、それを尊重する立場で議論は行いました。過程ではいろいろ課題もあって問題点もあって、賛否両論意見は戦わせたところでございます。それからですね教育委員会の立場を示すものとして具体的にこういうことがあるんですけれども、大綱の中には集中化も含まれてました。しかしこれについては私自身も実はセンター方式の給食を経験しておりますので、やってる学校には恐縮なんですけれども、集中化はこれは許せないというような経験した立場でございますので、集中化はこれは絶対反対であるということで大綱にはありましたけれども、これはダメだよということで押し通しました。それから民間委託についてなんですけれども、一番これについて・・・提案の手順についてが一番批

判が強かったかなあと思うんですけれども、それについては辰中の会合でも昨日の議会におきましても、教育長がお詫びをするということがありましたので、それはとっといてみますけれども、具体的な内容に入りますと「民間委託が不安だ」という声が大変ありました。ただしこれについてもですね、事務局で繰り返しお話をしているんですけれども栄養士さんはこれまでどおりいるわけです。そして教育委員会は継続的に民間委託の業者に指導関与をしてまいりまして、給食の質というものを落とすことはないだろうということを確信しましたので、民間委託で良いだろうというふうに考えました。給食費は従来どおり学校、町で決めるものであります。この給食費が食材の購入に充てられます。この食材を使った献立、食材の選択、調達方法、調理方法全て栄養士さんが決められます。ですから従来と変わらないんですね。食材が不安だというふうにおっしゃるわけですけれども、食材は委託業者に斡旋してもらうことはありません。食材は必ず栄養士さんの範囲で調達をされるものでありますので、民間企業の利益追求が食材に及ぶっていうことはないというふうに思っております。「民間業者のされることが不安だ」っていう声があるんですが、そういうことはあり得ないというふうに思いますが、いかがでしょうかね。そういうことは言えないことだなあというふうに思います。学校給食の業界ももう25年も経験を積んでおりまして業者も経験を豊かに持っている筈です。実施をしている箕輪町の経験をお聞きしましても北小学校が平成16年から、そして次の学校、中部小学校が20年から実施をしています。大変まずいということになれば、規模が段々広がっていくということはない筈だというふうに思いますし、担当している教育委員会においても「特に問題ないですよ」というお答えをいただきました。また「栄養士さんと調理師さんの関係もギスギスするようなことはない」というお話を聞いていまして「栄養士さんの調理方法に対する意図は十分に通りますよ」というお話もお聞きをしております。そういうふうなことで皆様がご心配になっている民間業者であるから委託心配だということはない、というふうに考えました。それで私がむしろ考える心配は民間委託になりまして利益追求という点ではですね、調理員さん方の賃金がむしろ心配だというふうに、むしろって言ってはいけませんね。同じように心配だというふうに思っておりますけれども、調理員さん方が喜んで子どものために働いていただけるように町の調理員さんが移行する場合もありますので、調理員さんの待遇についてしっかりそれを維持していって欲しいなと、そうし

ますと調理員さん方もより気持ちよく働いていただいて、問題がより解決するかなというふうに考えてまいりました。それから官ができることは民間にお願いしていくというそういう流れもありますので、等々いろいろ議論をした結果、これは民間委託で良いであろうということになりました。なお、やった結果どうしても不都合がある場合にはまた元に戻るということも選択肢には最終的には取っておきたいということでございます。以上でございます。

○永原（１番）

じゃ、最終的に11月９日の４回目の教育委員会の席では全員一致で民間委託でいこうっていう答申を出したっていうことでよろしいわけですね。

○教育委員長

最終的には委員会として決定をいたしました。

○永原（１番）

全員一致っていうことですね。

○教育委員長

委員会として意思が決まりました。実施ということで。

○永原（１番）

それでは11月22日ですね、ＰＴＡさんとか役員さんに説明をしたっていうことをお聞きしたんですが、現場の調理員さんとか現場の栄養士さん、それから学校の職員さんとそういう現場の人たちとは、きちんと意見を聞いたことがあるわけでしょうか。もし、現場の人にキチンと聞けばどういった現場の人たちは、どういったことを言っていたか教えていただきたいと思います。

○教育次長

私の方からお答えさせていただきたいと思います。只今ご質問の現場の調理員等についてどのような説明が行われているのかっていうことでございますが、学校及び現場の栄養士、調理員、あるいはそれに関係します町の職員組合、町の公立学校教職員組合等へは説明をして今、それぞれご理解をいただくよう進めているところであります。以上です。

○永原（１番）

進めているところですっていうことは、現場の声を聞いてないっていうことでしょうか。

○教育次長

説明をしながら現場の声を聞いているところであります。以上です。

○永原（１番）

じゃあ進めている中で現場の栄養士さん、調理員さん、現場の学校の先生たちの意見はどんな意見があるんでしょうか。

○教育次長

私どもが今、説明を進めている中では絶対反対というニュアンスでのご意見はいただいておりませんが、実際に民間委託にするにあたってさきほど委員長から答弁がありましたような趣旨での学校給食の質の維持、あるいは給食調理員の身分の問題等についての質問がありそれぞれ説明をし、今後とも誠意を持って対応をしていきたいということでお話をして、概ね理解をいただいているというふうに考えているところであります。以上です。

○永原（１番）

今まで説明した中で概ね理解をしてもらっているっていう町の方は理解なんですか。

○教育次長

はい、概ね理解をいただいているというふうに考えておりますが、説明をした折の中では今後とも皆様からご意見ご要望があれば、十分にお聞きをし対応をしていくというふうに申し上げてありますので、これから細かい問題点等が質問、あるいは要望として出てくる可能性はあるかと思っておりますが、具体的には只今申し上げたように大きな流れとしては絶対反対というような空気ではないというふうに理解しております。以上です。

○永原（１番）

私の取材したところによると概ね理解してはいないと思うんですよね。それでこれからそのいろいろな意見が出た場合に、お聞きしてっていうふうに言っているんですが、どういうふうに具体的に聞くわけでしょうか。一人ひとり言って来いっていうことですかね。現場の人たち。

○教育委員長

おとといの辰野中での会議の様子、議員さんもお聞きになっていらっしゃいますので、反対が大変強いと、あの中ではお感じになったと思います。私もそういうふ

うに感じました。ただ内容につきましてキチンと議論がなされたかと言いますと、そうではないというふうに私は考えています。私ども考えてなかったいろんな論点も出てきたりしていまして、それについては私どもも詰めなければいけないと思います。ただ大筋、例えば民間委託の不安さ、というようなことにつきましては私が今説明を申し上げましたけれども、そこらへんについてはまたご理解がいただいていないというふうに思います。ここもじっくり膝つき合わせて議論すれば共通の認識に達することができるかなあというふうに思います。新聞報道によりますと、その代表の方もこれから議論、今後も協議したいというふうにおっしゃっていますので我々も強行する気持ちは全くないんでありまして、協議をして理解を得ていこうということでございます。現時点における反対論の強さは十分認識をしております。以上です。

○永原（１番）

教育委員長さんも７日の日に、あの給食を考える会に出席なさっててあれだけのＰＴＡさん保護者さんの不安、不安の意見を聞いてもその委託っていうことの気持ちは心配じゃないっていうことですかね。11月28日に辰中の評議委員会の席でＰＴＡに急遽給食の委託のことを話があって、辰中のＰＴＡ会長さんが役員さんと一緒に急遽１週間の間に給食を考える会の７日の日に会合を持つ、っていうまでを給食を考える会を立ち上げて１週間の間にあれだけのことをして、約 200 人弱のＰＴＡさん保護者が集まってあれだけの委託に対しての不安の会合を２時間半持ったわけですよね。そういうあの雰囲気っていうか、みんな心配しているっていう雰囲気を見ても教育委員長さんは変わらないっていうことでしょうか。

○教育委員長

あの会議、本当に大変な会議になってしまいましたけれども、その大きな原因の１つはやり方に対する批判だったと思います。これは冒頭から大変批判を受けました。最後のご挨拶までそういう批判的なご意見が言われまして、本当に私も辛かったんですけれども、そういうことが１つ大変大きな要因としてあると思います。強い反発を受けた理由として。もう１つは内容的なものがあると思います。さきほども申し上げましたけれども、やり方については十分反省をいたしますけれども、内容についてはまだ協議の余地はあるというふうに考えております。それでこの改革っていいますのは不満があってそれに対する改革ではないんですよね。順調に行

われている学校給食について改革をしようということですから、元々非常に困難な話だなというふうには感じておりますが、さきほどから申し上げたような大綱、方針、それからやれるだろうというふうに思うことから、まだ現時点では協議を継続していただいて実行に移したいなあというふうには考えております。

○永原（１番）

そのやり方のことでちょっと質問をしますけれども、本当に私も急に出てきてびっくりしているんですが、今回のことは本当に全然役員さんにも連絡もなかったし、議会にも全く説明もなく今議会で補正予算に盛り込まれているんですが、本会議の席でその説明も全くなく、議会軽視のような気がします。それでもう予算を盛ってあって11月７日に民間委託するっていうことで11月22日にも説明して、11月25日にはもうこの議案が配られたわけですよね。そうした中で、もう議案に載っちゃっているものをみんなの合意を得るっていうのは、本当に全然やり方がおかしいんじゃないかって私思うんですけれども、そのことについてそのやり方についても、もう本当にＰＴＡさんたちは不信感を抱いているわけですよね。普通のやり方じゃなくて、もう予算を民間委託するっていう前提で動いているっていう形で、最初から、じゃあ答申を受けてこういうふうになっていたので民間委託にします。じゃあＰＴＡ連合会からも今までの給食にして欲しいっていうことを来ているのにその返事もしないまま、こういう予算だけを出してきて会議ではみんなの合意が得られなければ４月からはできないかもしれないっていうよな、曖昧なことを言っているような気がするんですよ。この予算に、議案に出してくるっていうことはもうやるっていうことだと思うんですよね。そういうもの「やる」ってこっちでは言っておいて、まだこっちでは「みんなの合意が得られなければやりませんよ」っていうか「まだ継続ですよ」っていう言い方はちょっと腑に落ちないっていうか、本当に議会軽視だと思うし、この議案も平成24年の２月１日から27年の３月31日の３年間のことですので、全然このことも説明ないし役員さんにも説明がありません。それからもう一つ、20年度にその時の役員さんと教育長さん、教育次長さんと懇談会をした席でですね、今度学校給食のことで何か動きがある場合は必ず役員の方に連絡をするっていうことを口頭で約束したみたいなんです。でも今回のことは本当に何もなくて、急に28日の日も普通の辰野中学の評議員会っていう席だったんだけれども、その通知の中にも給食の話し合いをするっていう項目もなく、行ったらまず

最初に給食の話があったって役員さん言ってましたのでそういう何て言うか、町の方の姿勢っていうかそういう姿勢の不満が７日の日にいっぱい出たと思うんですけれども、教育委員長さんとしてはそこらへんはどのように思っているのかお聞きします。

○教育次長

私の方からお答えさせていただきたいと思います。いくつかお話がありましたが答弁漏れがあればまたご指摘いただければと思いますが、１つは最後にありました11月28日の会議の持ち方でございますが、これにつきましては私ども、私どもっていうか私の方から当該中学校のＰＴＡ会長さんに、こういう形で学校給食の民間委託を中学において４月１日から始めたいのでＰＴＡの皆さんに説明をしたいけれどもどのようにしたら良いかというように相談をさせていただいた、というふうに私は認識をしております。その結果が28日にＰＴＡの理事会、評議員会があるのでその席でお話しましょうと。私の方はその前に一度会長さん、あるいは三役さんとお話をさせていただければ進め方も含めて良いんですが、ということで申し上げましたけれども28日で良いじゃないか、というお話だったもんですから28日に伺って説明をさせていただいたということであります。その会の持ち方そのものにつきましてはＰＴＡの只今申し上げました理事、評議員会の席上でやっていただくということでありますので、運営そのものについては私どもの方は全てお任せをしたということでございます。それから議案が提出されているのにもかかわらず、合意を得られなければ進められないうんぬんのお話がございましたけれども、私どもとすれば従前から行政改革大綱で謳われ、それに基づいて答申が行われた。このことはＰＴＡの役員の皆さんは周知のことでありまして、したがいましてさきほど議員からご指摘がありましたように、毎年学校のＰＴＡ連合会からの要望にもその点が指摘されているわけであります。ですから教育委員会としてそういうことを検討しているということは、そういうことそのものは認識をしていただいているというふうに思っております。その上で議案に出したものにつきましては４月から始めるについては、この時期に出さないと業者選定が進まないということで債務負担行為をお願いをしたいということを補正予算として盛らさせていただいたわけでありますけれども、さきほど申し上げた説明会をしたところ十分な理解が得られなかったので、このまま十分な理解を得られないまま進めるということはできない、ということで

さきほど「得られなければ進められない」という、うんぬんの話はそういうことで教育長、あるいは私の方で11月28日あるいは12月７日にもそのように申し上げた、ということで経過はそういうことでございますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○永原（１番）

ＰＴＡの役員さんとは話をしているわけですけども、保護者は本当にこの20年だから21、２・・・３年間、２年半ぐらいは全く知らないわけですよね。知らないわけです。その会議に出て、あの雰囲気見れば分かると思いますよ。知らないわけですよ。急遽出てきて、町は知ってる筈だじゃなくて、町は知らせるっていうことが役割だと思うんですよ。保護者に知らせて、知らせることが町の仕事だと思うんですよ。それをしてなくて、知ってると思いますっていうことは軽視していると思いますよ。保護者を、本当に。こんな大事なことをですね11月の９日に決まったならば、もっと早い段階でいろいろできたと思います。ＰＴＡの給食を考える会も１週間でやったんですよね。ですので町の方ももっと誠意があればできた筈です。同じ土場で一からこう、じゃこういう答申が出てて今度こういう答申を受けてこういうふうに決めましたので、まず話合いをしようっていうことで呼び掛けて、じゃこういうふうですっていうふうに順序立ててやってけば、この間の会議にあんなに不満は出なかったと思うんですよ。給食を委託するっていうことの不安は出ても、会議の持ち方とか、そういうことに対しては出なかったと思うんです。ですので知ってる筈だとかそういうことは全然もうおかしいです。本当に。じゃそのへんはもっと周知徹底するためにもっと働きかけをしなかった理由は何かあるような気がしてしょうがないんですけど、そこらへんはどうでしょうか。

○教育次長

私の知っている筈だと申し上げたのはＰＴＡの役員の皆様について申し上げたことでありまして、只今議員ご指摘のようにそれ以外の保護者の皆様についてはご理解をしていただくためにどのようにしたら良いかということで、さきほど申し上げたＰＴＡの会長さんと相談をさせていただこうと思ったところでありますので、したがいましてまだご理解をいただいてない保護者の皆様がいらっしゃるということは十分承知しております。したがいまして今後とも保護者の皆さんのご理解をいただけるように努力をしていくというふうに考えております。それから11月９日から

働きかけるまでの時間ということにつきましては、内部の決裁をいただいたり、あるいは予算として上げる等についての調整に要した部分もございます。あるいは連絡は直ぐに取れなかった部分もございます。ただ全体として28日までこういう会議が持てなかったことについてはちょっと時間が足りなくて残念だったというふうに思っております。以上です。

○永原（１番）

良いですか、今議会に予算が載っているるわけですよね。16日は本会議があってそこで採決して可決されれば、これが通るわけですよね。通ってそのあと、ＰＴＡさん保護者さんに聞いたら合意が得られなかったので、じゃ、しないっていうふうにもなるんですか、そこをお聞きします。

○町　長

町の政策の一環でありますので町長の方からその件についてお答えいたします。11月28日に説明会やったんだね。11月28日の説明会と７日の学校給食を考える会、ＰＴＡ主催の状況から判断いたしまして、辰野町では説明と大方の理解を優先させるように、そのことと、もう一つは今議会の提案の案件も含めて拙速に走らないよう教育委員会の方に私の方から指示してあります。心配無用だと思います。

○永原（１番）

拙速に走らないように指示した、っていうことは具体的にどういうことでしょうか。

○町　長

今の言葉でご理解いただきたいと思います。

○永原（１番）

理解ができないので聞いてます。

○町　長

さきほどの自分のご質問から考えてください。議会が通ってしまえばやることになる。それで、なおやらないっていうのはおかしいですね、っていうことに対して私は答えた筈です。町といたしましてこの案件と今回議会提案も含めて拙速を急がないように説明と理解を優先することを、さきに優先するようにしてというふうに私の方から指示してある。教育委員会でやることですからそのように指示して教育委員会が今後流れの中でそれを対処して適切に対応すると思います。

○永原（１番）

教育委員長さんはどういうふうにやるつもりでしょうか。

○教育委員長

さきほどからお話をしておりますけれども、理解を得る努力をずっと続けてまいります。予算のことですけれども、それについて町長さんお答えの中に含まれていると思うわけでございまして、教育委員会としては理解を得るために努力を重ねるということでございます。

○永原（１番）

理解を得るために努力をする、あと１週間しかないですよね。この本会議があるまで。その間に理解を求めるわけでしょうか。

○町　長

もう１度言います。11月28日と７日の会合の状況から判断して、町としてはＰＴＡの皆さん方や保護者の皆さん方に説明、及び大方の理解を得ることを優先して欲しい。したがってそれに関与して今回の議案の方も問題になってまいりますので、それも含めて拙速に走らないようにということで教育委員会に７日の晩に指示してありますので、教育委員会はそれを含んで、今の教育委員長先生のお話も含めて町の方へこうして欲しいと言ってくる筈でありますので、町の方から議案についての適切な処置を取りたいと、こういうことであります。そこまでね、もう分かると思いますよ、それは。あなた議員さんですから。というふうな手続順をしっかり踏んでいくつもりでいますので、今のようなご心配に関しては無用であろうと、こういうふうに思います。

○永原（１番）

心配はいらないっていうことですね。

○町　長

ちょっと意味が違いますね、それ。

心配無用というふうに言いましたが、心配されてることは無用って言ったその心配とは、永原議員さんの質問、今いっぱいあって、心配がいろいろあるでしょう。しかし議会の方を通ってしまったあと、こうなるああなるって、そういうことに対する質問の心配という意味です。それは無用であろうとこんなふうに思っております。

○永原（１番）

学校給食の本来の目的、果たすべき役割をですね損ねてまでも合理化を進めるっていうことは本末転倒だと思います。学校給食の役割、今これから本当に学校給食法が食育を盛り込んでやったっていうことは、食育ですので教育ですので、もう学校のプログラムの方に入りながらやるっていうことなんですよ。それが学校給食の教育、学校給食法に改正されて根幹が学校給食法の根幹の所がガラッと変わったっていうことは、昭和29年に学校給食法ができてから初めてのことなんです。ですので本当に力を入れてる、給食っていうことに。ですので私は強くそこを言いたいんですけれども、あそこの７日のところ意見が保護者からも出たんですけれども、そういう大事な学校給食をですね、行財政の対象にしたっていうのは町の方の説明はちょっとはぐらかしていたんですけれども、行財政にのせたのは町民会議の答申ではなくて職員会議の、まちづくりの職員会議の中で出たものであって、町民からは１つも出てないわけですよね。それをずーっとやってきているわけです。ですので町民の行財政の話し合いでも出たっていうふうに勘違いされているようですけど、それは職員会議の中の会議の中で出たことで、町民のあれからは出てないんです。記録を見てもらえば分かると思うんですが。ですので本当にこの学校給食の民間委託、一旦してしまえばそのまたやってみてダメだったらまた戻すっていうような言い方するなら、そんなに不安のことは是非控えてもらいたいと思います。それから本当にあれだけ７日の日に保護者から意見が出て心配なこともあって、それから最初の答申の時の 700 万円くらいの削減になるっていうことが試算をしてここで臨時化も進んでいる中で、 300 万から 400 万ぐらいだっていうふうに変更になってきましたよね。だから最初の答申を出した時よりの半額になっているわけですよね。ですのでその子どものこの育っていく中の給食のことを、そういう行財政の対象にしなんでいただきたいと私は思いますけれども、教育委員長さんはどう思いますでしょうか。

○教育次長

只今の議員ご指摘の中でですね、行財政改革大綱に盛られたこの給食業務の見直しについて職員会議から出されたものだというご指摘がございますが、これは職員会議から出されようと、町民会議から出されようと、そこの問題ではないというふうに考えてます。行財政改革大綱は行財政改革本部で検討し、それを審議会である

委員会で審議をして決定をし、議会にも報告をしてあるところでございますので、職員会議側から一方的に出てきたというようなご指摘は極めて不適切でないかというふうに思いますので、訂正をお願いできればというふうに思います。それからさきほどらい、本来の目的を損ねてまでっていうふうにご指摘がございますけれども先般の説明会でも私の方から申し上げましたけれども、食の安全、あるいは地産地消の推進、美味しさの確保、美味しさっていうのはこれはいろんな所で辰野町の給食はおいしいという評価を聞いております。栄養士さんや調理員さんのご努力だというふうに私からも感謝を申し上げたいと思いますけれども、美味しさの確保、あるいは食育の推進、こういう現在の給食の質は確保できるという判断で決定をしておりますので、本来の目的を損ねてっていうふうな、損ねてまで民間委託を推進いしようというそういう認識で進めているものでありませんので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議　長

永原議員、あと3分ですので。

○永原（1番）

はい、すみません。その今のことですけれども協働のまちづくりの意見を聞く会、協働のまちづくり町民会議、協働のまちづくり職員会議、辰野町行財政改革推進委員会からの意見、提言、答申をもらってそれを出したっていうことですので、この間の説明だと町民の方から出てたっていうような言い方をしたので、そうじゃなくて協働のまちづくり職員会議の方で出たっていうことですので、まとめて出たっていうことはそうですけれども、私の言い方が悪かったらすみません。ただそういうことを言いたいことです。時間がないので是非この給食の委託問題は重要な問題ですので時間をかけて1つのテーブルに、また1からこの間もＰＴＡさんからも出たようにそのようにやっていただきたいと思います。次に、学校給食用食材の放射能安全対策について一括してお聞きします。

○議　長

永原議員、あと2分ですので、まとめてお願いいたします。

○永原（1番）

現在の取り組みの状況についてです。福島の原発事故によって放射能汚染の影響で学校給食で使用する食材の産地の問い合わせや、産地の公表を求める声が私の所

にも保護者から来ています。現在辰野町では、どのようにこのことを取り組んでいるかっていうことが１つと、国の方でも今度第３次補正予算で機械を買うっていうお金が付くようでして県でも12月の７日から放射能を調べてもらいたい所は調べますっていうふうにあったんですけれども、辰野町としてはどのように今後食材の放射能測定をしてどのように公表していくか。また保護者の方も牛乳とかお魚の汚染のことがとても心配になっているっていうことで、私の方に問い合わせが多々来ておりますので、その扱いをどのようにするか。県の方にも私聞きましたらこの間、教育委員会の方に各市町村に希望を取ったのは、一応これからのシミュレーションをするために希望を取ったということで、これから機械が来てどうするかっていうことでまた再度辰野にもどうしますかっていうことで、問い合わせっていうか、それを通知を出すみたいですので、是非辰野町もやっていただくように保護者も希望してますのでやっていただきたいと思いますけれど、その点についてその３点について取り組み状況、食材の放射能測定について、食材の産地の表示についてお聞きします。

○議　長

教育長、端的にお願いいたします。

○教育長

今ご指摘の点でありますが、現在の取り組みはですね有効な手立てが今のところ見つかっていないということであります。したがって有効な手立てが見つかりさえすれば、検査はやっていきたいというふうに考えています。現在のところは例えば運良く調べる順番が回ってきて当たったとしても、出した食品を食べてしまったあと結果が来るというようなシステムになっておりますので、せっかく調べてもらってもあんまり有効でないということがあります。これからの県の教育委員会の動きをみていきたいと、こんなふうに考えています。それから食材についてですけれども現在疑わしいものは流通していない筈であります。各都道府県で国の指示によってこれとこれはちゃんと調べて流通に乗せなさいということになってますので、流通しているものは安全が確保されているものと信じているわけであります。そこまで疑ったら普段物を食えなくなってきますから、そういうことであります。したがって学校が、栄養士が発注した時に業者から納入されるものにつきましては全て産地表示をしていただいております。また、およそ４割から５割くらいは地産地消

ですので県内、町内のものを使っております。購入したものについて産地を学校の給食室の前の献立やメニューの所へ、どこどこ産のものだということを表示してもらうように、すでに学校の方へはお願いをしてあります。以上です。

○永原（１番）

昨日もその給食室の前でに張り出してあるっていう答弁いただきましたが、保護者の方では給食室の前でには見に行けないので、ホームページで是非産地、食材の産地の公表をしてもらいたいっていうことですので、是非やっていただきたいと思います。あとその流通しているものは大丈夫だからっておっしゃいますけれども、松本塩尻とかそういう所は、そうはいっても流通しているものは大丈夫だとは言ってても保護者からの希望があって独自に調べて公表しているわけですよね。

○議　長

永原議員、時間ですので終了してください。

○永原（１番）

是非、ですので辰野町でも子どもの内部被ばく、内部被ばくすれば本当にもうこれから10年20年後、私たち今の大人がここでしっかりやらないと子どものことですので、是非保護者が不安になっていることを解決するのが行政だと思いますので、是非よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議　長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は13時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始　　12時　33分

再開時間　　13時　30分

○議　長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席２番、岩田清議員。

【質問順位11番、議席２番、岩田　清　議員】

○岩田（２番）

今回ラストバッターを務めます。全力投球で質問いたしますので、内容につきまして的確な答弁をお願いしたいと思います。さて国内にありましては原発事故の復旧作業や汚染処理・補償問題、外に向かってはＴＰＰや沖縄普天間基地移設問題など、我が国にとってまさに内憂外患が山積した師走となりました。通告にしたがい

まて2点、「税の滞納」と「キャリア教育」問題について、それぞれの切り口から質問したいと思います。

まずですね1番目、税および公共料金の滞納について取り上げたいと思います。この問題は過去議会におきましても宮下議員なども質問しておりますけれども、今回は直近の数字を扱いたいと思いますのでそのデータを参考資料として皆様方にお配りし、質問したいと思います。今議会でも「人口減少問題」が複数の議員から取り上げられましたように、いまや我が辰野町においても、あるいはこれは日本全体では、と置き換えても良いのでしょうが少子高齢化が加速度的に進み、各種産業のグローバル化は社会構造の根源的変質をもたらしています。この大きなトレンドを踏まえながら、税制においても「公平」「透明性」「納得」を3原則とする改革を積極的に進めていかねばなりません。我が町におきましても「徴収率向上に向けた体制・方法の強化」と「納税者の利便性の向上」がこれからの改革・改善へのキーワードになると考えられます。元より我々が学生の頃に習いました国民のあの三大義務と言いますけれども、勤労、納税、師弟を教育するという教育、この3つが三大義務と言われているわけですけれども日本という国家社会、あるいはこの地域社会を支える根幹でございますので大切な問題かなと思っております。まず最初にですね徴収実績につきまして滞納金調べの資料から2点質問いたします。表を見ていただければ分かりますけれども、代表的な町民税につきまして平成18年度と22年度を比較していただきたいと思います。現年度分の徴収率は98.6％とあまり変化はございません。その裏の資料を見ていただきますと長野県のですね各市町村の徴収率が出て、これが一番最新のデータでございますけれども、速報という形で出ていますのでご覧になっていただけば分かりますけれども、右側にですね辰野町が98.6それから箕輪町が98.4、南箕輪村98.4とこういうことで出ています。そんなにですね、そん色ないように思いますけれども、また表に返っていただきまして、過年度分のですね、を足した合計でですね 94.73 から 92.33 と 2.4 ％も下落しているということも事実でございます。まずその原因についてですね端的にご答弁いただきたいと思います。

○町　長

それでは質問順位が一番最後、11番の岩田清議員の質問に答えてまいりたいと思います。町に納めます町税のことなどの質問でありますが、その徴収率の問題であ

りますが18年度からこの表でいきますと、現年度分はまあまあ同じぐらいであります。過年度、今まで滞納されて１年でもって全部収入にならなかった分、過年度分が繰り越されておりましてそれに対する徴収があるわけですが、これが 2.4 ％ぐらい下がっているということで、それをどういう理由かということでありますが、これにつきましては平成19年の税源移譲によりまして所得税の率と住民税の配分率が変わったことによりまして個人の住民税額の負担が増税となった、増額となった。このようなことなども原因しております。その後リーマンショック、ご存知のとおりでありまして景気低迷などによりまして毎年、悪化しておりまして滞納者が年度内に完納できないことなどが徴収率の低下に繋がっているとこのように捉えております。

○岩田（２番）

今町長から理由の説明がありましたけれども、私が調べたところでもまたそういう形で各市町村とも持っているのも事実でございます。それで取り上げたいのはですね徴収率というより、むしろですね収入総額なんですね。町民税の収入総額みますと21年で10億 6,000 万ですね。端数はちょっとあれですが10億 6,000 万あったものがですね、22年度では８億 7,000 万と１億 9,000 万からの減収になっているわけですね。その要因についてはですね、ちょっと私ども素人がみてもなかなか分からないんですけれども、分かりやすくちょっと説明いただきたいと思いますけれどもよろしくお願いします。

○町　長

今度は21年度から22年度の徴収率でなくて減収、徴収しても金額が少ない、調定額自体が下がったということであります。この理由でありますが私どもの捉え方はやはりこのリーマンショックによりまして、率は下がらなんでも額が下がってるというような部分がたくさんあります。個人の所得が大幅に減収したということが第一の原因であろうと。その後、大型企業の倒産等がございました。また建設業者等もその中で材木業者も含めまして倒産が３件くらいありました。影響ある、さきほどの大型って言いますか大企業ということでまいりますと２社ほどあります。それにまたまつわる解雇となった皆さん方がアルバイト的な雇用に陥りまして、税収減ということであります。ほか、課長の方からもお答えを申し上げます。

○住民税務課長

減収の大きな原因でございますけれども、只今町長の答弁のとおりでございますけれども、それに加えましてやはり解雇となった方たちが今、町長申し上げましたように、アルバイト的な雇用に陥ったということで更にその方たちも収入が減となり、収入が減となったことで税金の方も少なくなって更に滞納せざるを得ないような状況になってしまったことで現年分が減収になってしまった。それからいくつかあった倒産になってしまった会社の方なんですけれども、そういった所が債権者とか管財人によります保全命令とかによりまして、財産処分の方ができないということで税金の方が一番最後になってしまうということで、税金が未収になってしまった。またそういった企業の代表者の方、比較的高額納税者であった方たちの方の税金が未収となってしまったっていうようなことが大きな要因だと捉えております。

○岩田（２番）

それでですね、その県の市町村別の表にもありますし、それから１ページ目の町民税計のバックグランドが黒く塗りつぶしてある所ですね、過年度分がですね 22.61 ％ということで、比較的前年度よりも徴収率が倍以上になっていますけれども、この理由についてもお聞きしたいと思います。

○住民税務課長

これは滞納の方で滞納、徴収対策室の方でやはり努力を重ねている中で、１つ大きな大口滞納者の方の処分が差押によりまして税額の方を納税することができました。

○岩田（２番）

分かりました。我々の感覚から言うと頑張っていただいて滞納分を徴収していただいたという形で評価したいと思いますけれども、いずれにしましてもですね、これまでご説明をいただく中で、なかなか税の問題は部外者には難しく奥が深いということが分かってまいりました。そこでですね徴収率算定の基礎になっている、この表にも出てますけれども調定というか調定額と不納欠損という用語ですね。分かりやすくですねこれはどういうプロセスで調定額が決定されるのか。あるいはですね不納欠損処分の判断基準、判断、最後これは不納欠損だということをどういう形で決めていっているのか、これをご説明いただきたいと思います。

○町　長

調定額っていうのが一番馴染み深くない、住民の皆さんにとって言葉であろうかと思います。行政をずっとやってる公務員の人は調定額っていうのは最初から慣れているようでありますが、私も最初ちょっとなんで調定だっていうふうに思いました。簡単に申し上げますと申告がありまして税が決まってまいります。税が決まってまいりますと、税務署の方から経由してこちらの方へ来る場合もありますが、直接町の方へ出す場合もありますけれどもそれらにつきまして、もう一度具体的に、あっ来る金額だけっていうのただ調表だけ重ねてみてみましても、いくら町はその町税全体で取れるのかっていうのは分からないわけでありますから、その出された調表に基づきまして、一旦この町が今年の税収あるべき金額というものをダーッと打ち直して作ります。これが大きく言うと調定額にもなってくるわけでありますが、とりあえずは何年度のものか確認いたします。どの科目になるものかも確認いたします。金額はいくらか。それからそれは誰が納めるものなのか、家族の中のどなたかが、いったことを調査して徴収する金額を定めて、それが町の例えば来年度税収の額というふうに初めてなるわけであります。それに基づいて今度町は町税を徴収するように町民税を徴収するように、徴収額を決めて発行するわけであります。問題は不納欠損、問題って言いますか次の問題は不納欠損ということでありますが、書いて字のごとしでありまして、結局調定額を合法的に消滅するようにこの不納欠損を当てはめるとなってまいります。滞納分が結局徴収できないということであります。したがいましてただできないだけでなくて財産や預金や全部調べさせていただいて、特別生活保護、あるいは生活困難に陥るような状況は控えさせていただくように法律でなっておりますので、そういったものなどを全部取って、それで取れないものが滞納処分の停止という形にもなってまりいます。この停止が3年間続いた場合には納入義務がなくなるということになってまいりますが、詳しく、ここん所大事でありますので住民税務課長からお答えいたします。

○住民税務課長

それでは調定額、それから不納欠損等につきまして、例を示しながらご説明させていただきたいと思います。町民税でございますけれども例えば1例でございますけれども、一般的に給与所得者っていう方がおります。この方、こういう場合でございますけれども住民税は前年度所得から算定をいたします。前年度1年間に得た

給与等の収入金額というものがございますが、それを計算式によりまして必要経費等を差し引きまして、所得金額というものを算出いたします。その所得金額から各種の控除、例えば基礎控除、社会保険料控除等でございますけれども、こういったものを差し引いて課税する基礎となる金額を算定いたします。これを課税標準額と言います。この課税標準額に税率を掛けて、そのあと所得税と住民税との控除の金額の差がありますのでそういった調整控除を行います。税額に、例といたしましては基礎控除は38万円、これは所得税では38万円でございますが住民税は33万円でございます。こういった調整を行いまして均等割額の 4,500 円をそれに足します。その金額が 1 年間の住民税の税額となります。このことをこの一人ひとりの住民税の税額を足し上げたものが町全体の住民税の額となります。この金額のことを現年度個人町民税の調定額と言います。それから固定資産税の関係で言いますと、例えば家屋、分かりやすく言いますと家屋の関係でございますけれども、例えば家屋につきまして新築されますと、家屋評価というものをまず行います。家屋の造りがどうであるのか、天井や壁、床の仕上げはどうなっているのかというものを評価いたします。この評価によりましてこの家をもう一回、建て直した場合いくらになるのかという再建築費という額を算出いたします。この額に建築よりの経過年数を考慮したそれぞれ違いますけれども一定の率を掛けます。そうしたことによってそれに減点補正率というもの、これも決まりになっておりますけれどもそういったものを掛けたものが評価額となります。これに税率を掛けたものが 1 年間の固定資産税、家屋についての固定資産税の税額となります。こうして税額がお一人おひとりの固定資産税の税額が出ましたものを足し上げたものが町全体の固定資産税額となり、この金額のことを現年度固定資産税の調定額と言います。それから不納欠損の判断基準でございますけれども、これには滞納処分をすることができない、できる財産がない時、財産がないと言いますのは、預貯金の調査等をして財産がないって確認すること。また差押禁止の財産、または財産はあるけれども差押することができない場合、また金銭的価値を有しない財産、譲渡または取り立てができない財産で差押の対象とならない場合など、そういった財産がない時。また滞納処分をすると生活が著しく困窮し生活ができないふうになってしまう。また滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がどこにも確認ができない、不明である時。国外とか行方不明になってしまったりとか宛先が分からない場合、こういった大きな 3 つの判

断基準で不納欠損の判断基準とさせていただいております。以上です。

○岩田（２番）

よく話の、具体的な話で説明分かりました。私が辞書で調べますと不納欠損処分とは歳入徴収額を調定したものの、何らかの理由で徴収が行えず今後も徴収の見込みがつかないため、地方自治体がその徴収を諦めること、と書いてありまして、これどういうことがあるのかなというような気がしましたけど、今のように具体的に説明していただきますとよく分かるわけですけれども、それでですね最も税務課の方でご苦労されているのが滞納の問題だと思われますけれども、現在行っている対策についてですね端的に手短にお答えいただきたいと思います。

○町　長

辰野町は最近取り組んでる、特に滞納、督促、不納の場合の未納の場合の徴収について２点あります。１点はここもう５、６年になりますけれども役場の税務課の方へ臨時の職員を入れて、それで徴収係、専門に回っていただくようにいたしております。と申しますのもなかなか払う皆さん方も都合を言われまして、土日じゃなきゃいないとか、夜中の11時過ぎじゃなきゃダメだとか。朝５時じゃなきゃ出ちゃうとかいろんなこと言われますますので、それに対応できるようなふうに「はい、分かりました」大抵そういう時に行ってみるといないそうでございます。それでもなおめげず頑張ってくれてます。そういった徴収係を置いたこと。もう１つは大抵町税の未納の方は県税も一緒に大体未納になっているというようなことで、スタートは大口から始まるわけでありますけれども、どっちみち請求って言いますか、払ってくださいっていうふうにお願いに再徴収に行くわけでありますので、督促に行くわけでありますので、督促状だけではダメですから人間が行くわけです。その時に県も町も一緒になって行こうということで、今県と各市町村が一緒になりまして１つの団体と言いますか、そういう対策の課を作りました。それに辰野町も入りまして若干の負担金もかかるわけですが、負担金も出しながらそれ以上の効果を上げるようにということで、多分全部の市町村が入って一緒になってしてるとこであります。成果は非常に質問の内容に入ってませんけれども、上がってきております。そんなところ２点、今現在は進めてるところであります。

○岩田（２番）

今、町長の答弁にもございましたように、町の方でも対策に苦労されているとい

うことが分かりますけれども、更にですね、徴収率向上に向けて私の方もいくつかの提言がございますけれど、まとめて最後にしたいと思います。いずれにしましても滞納問題というのは、この手の専門家の表現で「ワニの口現象」という現象を言うらしいんですけれども滞納率が一方的に上がってく。徴収率があるいは収納率が下がってく。とこのワニの口のようにドンドン開いていくっていうことなんですね。だからある一定の所を過ぎるとドンドン、ワニの口が広がると、でもう閉まらなくなるとこういうことらしいです。３番目の質問に移りますけれども、滞納と言えばその他の公共料金もあります。保育料から各種の保険料、町営住宅の使用料までですね非常に多岐にわたりますので、この内今回代表的な水道料金について質問したいと思います。長引く景気低迷の中、収納率の低下はないでしょうか。また水道料につきましてはですね水道法の独自の対策もあるかと思いますので、それを伺いたいと思います。

○水処置センター所長

それでは水道関係、上水道、小野、簡易水道ありますけれども、その両方合わせて合計での収納率についてまず説明させていただきたいと思います。平成18年度から22年度までこちらの表にはちょっと載ってませんので、まずですね平成18年度の現年度分の収納率が 98.82 %。それから19年度で 98.91 %。20年度が 98.76 %。21年度が 97.36 %。それから平成22年度が 98.26 %となっております。それからあと過年度分がありますけれども、過年度分も含めた合計で説明させていただきますと平成18年度が 96.76 %。それから平成19年度は 97.02 %。平成20年度が 97.10 %平成21年度が 95.82 %。平成22年度が 95.33 %。というような状況になってます。これはさきほどの町民税と似たような傾向もありまして、現年度分の収納率についてはあまり大きな変化は認められておりませんけれども、過年度分を含めた合計でみますと18年度22年度、比較してみますと約 1.4 %ぐらい減っているというような傾向にあります。ということは過年度分の料金徴収っていうのが非常に難しくなっているということが伺えますので、給水停止処分など行いながら現年度分の徴収に力を注いでいくのが一番滞納を増やさない対策じゃないか、というふうに考えております。

○岩田（２番）

説明受けまして分かりましたけれども、あのですね、巷間で流布している俗説で

ございますけれども、水道はですね人命に関わるですねライフラインだから払わなくても水道が止まることはない、という噂が町民の間にもあります。この真偽はですねちょっと分かりませんけれども、現在はコンビニでもですね飲料水を買える時代になっており、悪質な滞納者には給水を止めるなど断固たるペナルティーを科しても良いと思われますけれども、その点についてどうですか。

○水処理センター所長

滞納者に対する取扱いについてですけれども、町の方では給水停止処分取扱い要綱っていうのを定めております。それに基づき給水停止処分を実施しております。対象者としましては水道料金を3期以上滞納している人。それから3期以内でも過去に給水停止処分を受けて悪質、または滞納の常習者というふうに判断される人。それからその他、管理者が必要と認めた者というふうになっておりまして、その手順としては3段階あります。まず第1段階目に給水停止の予告書というのを発行します。次にですね何月何日に給水停止しますよという給水停止通知書を出します。それで支払いとか連絡のない人について、給水停止処分ということを実施するわけです。今年度については既に2回実施しておりまして、その2回合わせた合計で結果をみますと、まず給水停止の予告書というのを出した件数がですね219件ですね。給水停止通知書、これが95件。実際に給水停止を行った件数というものは32件あります。その結果として合計の入金額というか収入としては、水道が186万4,447円。下水道については141万2,608円という結果が得られております。

○岩田（2番）

大変ご苦労されてることは分かりますけれども、利用者の公平性という観点からみましてもですね、一層の利用料金収納に努めていただくべくことを指摘しまして次の質問に移りたいと思います。

さて資料を見ていただきたいんですけれども、資料の2ページの上なんですけれども、これはですね長野県地方税滞納整理機構のホームページから引用したグラフでございますけれども、県自体が非常にですね収納率が落ちているということがこのグラフから分かるんですね。平成4年では徴収率全国3位と上位であったが20年では30位、21年ですね、これはまだ予告なんですけれど、予想なんですけれども32位まで下がっているということで、このグラフ右肩下がりの所を見ていただければ分かります。長野県全体の徴収率が低迷している理由はどういうふうに分析されて

いるのか、町長に手短にお願いしたいと思います。

○町　長

県の徴収に関するもの、徴収率も下がっているということですが、現状自体で我々の分析でやりますと、1998年長野冬季オリンピック、即ち平成10年でしたか、の開催の前年ぐらいから大幅に景気が落ち込み始めたということがまず原因の１つです。平成13年ぐらいまでは比較的順調に維持してたものですが、さきに景気の低迷の方が先行してますので平成12年、これにかてて加えまして知事さんが代わりまして、その方が脱ダム宣言とか公共事業停止、激減、これは大きな景気に影響いたしております。景気は冷え込んだものと一緒に相まってそういったことの中での長野県全体の経済の落ち込みが累積されて県の方で評価されております。更なる要素といたしまして、他県では徴収対策が既に行われ始めました。全国的に徴収率が上がったもんですが、長野県はようやくここでさきほど言いましたように町村と一体となってやってくかというようなことで徴収対策のことに力を入れ始めて、ちょっと若干遅れたということで順位が落ち込んできたろうとこんなことであります。もう１つは県下、市町村全部職員数の減少をいたしております。これは行革ということであります。それでそればっかとは言えませんけれども、やはり徴収にあたる職員も一定量のパーセンテージ下がってきておりまして、若干減ってきていると。それも影響してる。そんなようなことでございますので手短に言えっていえば、そのぐらいの羅列ぐらいであろうと思います。

○岩田（２番）

ここにですね長野県地方税滞納整理機構のホームページから出した機構のですね組織概要など、ここで見ていっているわけでございますけれども、滞納整理機構は昨年12月27日に発足しているということでございます。まだ１年足らずですけれども、辰野町も滞納事案の処理を依頼していると思いますけれども、その件数と金額及び実績について伺います。また負担金などについてもご説明いただきたいと思います。

○町　長

スタートは大口からと、さきほどもちょっと申したかどうかあれですが、やってかかっております。負担金につきましても大口のほか、実績につきましても課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

それでは滞納整理機構に上げた案件等についてご説明いたします。平成23年、今年度でございますけれども7件の大口困難案件を機構の方に上げさせていただきました。税額で860万5,700円でございます。速報の方では、県の速報では10月末で96万4,400円。徴収率11.21％です。県の平均が8.2％ということで若干上回っております。また最新でこちらの方に連絡があった中で、11月末の金額では納付額が126万500円ということで1月の間にまた40万ほど納入が増えております。7件の内のこれが4件分の案件から納入をいただいております。ここで2件また納入ができるということで連絡をいただいております。金額はまだちょっと未確定です。それから負担金の方でございますけれども、年額、均一で1市町村均等割で5万円。それから1案件毎の単価が16万6,000円ということで7件116万2,000円、合計の委託料が121万2,000円でございます。

○岩田（2番）

税務課側のですね評価は伺いませんけれども、今の数字を伺いますとですね、それなりきな効果が上がっているという形だと思います。いずれにしましても効率的な滞納対策の1つの柱として、今後とも積極的に利用していくことを要望しておきます。時間にも追われていますのでまとめに入りたいと思いますけれども、辰野町も収納対策本部と言うのですか、滞納対策本部というのが設置されてありますけれども、どういう活動をしているのか組織構成をふくめてご説明いただきたいと思います。

○副町長

それでは町税、公共料金等の滞納対策本部ということでありますけど、これは平成12年に設置されました。これは税ばかりでなく、ほかの水道料とか病院の診察費用、住宅使用料、保育料とそういった公共料金の関係全ての担当者の事務局会議というような位置付けで会議を進めてます。町税の滞納者っていうのはほかの公共料金も滞納しているケースっていうのは殆どの場合であります。そういった関係でそれぞれの担当者がやはり連携して滞納整理を実施していこうということの位置付けであります。案件につきましてはどういうふうな形で対応していくかということを検討しまして、情報の共有を図っていくということであります。それから年3回一斉の滞納整理期間ということを設けておりますけれども、5月の出納閉鎖、8月の

お盆、12月の年末ということでこの取り組みについてどういった、統一的にやはり取り組んでいこうということをするわけでありますけど、そこでは総合催告書っていうものを発送しますけれども、それの共通の処理を行って催告書を共同で発送するというようなことであります。とりわけその中でも取り組みの重点っていうのがございますけれども初期滞納者をできるだけ早く、時期に電話催告をこまめにしていくという取り組みでございます。これは現年を優先ということでありますけれども要は新しい滞納を作らないという、そういった意志のもとに共通の認識を持って進めています。それから今年の４月に発足しました長野県の地方税の滞納整理機構でありますけれども、今年度７件、一応移管しましたけれどもそういった案件につきましてはこの会議の中で検討しまして絞り込んで、それで県に送るというような作業をさせていただいてます。それからこれからの取り組みということになりますけどこれらの、含めて言いますけど新たな徴収の向上策というものも今検討を進めています。平成20年の４月には税公共料金、全てがコンビニ収納ということを対応できるようになりましたけども、合わせてインターネット公売ということも、これは既にできる形になっておりますけども、実行する場合にはかなりまだ問題点がございますので、その進め方についても今検討を進めています。それから滞納者のやっぱり財産の調査とかその生活とかいったものが、非常に調査が必要になってきています。そういったことの中でさきほど出ている差押であるとか、不納欠損とか執行停止とかいろいろ出てますけれども、そういった事務的な処理のマニュアルというものをやはりこの会議の中で細かくやっぱりケース検討合わせながら、これから進めて検討して統一していくというようなこともしております。今後については更に協調して滞納者と役場職員一丸となってやっていくというような、そういった位置付けの中で更に活動進めたいというように思っています。以上であります。

○岩田（２番）

せっかくですね収納対策本部、そういう形で一所懸命やってますけれども熱意があってもなかなか実績が上がらないという形の中で、こちら私の方の提言でございますけれども、この最後の資料の裏に提言を書いておきました。右から聞いて左へ流れてはいけないように書いて置きましたんで、見ていただきたいと思いますけれども、まずですね目標を設定するっていうことなんですね。ここにいろいろ書いてありますけど徴税率の目標を数値化して取り組んでいただかないと、人間はやっぱ

ね目標がないとやっぱダメなんですね。この点だけ副町長に１点だけお伺いしときます。具体策につきましてはそこに書いてありますように徴収組織の整備と強化、滞納処分の促進、それからですね最後にコンビニ収納の拡大、それから滞納整理機構との連携とかこういうこと書いてございますけれども、１点だけですね徴税率の目標を数値化して担当職員に知らせるべきだと思いますけれども、この１点だけお願いしたいと思います。

○副町長

当然、この会議の中でもそれぞれの３回滞納一斉の期間がございます。その中でもその目標については設定をして協議して、取り組みを一斉にやっぱり意識も統一する中で進めていくということを考えております。ご意見を受けましたんでそのとおりにまた進めたいと思います。

○岩田（２番）

是非ですね具体的な形で実行性あるように取り組んでいただきたいと思います。

それではですね２番目のキャリア教育ということについてでございますけれども、これ皆さん方もなかなか聞き慣れない名前の教育でございますけれども、そもそもですねキャリア教育ということはどういうことでしょうか。教育長にお願いしたいと思います。

○教育長

ご質問のキャリア教育ということでありますが、時間も大分押しているようですので簡潔にいきたいと思いますが、平成14年頃からキャリア教育という言葉が文部科学省中心にして使われるようになってまいりました。これはですね産業構造が大きく変化したりですね、雇用の制度が大分変化してきたりですね、というような状勢の中で、就職しても３年以内に離職する人が非常に多いとかですね、挙げ句の果てはニートと言われるような人が出てくるというようなことで、職業、勤労観というようなものが大分昔と変わってきて、大変な世の中になってきたぞということを踏まえてですね、文部科学省が出してきた教育であります。それでそもそもキャリアという言葉ですけれどもこれは中世のラテン語から出てきた言葉なんだそうですけれども、行路とかですね車道とか行く路とかそういうような意味が語源のようでありますけれども、要するに職業を通して自分の人生をどのように構築していくかとこういうことだというふうに言っております。文部科学省の手引書というのが出

ているわけでありますけれども、この手引書によりますとキャリアというのはですね、ちょっと読みます。「人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ね」こういうふうに言っておりますので、そういうことを高める教育だというふうに定義をされるわけであります。よろしいでしょうか。

○岩田（２番）

今ですね教育長が非常に分かりやすい言葉で語っていただきましたけれども、私がですね文科省のホームページで開きますとキャリアとはということで、「個々が個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖、及びその過程における自己と働くこととの関係付けの価値の累積」というような表現なんですよね。これ私の国語力がないかどうか分からないんですけれども、よく分からないと。そのあと更にですね、説明の中でいろいろな例を取っていきますと実は教育長が日々ですねおっしゃっております「生きる力」ですね。ですからこの社会の大きな変質の中で子どもたちの進路もですね、就職と進学とを問わず環境が大きく変化していると。大学生の４割が就職できないと。あるいは大学の４割が定員不足で競争率の所を見ると横にＢＦって出ているんですね。ＢＦっていうのはボーイフレンドじゃなくてボーダーズフリーなんですよね。要するに１倍いってない大学が４割いるということなんですよ。そこは大体名前を書けば通してくれると。就職を失敗したから大学へ行くと。あるいはそういう専門学校へ行くというような、もう時代になっちゃって我々の頃とは様変わりしているわけですね。それでその基礎的、基本的な資質、能力の不十分さが今子どもたちの未成熟という形の中で、各方面から指摘されている。その中でですね子どもたちが活きる力を身に付け、社会の激しい変化に流されることなくそれぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し社会人、職業人として自立していくための教育でございますね。これがですね最近は若年で５、６でもそのほかの分野でも若い子ども時代から英才教育しているような形がありますけれども、それとは別にですね普通の人間でもキチッともっと早い時点で社会と関連付けた教育をしていかなきゃいけないと、こういうことだと思いますけれども、現在ですね小中学校においてキャリア教育とはどういう形で行われているのか、これ２番目の質問になりますけれどもお願いしたいと思います。

○教育長

学校の教育は学習指導要領に沿って行われております。小学校は小学校学習指導要領、中学校は中学校学習指導要領であります。指導要領、小学校は今年度から変更になった学習指導要領が本格実施、中学は来年度から本格実施でありますが、この学習指導要領の中にはどこを見てもキャリア教育っていう言葉は出て来ないんです。１つも出て来ない。それなのにキャリア教育をやれっていうのは一体どういうことだろうかということですが、文部科学省はキャリア教育の手引きというこういうのを小学校用と中学校用を出してます。これを見てみますとですね、今ある学習指導要領のそれぞれの領域で行うことや目標がこうズーッと書かれているわけでありますけれども、それぞれの中のここの部分やここの部分やここの部分やここの部分を繋げるとキャリア教育になるよってそういう、簡単に言えばそういうふうになってるわけであります。したがって国語の授業の中でコミュニケーションを大切にするようなことを扱うと、こう書いてある。算数の数学の中で日常生活の中でどういうふうに問題解決していくかっていう力を養うって、そういう所をこうに繋げていくと全体としてキャリア教育ができあがるよと。教科だけではなくて、もちろん道徳とか総合的な学習の時間でありますとか、生徒会とか部活動とかボランティア活動とか給食当番でありますとか清掃とか、そういうことまでみんな含めてそれが活きる力に繋がるキャリア教育ですよと、こういう受け止めでありますのでどのように行われているかといえば、学習指導要領に沿った学習指導しているわけですが、それに沿っていけばキャリア教育もできていくと、こういうふうに考えているところであります。なおその全体計画を作って更に職員もそれに、先生方もそれに沿った意識で進めなさいよと、こういうことであります。

○岩田（２番）

今のご説明で大分キャリア教育の実態というのが分かってきたわけですけれども、国立教育政策研究所生徒指導研究センターではですね、キャリア教育について、職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組みの開発と。それから将来、児童生徒が自立した社会人・職業人としてしっかり生きていくために必要な能力や態度、資質として４つの能力の開発というか教育を上げてますけれども、１つは「人間関係形成能力」２つ目が「情報活用能力」３つ目が「意思決定能力」４つ目が「将来設計能力」これがですね各児童生徒の成長の各時期において身に付けることが期待され

ているということでございますけれども、今教育長の話によると今の小中学校ではそういうことをですね、具体的な目に見えた形でキャリア教育という形でプログラムが設定されていませんけれども、是非ですね、このキャリア教育重要性をですね教育委員会の方がイニシアチブを取ってですね発信していただいて、辰野町の小中学校もですねそういう形の、さきほど申されましたようなニートとかそういう就職難民化のですね予備軍を作らないような形の教育をしていただきたいと思いますけれども、このキャリア教育っていうことについてですね更なる充実、発展を推進を図るためにですね教育長の決意というか、所見を伺いたいと思います。

○教育長

今、議員さん申されました国立教育政策研究所の出したキャリア教育についての冊子もここにございます。今、申されたようなことは書いてございます。それで決意ということでありますが、特に今の国立教育政策の中ではですね、文部科学省が言っていることと更に、付け加えてですね家庭とか地域とか企業とかそういうものとの繋がりを大切にしなさいよということが書かれております。辰野町におきましては従来から学校支援ボランティア事業を積極的に進め、先般は文部科学大臣表彰をいただくというようなこともありましたので、かなり進んだことをやっているんだろうというふうに私は思っておりますし、また小学校や中学との連携においてこれを進めなさいよと、いうふうにも書かれておりますので両小野小学校が今、小野小中学校が今行っております小中一貫教育も大変、この職業観ていうことで繋げると大切な筋道になるだろうというふうに考えております。したがって従来、職業調べとかですね職場実習とかいうようなことはもちろんやってきて、今もやってるわけでありますけれども、そういうことと繋げ、各教科と繋げ、意識をキャリア教育という方面から繋げてやっていくように、来年度あたりから各学校の計画を作っていただけるように考えているところであります。以上です。

○岩田（２番）

教育委員会のですね、リーダーシップ、今の大阪府と市の時、教育委員会のこともですね選挙に関連して非常に問題になってますけれども、是非ですね教育委員会がリーダーシップを発揮していただきまして、キャリア教育の推進をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議　長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

９．散会の時期

12月10日　午後　14時　21分　散会